

建設業許可申請のしおり

(令和 7 年 2 月改訂版)

このしおりは、群馬県知事に建設業の許可を申請しようとする方及び変更届等を提出しようとする方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続きなどを簡易にまとめたものです。

建設業法の趣旨を十分御理解のうえ、このしおりを参考に申請の手続きを行ってください。

許可申請等の受付

申請書は、申請区分を問わず郵送、来庁いずれでも受け付けます。

来庁の場合は、以下の日時にて受付を行います（予約は不要ですが、下記日時のみとさせていただきますのでご注意ください）。

1 日時

月曜日、水曜日及び木曜日

午前 10 : 00 ~ 11 : 30

午後 1 : 00 ~ 3 : 00

2 場所

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

(県庁21階 南フロア)

電話 027-226-3520・3524

群馬県県土整備部建設企画課

目 次

I	建設業を営むには許可が必要	1
1	建設業許可とは	1
2	軽微な工事のみを請負う場合は許可不要	1
3	業種別に許可が必要	1
4	附帯工事	1
5	解体工事業の新設に伴う 取扱い等 について	2
	・ 表1 建設工事の種類別にみた内容と例示	5
II	許可の区分	7
1	大臣許可と知事許可	7
2	一般建設業の許可と特定建設業の許可	7
III	許可の有効期間	7
IV	許可を受けるための要件	7
1	経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有していること	8
2	営業所技術者等 を有していること	9
	・ 表2 建設業の種類別指定学科	11
	・ 表3 建設業の種類別技術者資格要件	12
	・ 表3の別表-1 有資格者コード一覧[一般建設業]	23
	・ 表3の別表-2 有資格者コード一覧[特定建設業]	26
3	請負契約に関して誠実性を有していること	29
4	請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること	29
5	欠格要件に該当していないこと	29
6	適切な社会保険に加入していること	30
V	許可を受けるための手続き	31
1	許可申請書類の入手	31
2	許可手数料の納入	31
3	申請書様式等への押印の廃止について	31
4	許可申請書類の提出	32
5	審査方法	33
6	許可されたとき	33
7	不許可と許可申請の取下げ	33
8	許可番号の引継ぎ	33
9	事業承継及び相続にかかる許可の引継ぎ（認可申請）について	34
VI	許可申請に必要な書類	35
1	許可申請書、添付書類及び確認資料（表4）	35
2	許可要件の確認資料	38
	・ 表5 国土交通大臣・都道府県コード表	45
	・ 表6 群馬県市町村コード表	45
3	記載方法	46
	・ 様式第1号 建設業許可申請書	46
	・ 別紙1 役員等の一覧表	49
	・ 別紙2（1）営業所一覧表（新規許可等）	50
	・ 別紙2（2）営業所一覧表（更新）	52
	・ 別紙3 県収入証紙貼付用紙	53
	・ 別紙4 営業所技術者等 一覧表	54
	・ 様式第2号 工事経歴書	56
	・ 図1 工事経歴書の記載フロー	59

・ 様式第 3 号	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	60
・ 様式第 4 号	使用人数	61
・ 様式第 6 号	誓約書	62
・ 様式第 7 号の 3	健康保険等の加入状況	63
・ 様式第 7 号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	66
・ 表 7	態様別証明者一覧	69
・ 別紙	常勤役員等の略歴書	70
・ 様式第 7 号の 2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の 証明書	71
・ 別紙 2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	73
・ 様式第 8 号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	74
・ 様式第 9 号	実務経験証明書	78
・ 様式第 10 号	指導監督の実務経験証明書	81
・ 様式第 11 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表	82
・ 様式第 12 号	許可申請者の調書	83
・ 様式第 13 号	建設業施行令第 3 条に規定する使用人の調書	84
・ 診断書作成例	（成年被後見人等に該当する役員等用）	85
・ 様式第 14 号	株主（出資者）調書	88
・ 財務諸表（法人用）		89
・ 財務諸表（個人用）		116
・ 表 8	勘定科目分類表	121
・ 様式第 20 号	営業の沿革	130
・ 様式第 20 号の 2	所属建設業者団体	131
・ 様式第 20 号の 4	主要取引金融機関名	132
・ 建設業許可申請書類	確認書	133
・ 発注証明書		134
・ 雇用保険加入済確認願		135
・ 営業所写真		136
・ 照会対象者の一覧表		140
・ 建設業の許可申請の取下げ願		141
VII	許可後の届出事項等	142
1	許可の更新手続	142
2	他の建設業の許可を受けたいとき	142
3	変更等の届出書の提出	142
・ 表 9	変更等の届出事項と提出書類	143
4	廃業等の届出	148
5	許可換えの新規申請	148
6	標識の掲示	148
7	工事現場の技術者の配置	148
・ 様式第 22 号の 2	変更届出書	150
・ 変更届出書		154
・ 様式第 7 号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	155
・ 様式第 8 号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	156
・ 様式第 22 号の 3	届出書	159
・ 様式第 22 号の 4	廃業届	161
・ 様式第 28 号	建設業の標識（店舗用）	163
・ 様式第 29 号	建設業の標識（工事現場用）	164
VIII	建設業許可証明書の交付申請	165
・	建設業許可証明書交付申請書	166
IX	建設業許可申請書の閲覧	167

建設業許可 Q & A

許可申請の主な流れ

許可申請書・提出

○許可要件

- ・ 経營業務の管理を適正に行うことのできる能力 (P 8 参照)
- ・ **営業所技術者等**の常勤 (P 9 参照)
- ・ 請負契約に関する誠実性 (P 29 参照)
- ・ 財産的基礎・金銭的信用 (P 29 参照)
- ・ 欠格要件に該当しない (P 29 参照)
- ・ 適切な社会保険に加入 (P 30 参照)

審査期間

約1か月

注 審査資料等が整っている場合のみ

申請書・資料等に不足・誤記入等あった場合は審査期間が延伸します

許可通知書・交付

【毎年度提出】

○定期的に提出すべきもの

- ・ 決算変更届 **決算終了後4か月以内に提出** (P 142 参照)

【許可内容の変更があったときに提出】

○事実発生後、法定の期限内に提出すべきもの

(P 142 参照)

- ・ 変更届出書
- ・ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書
- ・ **営業所技術者等**証明書
- ・ 届出書
- ・ 廃業届

更新許可申請書・提出

注 変更届等が適正に提出されていない場合、更新することができません

- ・ 満了30日前までに提出
- ・ 満了3か月前から受付

許可の満了

注 許可期間満了後は、更新申請を受け付けられません

- ・ 許可日の5年後の前日

I 建設業を営むには許可が必要

I-1 建設業許可とは

建設工事の完成を請け負うことを営業とする場合は、建設業法（以下「法」という。以下同じ）第3条に定める許可を受ける必要があります。発注者から直接建設工事を請け負う元請負人はもちろんのこと、下請負人であっても、請け負って建設工事を施工する者は、個人でも法人でも許可を受ける必要があります。

I-2 軽微な工事のみを請負う場合は許可不要

次に掲げる工事を軽微な工事といい、軽微な工事のみを請け負う者は、許可を受ける必要はありません。

建築一式工事	工事1件の請負代金の額が1500万円（消費税相当額を含む）に満たない工事又は、延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事（※）
その他の建設工事	工事1件の請負代金の額が500万円（消費税相当額を含む）に満たない工事

上記請負代金に材料費が含まれない場合は材料の市場価格を加えた額で判断する。

※請負代金が1500万円未満の工事であれば、延べ面積の制限や木造住宅である必要はありません。延べ面積が150平方メートル未満であり、かつ木造住宅の工事であれば、金額の上限はありません。ただし、工事1件の請負代金の額が1500万円以上であって、150平方メートルに満たない木造住宅工事でも、延べ面積の2分の1以上を店舗として使用する場合は軽微な工事には該当しません。

I-3 業種別に許可が必要

建設業許可の業種は29種類あり、上記小規模工事を除き、許可を受けた業種の工事のみを請け負うことができます。

土木一式工事と建築一式工事は、他の専門業種とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに施工する工事であり、通常元請工事となります。

一式工事の許可を受けていても、一式工事を構成する舗装工事や内装仕上工事、総合的な企画・指導・調整の無い解体工事といった専門工事を請負うことはできません。その工事に対応した許可を別途受けている必要があります。

I-4 附帯工事

許可を受けていない業種の工事であっても、許可を受けた業種の工事と一体となった「附帯工事」を請け負うことは可能です。

例：屋根工事の許可を受けているが塗装工事の許可のない建設業者が、金属製の屋根の補修を請け負った際に、その屋根の塗装も一括で請け負った場合の塗装工事

許可を受けていない業種の附帯工事の金額が500万円以上の場合、その工事に係る技術者（当該業種の営業所技術者等の要件を満たす者）が自社にいるときは自ら施工することができますが、技術者がいない場合は許可を受けている他の業者に下請けさせる必要があります。

I-5 解体工事業の新設に伴う法律上の取扱い等について

1 概要

平成28年6月1日より、従来の「とび・土工工事業」で施工することができた解体工事を独立させ、「解体工事業」として新たな許可区分が設立されることとなりました。解体工事を行う場合には、原則※「解体工事業」の許可が必要となります。

※軽微な解体工事のみを請け負う場合には解体工事業登録が必要（土木一式又は建築一式の許可がある場合は不要）。

解体工事の内容・考え方の例示については下表のとおりです。

解体から新設までを請負う場合		解体し更地にするまでを請負う場合	
専門工事で 作ったもの	一式工事で 作ったもの	専門工事で 作ったもの	一式工事で 作ったもの
専門工事で施工 例：リフォーム工事 （内装仕上工事で施工）	一式工事で施工 例：ビルや家屋等の建替え （建築一式工事で施工）	専門工事で施工 例：看板撤去工事 （鋼構造物工事で施工）	解体工事で施工 例：ビルや家屋等の解体

2 有資格者に関する注意事項

平成27年度までの下記資格合格者は、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります（平成28年度以降の合格者は不要です）。

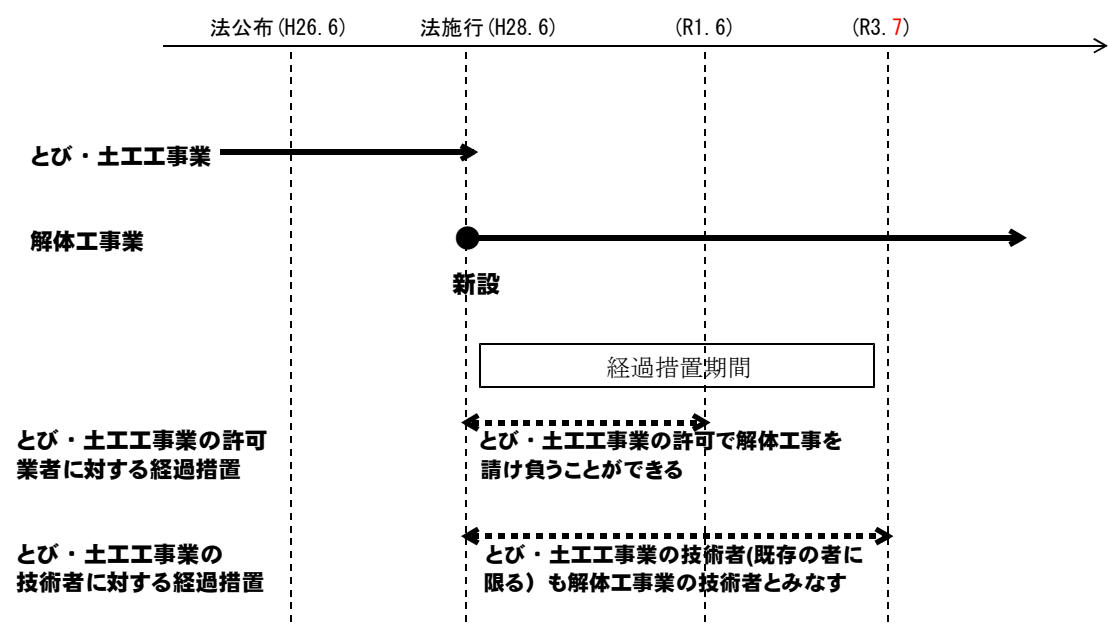
- ・ 1級土木施工管理技士 ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 2級土木施工管理技士（土木） ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体）

下記資格者は解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。

- ・ 建設・総合技術監理（建設）
- ・ 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）

※登録解体工事講習については、4を参照

※参考：過去の経過措置について



3 実務経験の特例措置

解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事（法施行（平成28年6月1日）前のとび・土工工事）の実務経験年数のうち、解体工事に係る実務経験年数となります。

例：旧とび・土工工事の実務経験8年（内解体工事の実務経験3年）であった場合
→新とび・土工工事の実務経験を8年とし、解体工事の実務経験を3年とする。

法施行前、法施行後の実務経験の算出例

	法施行前	法施行後
法施行後 とび・土工事業	法施行前とび・土工 うち解体分	法施行後とび・土工 8年
解体工事業	8年 3年	解体 3年

4 登録解体工事講習実施機関

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第2条第2項及び第3条第2項の規定により読み替えられた建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号、以下規則）という）第18条の3の2の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録解体工事講習」という。）を実施している機関は次のとおりです。

なお、講習の実施日時、会場及び受講申込方法等は登録解体工事講習実施機関にお問い合わせください。

○公益社団法人全国解体工事業団体連合会

所在地：東京都中央区八丁堀 4－1－3

電話番号：03－3555－2196

○一般財団法人全国建設研修センター

所在地：東京都小平市喜平町 2－1－2

電話番号：042－321－1634

表1 建設工事の種類別にみた内容と例示

第1欄 建設工事の種類 法律別表	第2欄 業種 法律別表	第3欄 建設工事の内容 〔昭和47年3月8日 建設省告示第350号〕	第4欄 建設工事の例示 〔昭和47年3月18日 建設省計発第46号〕
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画・指導・調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造、又は解体する工事を含む。以下同じ）（注）	
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画・指導・調整のもとに建築物を建設する工事（注）	
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組み立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組み立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ちくいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛り上げ、締め固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ちくい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締め切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、配送電気設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備工事を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を配送するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼版等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し又は組立てる工事	鉄筋加工組み立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面表示工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事

表1 建設工事の種類別にみた内容と例示

第1欄 建設工事の種類 法律別表	第2欄 業種 法律別表	第3欄 建設工事の内容 〔昭和47年3月8日 建設省告示第350号〕	第4欄 建設工事の例示 〔昭和47年3月18日 建設省計発第46号〕
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、吸排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷房設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取り付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造するための工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備設置工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

〈参考〉

次のものは請負いの建設工事に含まれないので、注意してください。(58ページも参照ください)

- ・樹木の剪定、伐採、除草、抜根
- ・除雪
- ・測量(墨出し)、設計、地質調査
- ・自社施工(自社ビル、建売住宅)
- ・電気設備、消防設備の保守点検(保守点検に含まれる修繕を含む)
- ・道路維持管理業務委託(調査、点検、道路清掃、側溝清掃、除草、街路剪定等)
- ・緑地、公園の管理(指定管理者等)
- ・建設機械リース(オペレーターが付かない)
- ・ビル清掃などの清掃業務
- ・土地、建物の売買

※このほか、「建設業許可事務ガイドライン(平成13年4月3日 国総建第97号)」を確認すること。

※(注) 土木工事業及び建築工事業のいわゆる一式工事は、原則として元請業者の立場で総合的な企画・指導・調整のもとに施工する工事である。

Ⅱ 許可の区分

Ⅱ－１ 大臣許可と知事許可

大臣の許可を受ける場合	2以上の都道府県に営業所を設けている場合
群馬県知事の許可を受ける場合	群馬県内にのみ営業所を設けている場合

注 「営業所」とは、本店、支店ともに常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

ア 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。

イ 電話、机、各種事務台帳を備え、事務室が設けられていること。

ウ 「経營業務の管理責任者」又は「建設業法施行令第3条に規定するの使用人（「令3条の使用人」という。以下同じ）」が常勤していること。

エ 「営業所技術者等」が常勤していること。

オ 常時使用する権原を有していること。

従って、登記上のみの本店、事務連絡所、工事事務所、作業所等は、「営業所」に該当しません。

Ⅱ－２ 一般建設業の許可と特定建設業の許可

一般建設業の許可	特定建設業の許可が必要な工事を除く、建設工事を請け負う場合
特定建設業の許可	建設工事の最初の注文者（発注者）から、直接に請け負った1件の建設工事について、下請代金の合計金額が5,000万円以上（建築一式工事では8,000万円以上）となる下請契約を締結して、下請負人に施工させる場合

例：1億円で道路建設工事を元請けとして請負い、A社に側溝設置工事を2,500万円で、B社に道路標示塗装工事を2,500万円で下請契約を締結した場合、合計で5,000万円となるため、特定建設業の許可が必要となります。

Ⅲ 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可を受けた日から5年間です。許可年月日から5年後の応答日の前日に満了となります。（満了日が休日であっても、その日をもって満了となることに注意）

なお、許可を継続して受けるには、許可の切れる日の3か月から30日前までに、更新申請の手続きを行う必要があります。なお提出期限の詳細については、許可通知書の下部に記載されています。

例：許可年月日が平成30年8月9日の場合、令和5年8月8日に許可が満了となり、更新申請を令和5年7月8日までに行う必要があります。

Ⅳ 許可を受けるための要件

許可を受けるためには、次の6つの要件が必要です。

- 1 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有していること。
- 2 専任の営業所技術者等を有していること。
- 3 請負契約に関して誠実性を有していること。
- 4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
- 5 欠格要件に該当していないこと。
- 6 適切な社会保険等に参加していること。

Ⅳ－１ 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有していること

以下の（１）又は（２）のいずれかの要件を満たすことが必要となります。

- （１）常勤役員等（法人の場合は常勤の役員、個人の場合は事業主又は支配人。以下同じ。）のうちの１人がいずれかに該当する者であること（従来の経營業務の管理責任者）

※「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別は行いません。

※次に掲げる者は、原則として「常勤」の者とは認められません。

- ア 現住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- イ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む）において、専任を要求される者
- ウ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令等により特定の事務所等において専任を要することとされている者（専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除く）
- エ 他に個人事業を行っている者、他の法人の常勤役員である者、別の法人等から給与を受けている者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者、議会（国、県、市町村）議員である者

※同一営業所（本社又は本店）内に限り、**営業所技術者等**と兼ねることができます。

ア 建設業に関し、５年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。	施行規則第７条第１号イ（１）に該当
--	-------------------

※「経營業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引の上で対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいいます。具体的には、法人の役員、個人の事業主又は支配人、その他支店長・営業所長等の地位（建設業法施行令（「令」という。以下同じ。）第３条に規定する使用人に限る。）にあって、経營業務を総合的に執行した経験を指し、単なる連絡所の長や工事の施工に関する事務所の長のような経験は含まれません。

イ 建設業に関し、５年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る）として、経營業務を管理した経験を有していること。	施行規則第７条第１号イ（２）に該当
---	-------------------

※「経營業務の管理責任者に準じる地位」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

ウ 建設業に関し、６年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として、経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有していること。	施行規則第７条第１号イ（３）に該当
--	-------------------

※「経營業務を補佐した経験」（「補佐経験」という。以下同じ。）とは、建設工事の施工に必要な「資金の調達」「技術者の配置」「下請業者との契約の締結」等の経営者と同等程度の経營業務全般に従事した経験をいいます。

※建設業の「補佐経験」と「経營業務の管理責任者としての経験」の期間を通算して６年以上ある場合も補佐経験を有する者と認められます。

例：「補佐経験」４年＋「経營業務の管理責任者としての経験」２年など

※ウは別途求める確認資料で確認できた場合に限り認めますので、申請書作成の前に建設企画課建設業対策室までご相談ください。

- （２）常勤役員等のうちの１人が下記ア又はイのいずれかに該当し、かつ、この常勤役員等を直接に補佐する者として、下記ウ～オの全てに該当する者をそれぞれ置いていること

ア 建設業に関し、２年以上役員等としての経験を有し、かつ、５年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る）としての経験を有していること。	施行規則第７条第１号ロ（１）に該当
イ ５年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、２年以上役員等としての経験を有していること。	施行規則第７条第１号ロ（２）に該当

※「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、申請者の社内の組織体系において、役員等に次ぐ役職上の地位をいいます。

ウ 許可申請等を行う建設業者において、5年以上の財務管理の業務経験を有していること。	施行規則第7条第1号ロ柱書に該当
エ 許可申請等を行う建設業者において、5年以上の労務管理の業務経験を有していること。	
オ 許可申請等を行う建設業者において、5年以上の業務運営の業務経験を有していること。	

※ウ～オの経験は、申請を行う建設業者における経験に限ります。また、1人が複数の経験を兼ねることができます。

※「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上、常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受けて、常勤で業務を行うことをいいます。

※「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するに当たって必要な資金の調達、施工中の資金繰りの管理及び下請業者への代金の支払いなどに関する業務の経験をいいます。

※「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠管理や社会保険関係の手続きに関する業務の経験をいいます。

※「業務運営の業務経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務の経験をいいます。

(2)の要件は、別途求める確認資料で、それぞれの要件が確認できた場合に限り認めますので、申請書作成の前に建設企画課建設業対策室までご相談ください。

IV-2 専任の営業所技術者等を有していること

1 許可を受けて建設業を営もうとする全ての営業所には、次表に掲げる専任の営業所技術者等を置く必要があります。(法第7条第2号、法第15条第2号)

2 「専任」の営業所技術者等とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事する者のことをいい、具体的には営業所の営業時間帯にその営業所に常駐している者です。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況により「専任」か否かの判断を行います。

出向社員であっても、これらの判断基準により専任性が認められる場合は、専任の技術者として取り扱うことができます。

ただし、次に掲げる者は、原則として「専任」の者とは認められません。

ア 住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

イ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む）において、専任を要求される者

ウ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除く）

エ 他に個人事業を行っている者、他の法人の常勤役員である者、別の法人等から給与を受けている者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者、議会（国、県、市町村）議員である者

3 要件

(1) 国家資格等のうち、一定期間の実務経験を要する区分の業種にかかる実務経験については、その資格の合格又は免状交付後でなければ、実務経験の期間に算入できません。

(2) 特定建設業の許可を受けようとする場合、土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業、造園工事業の7業種については、指定建設業として指定されている

るので、国土交通大臣が定める国家資格者等を営業所におかなければなりません。

- (3) 実務の経験について、建設業法や他の法令に違反して請負施工した工事の期間を、許可を受けるための期間として算入できません。

例えば、電気工事及び消防施設工事については、電気工事事業法や消防法等に基づいて電気工事士免状、消防設備士免状等の一定の資格の交付を受けた者でなければ直接従事できません。そのため、これらの工事に直接従事した経験については、電気工事士免状や消防設備士免状等の交付を受けた者でなければ、実務経験の期間に算入できません。

(4) 許可の区分

一般建設業の許可（法第7条第2号）

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者

- ① 国家資格者（表3参照）
- ② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、高等学校（中等教育学校含む）卒業後5年以上若しくは大学（短期大学、高等専門学校を含む）卒業後3年以上、若しくは専修学校を卒業した者のうち専門士又は高度専門士を称する者は卒業後3年以上、それ以外の者は卒業後5年以上の実務経験を有し、かつ、それぞれ在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された学科（指定学科 表2参照）を修めている者
- ③ 10年以上の実務の経験を有する者（学歴・資格を問わない）
- ④ 国土交通大臣特別認定者

特定建設業の許可（法第15条第2号）

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者

ただし、指定建設業7業種（上記（2）参照）の許可を受けようとする場合は、①又は③に該当する者であること

- ① 国家資格者（表3参照）
- ② 指導監督の実務経験を有する者
前述の「一般建設業の許可（法第7条第2号）」の営業所技術者等要件を満たしている者で、かつ、許可を受けようとする建設業に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上（※1）であるものについて2年以上指導監督的な実務経験を有する者
※1 昭和59年10月1日前1,500万円以上、昭和59年10月1日から平成6年12月28日前3,000万円以上
- ③ 国土交通大臣特別認定者：建設省告示第128号（平成元年1月30日）の対象者
指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、当該講習の効果評価に合格した者若しくは国土交通大臣が定める審査に合格した者

表2 建設業の種類別指定学科

許可を受けようとする 建設業	指 定 学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

表3 建設業の種類別技術者資格要件

※職業能力開発促進法の技能検定で、等級が2級の場合は合格後3年(平成16年4月1日時点で合格していた場合は1年)の実務経験が必要

第1欄	第2欄	第3欄
許可を受けようとする建設業の種類	一般建設業の資格要件 建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号	特定建設業の資格要件 昭和63年6月6日 建設省告示第1317号
土木工事業	- 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあっては種別を「土木」とするものに限る。)に合格した者 - 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするもの - 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするもの
建築工事業	- 技術検定のうち建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(2級の第2次検定にあっては種別を「建築」とするものに限る。)に合格した者 - 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの - 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士の免許
大工工事業	- 技術検定のうち建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(2級の第2次検定にあっては種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者 - 技術検定のうち建築施工管理に係る1級の第1次検定に合格した後大工工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち建築施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(2級の第2次検定にあっては種別を「建築」とするものに限る。)に合格した後大工工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 建築士法第4条の規定による1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を受けた者 - 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 建築一式工事及び大工工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 - 大工工事及び内装仕上工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの - 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士の免許
左官工事業	- 技術検定のうち建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(2級の第2次検定にあっては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第1次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後左官工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(建築施工管理に係る2級の第2次検定にあっては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後左官工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に關し3年以上実務の経験を有する者	建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの

第1欄 許可を受けようとする建設業の種類	第2欄 一般建設業の資格要件 建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号	第3欄 特定建設業の資格要件 昭和63年6月6日 建設省告示第1317号
とび・土工工事業	- 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限り、建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「躯体」とするものに限る。)に合格した者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第1次検定又は造園施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後とび・土工・コンクリート工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」とするものに限り、建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「建築」又は「仕上げ」とするものに限る。)に合格した後とび・土工・コンクリート工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後とび工事に關し3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に關し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録地すべり防止工事試験」という。)に合格した後土工工事に關し1年以上実務の経験を有する者 - 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者 - 土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工・コンクリート工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 - とび・土工・コンクリート工事及び解体工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工・コンクリート工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る)のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするもの - 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))とするもの

第1欄	第2欄	第3欄
許可を受けようとする建設業の種類	一般建設業の資格要件 建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号	特定建設業の資格要件 昭和63年6月6日 建設省告示第1317号
石工事業	- 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「土木」とするものに限り、建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第1次検定又は造園施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後石工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限り、建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後石工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工事に關し3年以上実務の経験を有する者	建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするもの
屋根工事業	- 技術検定のうち建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(2級の第2次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第1次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後屋根工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後屋根工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 建築士法第4条の規定による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した後屋根工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 建築一式工事及び屋根工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの - 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士の免許
電気工事業	- 技術検定のうち電気工事施工管理に係る1級又は2級の第2次検定に合格した者 - 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者 - 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第1項の規定による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項の規定による第1種、第2種若しくは第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者(同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。)であつて、その免状の交付を受けた後電気工事に關し5年以上実務の経験を有する者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の電気工事施工管理とするもの - 技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするもの

第1欄	第2欄	第3欄
許可を受けようとする建設業の種類	一般建設業の資格要件 建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号	特定建設業の資格要件 (昭和63年6月6日) 建設省告示第1317号
	5 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士となった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者 6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録計装試験」という。)に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者	
管工事業	1 技術検定のうち管工事施工管理に係る1級又は2級の第2次検定に合格した者 2 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「熱・動力エネルギー機器」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者 3 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金(選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。)、冷凍空気調和機器施工若しくは配管(選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士となった後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者 5 水道法(昭和32年法律第177号)第25条の5第1項の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者 6 登録計装試験に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者	1 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするもの 2 技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体機器」又は「熱・動力エネルギー」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機器」又は「熱・動力エネルギー」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)とするもの
タイル・れんが・ブロック工事業	1 技術検定のうち建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(2級の第2次検定にあつては種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者 2 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第1次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後タイル・れんが・ブロック工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「建築」とするものに限る。)に合格した後タイル・れんが・ブロック工事に關し5年以上実務の経験を有する者 4 建築士法第4条の規定による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 5 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に關し3年以上実務の経験を有する者	1 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの 2 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士の免許

第1欄	第2欄	第3欄
許可を受けようとする建設業の種類	一般建設業の資格要件 建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号	特定建設業の資格要件 昭和63年6月6日 建設省告示第1317号
鋼構造物工事業	- 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「土木」とするものに限り、建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「躯体」とするものに限る。)に合格した者 - 建築士法第4条の規定による1級建築士の免許を受けた者 - 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)とするものに合格した者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の鉄工(選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事業に関し3年以上実務の経験を有する者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするもの - 建築士法による1級建築士の免許 - 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)とするもの
鉄筋工事業	- 技術検定のうち建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(2級の第2次検定にあつては種別を「躯体」とするものに限る。)に合格した者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第1次検定又は土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後鉄筋工事業に関し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「建築」又は「仕上げ」とするものに限る。)に合格した後鉄筋工事業に関し5年以上実務の経験を有する者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事業に関し3年以上実務の経験を有する者(検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。)	建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの
舗装工事業	- 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「土木」とするものに限る。)に合格した者 - 技術士法第4条第1項による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするもの - 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするもの

第1欄	第2欄	第3欄
許可を受けようとする建設業の種類	一般建設業の資格要件 建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号	特定建設業の資格要件 昭和63年6月6日 建設省告示第1317号
しゅんせつ工事業	- 技術検定のうち土木施工管理に係る1級又は2級の第2次検定（2級の第2次検定にあつては種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者 - 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第1次検定又は管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後しゅんせつ工事に関し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定（土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限る。）に合格した後しゅんせつ工事に関し5年以上実務の経験を有する者 - 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 - 土木一式工事及びしゅんせつ工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	- 建設業法による技術検定（第2次検定に限る。）のうち検定種目を1級の土木施工管理とするもの - 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするもの
板金工事業	- 技術検定のうち建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定（2級の第2次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者 - 技術検定のうち建築施工管理若しくは管工事施工管理に係る1級の第1次検定又は管工事施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後板金工事に関し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち建築施工管理又は管工事施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定（建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後板金工事に関し5年以上実務の経験を有する者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を2級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に関し3年以上実務の経験を有する者	建設業法による技術検定（第2次検定に限る。）のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの
ガラス工事業	- 技術検定のうち建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定（2級の第2次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者 - 技術検定のうち建築施工管理に係る1級の第1次検定に合格した後ガラス工事に関し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち建築施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定（2級の第2次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後ガラス工事に関し5年以上実務の経験を有する者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に関し3年以上実務の経験を有する者 - 建築一式工事及びガラス工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	建設業法による技術検定（第2次検定に限る。）のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの

第1欄	第2欄	第3欄
許可を受けようとする建設業の種類	一般建設業の資格要件 建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号	特定建設業の資格要件 昭和63年6月6日 建設省告示第1317号
塗装工事業	- 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る、建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第1次検定又は造園施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後塗装工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る、建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後塗装工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の塗装とするものに合格した後塗装工事に關し3年以上実務の経験を有する者	建設業法による技術検定(第2次検定に限る)のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするもの
防水工事業	- 技術検定のうち建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(2級の第2次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第1次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後防水工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後防水工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 建築一式工事及び防水工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの
内装仕上工事業	- 技術検定のうち建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(2級の第2次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者 - 技術検定のうち建築施工管理に係る1級の第1次検定に合格した後内装仕上工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち建築施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(2級の第2次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後内装仕上工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 建築士法第4条の規定による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した者又は検定職種を2級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に關し3年以上実務の経験を有する者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの - 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士の免許

第1欄	第2欄	第3欄
許可を受けようとする建設業の種類	一般建設業の資格要件 建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号	特定建設業の資格要件 昭和63年6月6日 建設省告示第1317号
	6 建築一式工事及び内装仕上工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 7 大工工事及び内装仕上工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	
機械器具設置工事業	1 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る1級の第1次検定又は第2次検定に合格した後機械器具設置工事に關し3年以上実務の経験を有する者 2 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定に合格した後機械器具設置工事に關し5年以上実務の経験を有する者 3 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者	技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。)とするもの
熱絶縁工事業	1 技術検定のうち建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(2級の第2次検定にあっては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者 2 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第1次検定又は土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後熱絶縁工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(建築施工管理に係る2級の第2次検定にあっては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後熱絶縁工事に關し5年以上実務の経験を有する者 4 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格した後熱絶縁工事に關し3年以上実務の経験を有する者 5 建築一式工事及び熱絶縁工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの

第1欄	第2欄	第3欄
許可を受けようとする建設業の種類	一般建設業の資格要件 建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号	特定建設業の資格要件 (昭和63年6月6日) 建設省告示第1317号
電気通信工事業	- 技術検定のうち電気通信工事施工に係る1級又は2級の第2次検定に合格した者 - 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者 - 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第46条第3項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上実務の経験を有する者又は同法第72条第2項において準用する同法第46条第3項の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。)であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し3年以上実務の経験を有する者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の電気通信工事施工管理とするもの - 技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電子・電気部門に係るものとするものに限る。)とするもの
造園工事業	- 技術検定のうち造園施工管理に係る1級又は2級の第2次検定に合格した者 - 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門(選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級の造園とするものに合格した後造園工事に関し3年以上実務の経験を有する者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の造園施工管理とするもの - 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門(選択科目を「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。)とするもの
さく井工事業	- 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る1級の第1次検定又は第2次検定に合格した後さく井工事に関し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定に合格した後さく井工事に関し5年以上実務の経験を有する者 - 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)とするものに合格した者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2級のさく井とするものに合格した後さく井工事に関し3年以上実務の経験を有する者 - 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者	技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)とするもの

第1欄	第2欄	第3欄
許可を受けようとする建設業の種類	一般建設業の資格要件 建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号	特定建設業の資格要件 昭和63年6月6日 建設省告示第1317号
建具工事業	- 技術検定のうち建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(2級の第2次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者 - 技術検定のうち建築施工管理若しくは管工事施工管理に係る1級の第1次検定又は管工事施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後建具工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち建築施工管理又は管工事施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後建具工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に關し3年以上実務の経験を有する者	建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の建築施工管理とするもの
水道施設工事業	- 技術検定のうち土木施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(2級の第2次検定にあつては種別を「土木」とするものに限る。)に合格した者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第1次検定又は建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後水道施設工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限る。)に合格した後水道施設工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)とするものに合格した者 - 土木一式工事及び水道施設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 - 技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)とするもの
消防施設工事業	- 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る1級の第1次検定又は第2次検定に合格した後消防施設工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定に合格した後消防施設工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の7第1項の規定による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者	

第1欄	第2欄	第3欄
許可を受けようとする建設業の種類	一般建設業の資格要件 建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号	特定建設業の資格要件 (昭和63年6月6日) 建設省告示第1317号
清掃施設工事業	- 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る1級の第1次検定又は第2次検定に合格した後清掃施設工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定に合格した後清掃施設工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)とするものに合格した者	技術士法による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)とするもの
解体工事業	- 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る1級又は2級の第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「土木」とするもの)に限り、建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る1級の第1次検定又は造園施工管理に係る1級の第2次検定に合格した後解体工事に關し3年以上実務の経験を有する者 - 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る2級の第1次検定又は第2次検定(土木施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするもの)に限り、建築施工管理に係る2級の第2次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した後解体工事に關し5年以上実務の経験を有する者 - 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者 - 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級のとびとするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後解体工事に關し3年以上の実務経験を有する者 - 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録解体工事試験」という。)に合格した者 - 土木一式工事及び解体工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 - 建築一式工事及び解体工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 - とび・土工・コンクリート工事及び解体工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	- 建設業法による技術検定(第2次検定に限る。)のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするもの - 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)とするもの

(注1) 解体工事業の項第2欄及び第3欄の登録については、平成27年改正省令附則第2条第2項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第18条の3の2から第18条の3の16まで(第18条の3の6第10項を除く。)の規定を準用する。

(注2) 平成27年度までに実施された建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者についての改正後の第7条の3の規定の適用については、同条第2号の表解体工事業の項第一号中「合格した者」とあるのは、「合格した者であつて、解体工事に關し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に關し1年以上実務の経験を有するもの」とする。

表3の別表－1 有資格者コード一覧〔一般建設業〕

1	法第7条第2号「イ」該当	指定学科＋実務経験
4	「ロ」該当	実務経験 10年
7	「ハ」該当	有資格者免許
7 _※		有資格者免許＋実務経験3年
7 _○		有資格者免許＋実務経験5年

※ 指定学科については
P11及びP77参照

		コ ー ド	資 格 区 分	建 設 業 の 種 類																														
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
		01	法第7条第2号 イ 該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		02	法第7条第2号 ロ 該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法 「技術検定」	格 証 明 書	11	一級 建設機械施工技士	7				7							7																			
		12	二級 建設機械施工技士(第1種～第6種)	7				7								7																		
		13	一級 土木施工管理技士	7			7 _※	7	7	7 _※		7 _※	7	7 _※	7	7			7	7 _※		7 _※		7 _※		7 _※		7	7 _※	7		7 _※	7	
		1H	一級 土木施工管理技士補				7 _※	7 _※	7 _※	7 _※		7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※			7 _※	7 _※		7 _※		7 _※		7 _※		7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	
		14	二級 土木施工管理技士(土木)	7			7 _○	7	7	7 _○		7 _○	7	7 _○	7	7			7 _○	7 _○		7 _○		7 _○		7 _○		7	7 _○	7		7 _○	7	
		1J	二級 土木施工管理技士補(土木)				7 _○	7 _○	7 _○	7 _○		7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○			7 _○	7 _○		7 _○		7 _○		7 _○		7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	
		15	二級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装)				7 _○	7 _○	7 _○	7 _○		7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○			7	7 _○		7 _○		7 _○		7 _○		7 _○	7 _○				7 _○	
		1K	二級 土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)				7 _○	7 _○	7 _○	7 _○		7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○			7 _○	7 _○		7 _○		7 _○		7 _○		7 _○	7 _○				7 _○	
		16	二級 土木施工管理技士(薬液注入)				7 _○	7	7 _○	7 _○		7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○			7 _○	7 _○		7 _○		7 _○		7 _○		7 _○	7 _○				7 _○	
		1L	二級 土木施工管理技士補(薬液注入)				7 _○	7 _○	7 _○	7 _○		7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○			7 _○	7 _○		7 _○		7 _○		7 _○		7 _○	7 _○				7 _○	
		20	一級 建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7				7	7	7	7	7	7 _※	7			7	7 _※	7 _※	7 _※	7		
		2C	一級 建築施工管理技士補				7 _※	7 _※	7 _※	7 _※		7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※			7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※				7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	
		21	二級 建築施工管理技士(建築)	7	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○		7 _○	7 _○						7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○				7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7		
		22	二級 建築施工管理技士(躯体)				7	7 _○	7	7 _○	7 _○		7	7	7				7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○				7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7		
		23	二級 建築施工管理技士(仕上げ)				7	7	7 _○	7	7		7	7 _○					7	7	7	7	7	7 _○	7			7	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	
		2D	二級 建築施工管理技士補				7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○		7 _○	7 _○					7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○				7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	
		27	一級 電気工事施工管理技士								7												7 _※						7 _※					
		2E	一級 電気工事施工管理技士補																				7 _※						7 _※					
		28	二級 電気工事施工管理技士								7												7 _○						7 _○					
		2F	二級 電気工事施工管理技士補																				7 _○						7 _○					
		29	一級 管工事施工管理技士									7		7 _※	7 _※	7 _※							7 _※	7 _※				7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	
		2G	一級 管工事施工管理技士補										7 _※	7 _※	7 _※	7 _※							7 _※	7 _※				7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	
		30	二級 管工事施工管理技士									7		7 _○	7 _○	7 _○							7 _○	7 _○				7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	
		3A	二級 管工事施工管理技士補										7 _○	7 _○	7 _○	7 _○							7 _○	7 _○				7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	
		31	一級 電気通信工事施工管理技士																							7								
		32	二級 電気通信工事施工管理技士																							7								
		33	一級 造園施工管理技士					7 _※	7 _※	7 _※	7 _※		7 _※	7 _※	7 _※	7 _※						7 _※	7 _※		7 _※		7	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※
		3D	一級 造園施工管理技士補					7 _※	7 _※	7 _※	7 _※		7 _※	7 _※	7 _※	7 _※						7 _※	7 _※		7 _※		7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	7 _※	
		34	二級 造園施工管理技士					7 _○	7 _○	7 _○	7 _○		7 _○	7 _○	7 _○	7 _○						7 _○	7 _○		7	7 _○		7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	
		3E	二級 造園施工管理技士補					7 _○	7 _○	7 _○	7 _○		7 _○	7 _○	7 _○	7 _○						7 _○	7 _○		7 _○		7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	7 _○	
		建築士法	「建築士試験」	37	一級 建築士		7	7			7			7	7									7										
				38	二級 建築士		7	7			7			7											7									
		39		木造建築士			7																											
技術士法	登録	41	建設・総合技術監理(建設)	7				7						7	7											7						7		
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	7				7					7	7	7	7											7						7	
		43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	7				7																										
		44	電気電子・総合技術監理(電気電子)								7																7							
		45	機械・総合技術監理(機械)																								7							
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)										7														7							
		47	上下水道・総合技術監理(上下水道)										7																		7			
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)										7																	7		7		
		49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	7				7								7																		
		50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																										7					
		51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	7				7																					7					
		52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)										7																					
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)										7																		7			
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)										7																		7	7		
				土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																														

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 シ 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

表3の別表－2 有資格者コード一覧〔特定建設業〕

9	法第15条第2号「イ」該当	有資格免許(国家資格1級等)
2	法第15条第2号「ロ」該当	法第7条第2号「イ」該当
5		「ロ」該当
8		「ハ」該当
8 _ホ		「ハ」該当
8 _ニ		「ハ」該当
3	法第15条第2号「ハ」(同号「イ」と同等)	大臣認定(指定建設業7種のみ)
6	「ハ」(同号「ロ」と同等)	大臣認定(指定建設業以外の業種のみ)

※ 指定学科については
P11及びP77参照

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
03	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)	3	3						3	3		3	3											3						
04	法第15条第2号 ハ 該当(同号ロと同等以上)			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	
建設業法「技術検定」	11 一級 建設機械施工技士	9				9							9																	
	12 二級 建設機械施工技士(第1種～第6種)					8																								
	13 一級 土木施工管理技士	9		8 _ホ	9	9	8 _ホ		8 _ホ	9	8 _ホ	9	9				9	8 _ホ		8 _ホ				8 _ホ	9	8 _ホ	9			
	1H 一級 土木施工管理技士補			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		
	14 二級 土木施工管理技士(土木)			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		
	1J 二級 土木施工管理技士補(土木)			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		
	15 二級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装)			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		
	1K 二級 土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		
	16 二級 土木施工管理技士(薬液注入)			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		
	1L 二級 土木施工管理技士補(薬液注入)			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		
	20 一級 建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9		9	9	9					9	9	9	9	9	8 _ホ	9			9	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	9	
	2C 一級 建築施工管理技士補			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ					8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		
	21 二級 建築施工管理技士(建築)			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ					8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		
	22 二級 建築施工管理技士(躯体)			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ					8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		
	23 二級 建築施工管理技士(仕上げ)			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ					8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		
	2D 二級 建築施工管理技士補			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ					8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		
	27 一級 電気工事施工管理技士							9													8 _ホ					8 _ホ				
	2E 一級 電気工事施工管理技士補																				8 _ホ					8 _ホ				
	28 二級 電気工事施工管理技士																				8 _ホ					8 _ホ				
	2F 二級 電気工事施工管理技士補																				8 _ホ					8 _ホ				
	29 一級 管工事施工管理技士								9			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ							8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	
	2G 一級 管工事施工管理技士補											8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ							8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	
	30 二級 管工事施工管理技士											8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ							8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	
	3A 二級 管工事施工管理技士補											8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ							8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	
	31 一級 電気通信工事施行管理技士																							9						
	32 二級 電気通信工事施行管理技士																							8						
	33 一級 造園施工管理技士			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ				9	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	
	3D 一級 造園施工管理技士補			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	
	34 二級 造園施工管理技士			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	
	3E 二級 造園施工管理技士補			8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ		8 _ホ				8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	8 _ホ	
建築士法	37 一級 建築士	9	9			9			9	9										9										
	38 二級 建築士			8			8		8											8										
	39 木造建築士			8																										
技術士法「技術士試験」	41 建設・総合技術監理(建設)	9			9			9				9	9											9				9		
	42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	9			9			9			9	9	9											9				9		
	43 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	9			9																									
	44 電気電子・総合技術監理(電気電子)							9															9							
	45 機械・総合技術監理(機械)																				9									
	46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)							9													9									
	47 上下水道・総合技術監理(上下水道)							9																		9				
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)							9																	9	9				
	49 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	9			9									9																
	50 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																							9						
	51 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	9			9																			9						
	52 衛生工学・総合技術監理(衛生工学)							9																						
	53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)							9																		9				
	54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)							9																		9	9			

コード			資格区分		建設業の種類																												
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
電二電 気電気配 工事電主 工事担任 技師 技師一 級	免 状	55	第一種 電気工事士	3年																													
		56	第二種 電気工事士	5年																													
		58	電気主任技術者(第1種～第3種)	3年																													
事電 業電 法通 信	質 格 者 証	59	電気通信主任技術者	3年																			8										
		35	工事担任者	1年																				8									
水二建 設工技 師土木 事師一 級主	免 状	65	給水装置工事主任技術者	1年																													
		68	甲種消防設備士																												8		
消二設 防消 防士一 級主	免 状	69	乙種消防設備士																											8			
		71	建築大工			8																											
職 業 能 力 合 開 発 促 進 法 授 書 能 検 定	格 証	64	型枠施工			8	8																										
		72	左官			8																											
		57	とび・とび工				8																								8		
		73	コンクリート圧送施工				8																										
		66	ウエルポイント施工				8																										
		74	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管																														
		75	給排水衛生設備配管																														
		76	配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工																														
		70	建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)					8										8															
		77	タイル張り・タイル張り工								8																						
		78	築炉・築炉工・れんが積み								8																						
		79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8			8																						
		80	石工・石材施工・石積み					8																									
		81	鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・製罐																														
		82	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)										8																				
		83	工場板金															8															
		84	板金(選択科目「建築板金作業」)・建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)						8									8															
		85	板金・板金工・打出し板金															8															
		86	かわらぶき・スレート施工						8																								
		87	ガラス施工																8														
		88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	8													
		89	建築塗装・建築塗装工																	8													
		90	金属塗装・金属塗装工																	8													
		91	噴霧塗装																	8													
		67	路面標示施工																	8													
		92	畳製作・畳工																			8											
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8													
94	熱絶縁施工																					8											
95	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作成」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																											8					
96	造園																																
97	防水施工																		8														
98	さく井																										8						
民間資格	61	地すべり防止工事士	1年				8																				8						
	40	基礎くい工事					8																										
	62	建築設備士	1年																														
	63	一級計装士	1年																														
	60	解体工事																												8			
36	基幹技能者	種 目	登録電気工事基幹技能者																					8									
			登録橋梁基幹技能者				8																										
			登録造園基幹技能者																														
			登録コンクリート圧送基幹技能者				8																										
			登録防水基幹技能者																	8													
			登録トンネル基幹技能者				8																										
			登録建設塗装基幹技能者																8														
			登録左官基幹技能者				8																										
			登録機械土工基幹技能者				8																										
			登録海上起重基幹技能者																8														
			登録PC基幹技能者				8							8																			
登録鉄筋基幹技能者											8																						
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

コード	資格区分	建設業の種類																	
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防
36	登録基幹技能者	種 目	登録圧接基幹技能者									8							
			登録型枠基幹技能者		8														
			登録配管基幹技能者																
			登録處・土工基幹技能者			8													
			登録切断穿孔基幹技能者			8													
			登録内装仕上工事基幹技能者														8		
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者															8	
			登録エクステリア基幹技能者			8	8			8									
			登録建築板金基幹技能者				8								8				
			登録外壁仕上基幹技能者			8										8	8		
			登録ダクト基幹技能者																
			登録保温保冷基幹技能者														8		
			登録グROUT基幹技能者			8													
			登録冷凍空調基幹技能者																
			登録運動施設基幹技能者			8													
			登録基礎工基幹技能者			8													
			登録タイル張り基幹技能者							8									
			登録標識・路面標示基幹技能者			8										8			
			登録消火設備基幹技能者																8
			登録建築大工基幹技能者		8														
			登録硝子基幹技能者												8				
			登録土工基幹技能者			8													
			登録ALC基幹技能者							8									
			登録土質改良基幹技能者			8													
			登録都市トンネル基幹技能者			8													
			登録潜函基幹技能者			8													
その他	99	建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件(昭和47年3月8日建設省告示第352号)の第1号、第2号(上記コード11から98に該当するものを除く)及び第3号該当		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗
			防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解					

※「資格区分」内の年数は、資格取得後に必要な実務経験年数

※職業能力開発促進法の技能検定で、等級が2級の場合は合格後3年(平成16年4月1日時点で合格していた場合は1年)の実務経験が必要

※平成27年度までの合格者が解体工事業を行う場合は、合格後解体工事業に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

詳細はI-5の2「有資格者に関する注意事項」(P2~3)を参照

注1：平成27年国土交通省令第83号附則第4条・・・令和3年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなす。

Ⅳ－３ 請負契約に関して誠実性を有していること

許可を受けようとする者が法人である場合は、その法人、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役、若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者をいう。）若しくは支店又は営業所の代表者が、個人である場合は、本人又は支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。（法第7条第3号）

Ⅳ－４ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること

倒産することが明白である場合を除き、許可申請時において次表に掲げる要件を備えていることが必要です。（法第7条第4号、第15条第3号）

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次の <u>いずれか</u> に該当すること。 (イ) 自己資本の額が500万円以上であること。 (ロ) 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。 (ハ) 許可申請の直前過去5年間群馬県知事許可を受けて継続して建設業を営業した実績があり、かつ、現在群馬県知事許可を有すること。	次の <u>すべて</u> に該当すること。 (イ) 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 (ロ) 流動比率が75%以上であること。 (ハ) 資本金の額2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

注1 この表の判断基準は、原則として許可申請時の直前の決算期における財務諸表によるものとする。

2 「自己資本」とは、法人にあつては純資産合計額を、個人にあつては期首資本金、事業主利益及び事業主借勘定の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

3 「500万円以上の資金の調達能力」とは、500万円以上の資金について、取引金融機関の預金残高証明書又は担保とすべき不動産を有していること等による融資証明書等を得られることをいう。（許可申請前1ヵ月以内の残高又は融資を証明したものを添付して下さい。）

4 「欠損の額」とは、法人にあつては繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

5 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいう。

6 「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持株会社等の出資金額を、個人にあつては期首資本金をいう。

Ⅳ－５ 欠格要件に該当していないこと

許可を受けようとする者が次に掲げる事項に該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの。

イ 法第29条第1項第5号又第6号に該当することにより許可を取り消されてから5年（許可の取消しを免れるために廃業の届出を行った者はその届出から5年）を経過しない者

ウ 建設業法に違反して許可行政庁から営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止期間を経過しない者

オ 禁固以上の刑に処せられ、又は建設業法、建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観

法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法、暴力団対策法及び刑法の特定の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過しない者（執行猶予判決を受けた者は執行猶予期間中の者）

カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

キ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの。

（＝精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）

ク 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が上記の各号に該当するもの

ケ 法人で、その役員等又は一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者をいう。以下同じ。）のうちに、上記ア、イ、エ、オ、カに該当する者のあるもの

コ 個人で、一定の使用人のうち、上記ア、イ、エ、オ、カに該当する者のあるもの

サ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

シ 許可申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載を欠いたとき

IV－6 適切な社会保険に加入していること

適用除外の事業所を除き、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、各所管行政庁に届け出を行っていることが許可の要件となります。適切な社会保険に加入していない場合は、許可を行うことができませんので、御注意ください。

社会保険加入における基本的な考え方は、以下のとおりです。詳しくは、健康保険及び厚生年金については年金事務所へ、雇用保険についてはハローワークにお問い合わせください。

1. 健康保険

①法人の場合

従業員数にかかわらず、加入が必要です。役員の場合も、加入義務があります。

②個人事業主の場合

常勤の従業員が5人以上いる場合は加入が必要です。この場合、事業主本人は加入対象外です。

③共通事項

- ・被保険者は75歳未満の従業員になります。
- ・加入義務のある事業所であっても、国民健康保険組合（中央建設国民健康保険組合等）に加入し、かつ、日本年金機構から健康保険適用除外承認を受けている場合は、適用除外となります。

2. 厚生年金保険

①法人の場合

従業員数にかかわらず、加入が必要です。役員の場合も、加入義務があります。

②個人事業主の場合

常勤の従業員が5人以上いる場合は加入が必要です。この場合、事業主本人は加入対象外です。

③共通事項

- ・被保険者は70歳未満の従業員になります。

3. 雇用保険

法人、個人を問わず、31日以上継続して雇用されることが見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者を1人以上雇用している場合は、加入義務があります。

V 許可を受けるための手続き

V-1 許可申請書の入手

許可申請に必要な書類は、群馬県のホームページに掲載しています。

- 群馬県ホームページ <http://www.pref.gunma.jp/>
トップページ → しごと・産業・農林・土木 → 土木・建築
→ 建設業の手続き、技術基準、県土整備分野のDXのことなら 建設企画課
→ 建設業関連の手続き等 → 建設業許可申請のしおり・様式集・Q & A

V-2 許可手数料等の納入

- (1) 許可を受けようとする者は、次の区分によりあらかじめ、許可手数料を納入しなければなりません。(法第10条、第17条、令第4条)

新 規	9 万円（許可手数料）	群馬県収入証紙
更 新	5 万円（許可手数料）	
業種追加	5 万円（許可手数料）	

- 注 1 業種追加申請と更新申請を同時に行う場合は、10万円の手数料が必要です。
2 一般建設業と特定建設業の更新申請を同時に行う場合は、10万円の手数料が必要です。
3 一般建設業の業種追加と更新、さらに特定建設業の業種追加と更新の申請を同時に行う場合は、20万円の手数料が必要です。
4 一度納入された知事許可申請手数料は、許可申請の審査に対するものですから、許可を得られなかった場合や許可申請を取り下げた場合であっても返還されません。

- (2) 許可手数料等の納入方法

許可手数料を群馬県収入証紙で納入する。(消印等を押印しないこと)

なお、払込書による納付を希望する場合は、事前に下記提出先へご相談ください。

V-3 申請書様式等への押印の廃止について

令和3年1月1日以降、申請書及び届出書に添付する様式等について、申請者の押印は原則不要となりました。ただし、以下の書類については、法令の規定及び真正性の担保のため引き続き押印が必要となりますので、御注意ください。

【押印を要する書類】

- ・請負契約確認書類（契約書・注文書の写し、発注証明書）
- ・他機関が発行する各種証明・確認書類（他機関にて押印廃止をしている場合を除く）
- ・委任状（**代理人が許可通知書を受領する場合**）

V-4 許可申請書類の提出

(1) 書面による申請の場合

提出先	群馬県県土整備部建設企画課建設業対策室 所在地：〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
提出書類	・ 正本1通（閲覧対象と閲覧対象外とを分けること） ・ 許可要件の確認資料 ・ 副本（申請者控用） ※ 収受印を押印した副本が必要な場合 ・ 返信用封筒（切手貼付のこと） ※ 郵送で副本返却希望の場合
提出方法	郵送又は来庁（来庁受付：毎週月・水・木 10時～11時30分・13時～15時） ※ 申請書の郵送は必ず書留とすること（証紙貼付額が5万円以下の場合は簡易書留でも可とする）

[申請の提出方法(新規・更新・業種追加等)]

- ア 申請書類は表4の綴込の分類 ①申請書（閲覧対象）、②申請書（閲覧対象外）、③確認書類等にそれぞれ分け、同表の綴込順にそろえてください。
- イ ①申請書（閲覧対象）は、必ず長辺左側を「ひも綴じ」してください。
- ウ その他の書類②③は、ばらけないようクリップ等で止めてください。



※「申請書（閲覧対象）①」「確認資料等③」など、上例の表紙を添付いただく必要はありません。

[届出の提出方法(上記以外)]

- ア 届出書類は表9の綴込の分類 ①閲覧対象、②閲覧対象外、③確認資料等にそれぞれ分けてください。
- イ ①閲覧対象は、長辺左側2ヶ所をステープラー等で止めてください。
- ウ その他の書類②③は、ばらけないようクリップ等で止めてください。
- ※ 製本テープ等では止めないでください。



(2) 電子申請システム(JCIP)による電子申請の場合

令和5年1月から建設業許可申請・各種変更届出及び経営事項審査申請がオンライン上で可能となりました。【建設業許可・経営事項審査電子システム（JCIP）】

本システムは国土交通省が開発したシステムであり、一部を除く全国の許可行政庁で導入されています。群馬県知事許可業者についてもご利用いただけますので、詳細は群馬県ホームページをご確認ください。

[国土交通大臣許可について]

本県に主たる営業所を置く大臣許可にかかる申請書及び届出書は、令和2年4月1日から関東地方整備局に直接提出することとなりました。本県に提出いただいても、受付できません。

大臣許可申請や届出に関するお問合せは、同局へお願いします。

○問合せ先：国土交通省関東地方整備局建設産業第一課建設業係

TEL 048-600-1906 ホームページ：<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

V-5 審査方法

(1) 書面審査

- ア IVで示した許可要件に適合しているかどうか及び記載事項について書面審査を行います。
- イ 提出された書類について、不明な点があれば追加して資料を要求する場合があります。また、軽微な補正（印が不要のもの）はFAXでの提出も可とします。FAXにより送付された書類の文字が判読できない場合は、郵送等を指示する場合があります。

(2) 実態調査

- ア 申請書記載内容及び確認資料について、必要があるときは実態調査を行います。
- イ 実態調査について、申請者、経營業務の管理責任者、**営業所技術者等**に来庁いただく場合や、営業所の立入調査を行う場合があります。

V-6 許可されたとき

許可された場合は、郵送で許可通知書が交付されます。

また、建設業法第13条及び建設業法施行令第5条の規定により、許可申請書等は公衆の閲覧に供され、財務諸表等も公開されます。「**Ⅹ建設業許可申請書の閲覧**」を参照

V-7 不許可と許可申請の取り下げ

- (1) 申請内容が許可の要件を満たしていない場合は、不許可となります。建設業許可の拒否の通知をします。
- (2) 申請者の都合により許可申請を取り下げようとする場合は、「許可申請の取下げ願い」を提出してください。
- (3) 不許可又は許可申請の取下げがあった場合、当該申請にともなって納付された申請手数料については、還付されません。

V-8 許可番号の引継ぎ

許可番号は個人から法人なりした場合を含め、新規で取得した際には、原則として新しい番号が付与されます。

ただし、以下の場合に限り従前からの許可番号を引き継ぐことができるものとします。

(1) 許可切れ新規の場合

更新許可申請書を提出せずに許可を失効したため、改めて新規申請を行う際の申請で、以下の要件をすべて満たす場合。

- ア 許可が失効した日から3か月以内に申請すること。
- イ 毎事業年度(決算期)を経過したときに提出する変更届出書を含む、建設業法で規定する届出書を適正に提出していること。

(2) 個人から法人なりした場合

これまで個人事業主として許可を有していた者が、法人設立に伴って新たに法人として許可申請を行おうとする場合で、以下の要件をすべて満たす場合。

- ア 許可を有していた個人の元事業主が、法人の代表取締役となっていること。
- イ 許可を有していた個人の元事業主が、法人の過半数の株式を所有(過半数の出資)していること。
- ウ 事業年度が継続していること。
- エ 個人の建設業許可を廃業すること。
- オ 個人の毎事業年度(決算期)を経過したときに提出する変更届出書を含む、建設業法で規定

する届出書を適正に提出していること。

V－9 事業承継及び相続にかかる許可の引継ぎ（認可申請）について

事業譲渡、合併又は分割を行う場合、事前に認可を受けることで、事業譲渡等の効力が発生する日に建設業許可の地位を承継できる場合があります。また、許可業者（個人）が死亡した場合、相続人が死亡後30日以内に認可申請することにより、死亡日以後の建設業許可の地位を承継できる場合があります。

詳しくは、別冊「建設業許可に係る事業承継・相続認可申請のしおり」を御覧ください。

VI 許可申請に必要な書類

許可申請書は、許可申請者が、建設業法の期待する建設業者であるかどうか、許可できるかどうかを判断する資料になります。この書類の作成に関する重要な事項について虚偽の記載があれば許可を受けられませんし、たとえ許可を受けた後であっても許可を取り消されることになっており、更に、こうして許可を取り消された場合には、許可の取消の日から5年を経過しなければ新たに許可を受けられないことになりますから、十分注意して作成してください。

- 1 許可の申請書及び添付書類は(1)「閲覧対象となる書類」と(2)「閲覧対象外となる書類」及び(3)「確認資料」に大別されます。
- 2 綴込順を守って書類を提出してください。提出方法はP 3 2を参照ください。
- 3 各種証明書等は特段の定めがない限り、受付日前3ヶ月以内に作成及び発行されたものが有効となります。
- 4 代理申請を業として行うことは、行政書士又は弁護士に限られています。また、許可通知書の受領を代理申請者にする場合は必ずその旨の委任を受けた委任状を提出してください。

VI-1 許可申請書、添付書類及び確認資料(表4)

(1) 申請書及び添付書類(閲覧対象)

綴込順	様式番号	提出書類の名称	参照ページ	必要となる書類				
				新規		般・特新規	業種追加	更新
				法人	個人			
1		建設業許可申請書(表紙)		○	○	○	○	○
2	第1号	建設業許可申請書	46	○	○	○	○	○
		別紙1 役員等の一覧表	49	○	—	○	○	○
		別紙2(1) 営業所一覧表(新規許可等)	50	○	○	○	○	—
		別紙2(2) 営業所一覧表(更新)	52	—	—	—	—	○
		別紙3 県収入証紙貼付用紙	53	○	○	○	○	○
		別紙4 営業所技術者等一覧表	54	○	○	○	○	○
3	第2号	工事経歴書(直前1期分) ※業種別に作成、実績なしでも作成	56	○	○	○	○	▲
4	第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額 ※実績なしでも作成	60	○	○	○	○	▲
5	第4号	使用人数	61	○	○	○	○	▲
6	第6号	誓約書	62	○	○	○	○	○
7	第7号の3	健康保険等の加入状況	63	○	○	○	○	○
8	第11号	令第3条の使用人一覧 ※該当者なしでも作成	82	○	○	○	○	○
9		定款 ※原始定款+議事録又は現行定款で原本証明をしたもの		○	—	▲	▲	注1
10		財務諸表 表紙(法人用)	89	○	—	▲	▲	注1
	第15号	貸借対照表	90	○	—	▲	▲	注1
	第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	94	○	—	▲	▲	注1
	第17号	株主資本等変動計算書	98	○	—	▲	▲	注1
	第17号の2	注記表	102	○	—	▲	▲	注1
	第17号の3	附属明細表	110	注2	—	▲	▲	注1
		事業報告書 ※株式会社のみ(任意様式:決算状況を説明するもの)		○	—	▲	▲	注1
		財務諸表 表紙(個人用)	116	—	○	▲	▲	注1
	第18号	貸借対照表	117	—	○	▲	▲	注1
	第19号	損益計算書	119	—	○	▲	▲	注1
11	第20号	営業の沿革	130	○	○	▲	▲	○
12	第20号の2	所属建設業団体	131	○	○	▲	▲	注1
13	第20号の4	主要取引金融機関名	132	○	○	▲	▲	注1

(2) 申請書及び添付書類（閲覧対象外）

綴 込 順	様式番号	提 出 書 類 の 名 称	参 照 ペ ー ジ	必要となる書類				
				新規		般・ 特新規	業 種 追 加	更 新
				法 人	個 人			
1	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書	66	○ 注3	○ 注3	○ 注3	○ 注3	○ 注3
		別紙 常勤役員等の略歴書	70	○	○	○	○	○
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一面～第四面）	71	○ 注3	○ 注3	○ 注3	○ 注3	○ 注3
		別紙2 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	73	注4	注4	注4	注4	注4
2	第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	74	○	○	○	○	—
		卒業証明書 ※指定学科卒業＋実務経験で証明の場合		○	○	○	○	—
		資格証明書写し 又は 監理技術者資格者証写し (注13)		○	○	○	○	—
	第9号	実務経験証明書 ※様式第8号に係るもの	78	○	○	○	○	—
	第10号	指導監督の実務経験証明書 ※様式第8号に係るもの、特定建設業のみ	81	○	○	○	○	—
3	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	83	○	○	○	○	○
4	第13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注5）	84	注5	注5	注5	注5	注5
5		成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書（注6）		○	○	○	○	○
6		身分証明書（注7） ※破産者等でない旨の証明書（外国籍の方は不要）		○	○	○	○	○
7		医師の診断書（注8）	85	注8	注8	注8	注8	注8
8	第14号	株主(出資者)調書	88	○	—	▲	▲	注1
9		登記事項証明書（履歴事項全部証明）		○	注9	▲	▲	注1
10		納税証明書(注10) ※新設法人で決算期末到来の場合でも提出		○	○	▲	▲	▲

(3) 確認資料等

綴 込 順	関連する様式	提 出 書 類 の 名 称	参 照 ペ ー ジ	必要となる書類				
				新規		般・ 特新規	業 種 追 加	更 新
				法 人	個 人			
1		建設業許可申請書類 確認書	133	○	○	○	○	○
2	第1号	法人番号を確認する資料		○	—	—	—	—
3	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者）の経験年数を確認する資料 ※登記事項証明書、建設業許可通知・工事契約書等写し、発注証明書等		○	○	注1	注1	注1
4		常勤役員等（経營業務の管理責任者）の常勤性を確認する資料 ※健康保険被保険者証の写し等		○	○	注1	注1	○
5	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数を確認する資料 ※登記事項証明書、建設業許可通知・工事契約書等写し、組織図、業務分掌規程、 人事発令書等		注4	注4	注4	注4	注4
6		常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性を確認する資料 ※健康保険被保険者証の写し等		注4	注4	注4	注4	注4
7	第1号別紙4 及び 第8号	営業所技術者等の常勤性を確認する資料 ※健康保険被保険者証の写し等		○	○	注1	注1	○
8	第9号関係	営業所技術者等の実務経験を確認する資料 ※自己・自社で証明する場合等		○	○	注1	○	—
9	第7号の3	健康保険等の加入状況の確認資料 ※保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の 写し、労働保険概算・確定保険料申告書の写し等		○	○	○	○	○
10		財産的要件の確認資料 ※残高証明書又は融資証明書（1か月以内のもの）		○	○	注11	注12	—
11		営業所写真 ※指定用紙に貼付	136	○	○	—	—	○
12		照会対象者の一覧表	140	○	○	○	○	○

凡例 「○」は要提出、 「▲」は省略可

(注1) 変更がなければ省略可

(注2) 資本金が1億円超又は負債額が200億円以上の株式会社の場合のみ提出

(注3) 経營業務の管理体制について、経營業務の管理責任者による場合は様式第7号を、常勤役員等＋直接補佐する者による場合は様式第7号の2（第一面～第四面）を提出。

(注4) 経營業務の管理体制について、様式第7号の2により証明する場合提出。

(注5) 様式第11号に該当者無しであれば省略可

(注6) 役員（監査役は除く）、個人事業主、令第3条の使用人、法定代理人（の役員等）で、成年被後見人又は被保佐人でない者について提出（顧問及び相談役については不要）

- ・ 外国籍の方は、必ず国籍欄を記載した証明書を取得して下さい。

(注7) 役員（監査役は除く）、個人事業主、令第3条の使用人、法定代理人（の役員等）について提出（顧問及び相談役については不要）

- ・ 「身分証明書」とは、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市区町村の長の証明書です。外国籍の方は省略可能です。

【証明事項】：1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。

2. 後見の登記の通知を受けていない。

3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。又は 破産の通知を受けていない。

- ・ 役員等が、成年被後見人又は被保佐人でない場合は、上記証明事項の1から3が証明されたものを提出。
- ・ 役員等が、成年被後見人又は被保佐人に該当する場合は、上記証明事項の3が証明されたものを提出。

(注8) 役員等が、成年被後見人又は被保佐人に該当する場合提出。診断書には、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨、及びその根拠を記載。

(注9) 個人の登記事項証明書は、屋号や支配人を登記している場合のみ提出

(注10) 法人：法人事業税、個人：個人事業税

(注11) 一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合は、直近の財務諸表により確認

(注12) 新規許可を取得後、5年以上を経過している場合は不要

(注13) 「登録基幹技能講習修了証」により実務経験を証明する場合

- ・ 「登録基幹技能講習修了証」に、「実務経験を有する建設業の種類について建設業第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことの記載がある必要があります。
- ・ 上記の要件を満たした「登録基幹技能講習修了証」により資格を証明する場合は、「実務経験証明書」の提出を要しません。

※本表に示す書類のほかに、許可要件に関する確認資料の提出を求める場合があります。

VI-2 許可要件の確認資料

建設業許可の要件を確認する資料として、許可申請又は変更届を提出する際に、次の資料を提出してください。

これらの資料によって、許可要件が確認できない場合は、許可を受けられません。

なお、提出された資料に不明な点があるときは、追加で資料の提出を求める場合があります。

(1) 新規申請

①-1 常勤役員等（経營業務の管理責任者）

A 経験年数を確認する資料

a 施行規則第7条第1号イ(1)に該当の場合

a-1 法人の役員経験がある場合（監査役、執行役員等を除く）

次の全てを提出してください。

ア 役員在任期間を証する資料（5年分）

登記事項証明書（履歴事項全部証明）

上記証明書で確認できる期間が不足する場合は、閉鎖登記簿謄本（就任日が確認できるもの）

イ 建設業を営んでいたことを証する資料（次のいずれか・5年分）

・建設業許可通知書の写し

・工事契約書・注文書等の写し、発注証明書（1年につき1件、注1）

a-2 個人事業主の経験がある場合

次のいずれかを提出してください。

ア 建設業許可通知書の写し（5年分）

イ 所得税の確定申告書（第一表）の写し（注3）又は所得証明書（5年分）＋

工事契約書・注文書等の写し、発注証明書（1年1件、5年分、確定申告書・所得証明書の期間に対応したもの、注1）

a-3 営業所長・支店長の経験がある場合

次の全てを提出してください。

5年以上「建設業法施行令第3条に規定する使用人」であった場合のみ、認められます。

ア 建設業許可通知書の写し（5年分）

イ 令第3条に規定する使用人の変更届等の写し（必要年数を確認できるもの）

（提出した行政庁の受付印のある就任時及び退任時のもの）

b 施行規則第7条第1号イ(2)に該当の場合（注2）

次の全てを提出してください。これらの資料が揃わない場合は審査を行いません。

ア 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための資料

例：組織図

イ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための資料

例：業務分掌規程

ウ 取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受け、業務執行に専念する者であることを確認するための資料

例：定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規定

エ 建設業を営んでいたことを証する資料（次のいずれか）

・建設業許可通知書の写し（5年分）

・工事契約書・注文書等の写し、発注証明書（1年1件、5年分、注1）

c 施行規則第7条第1号イ(3)に該当の場合

c-1 法人での補佐経験がある場合（注2）

次の全てを提出してください。これらの資料が揃わない場合は審査を行いません。

ア 役員に次ぐ地位を示す資料（当時の資料に代表者が証明したもの）

例：会社組織図の写し

イ 6年以上役員に次ぐ地位であったことを証する資料（ " ）

例：社員名簿の写し、社員配置表の写し、辞令の写し

ウ その地位の職務権限を証する資料（ " ）

例：職務権限表の写し

エ 建設業を営んでいたことを証する資料（次のいずれか）

- ・建設業許可通知書の写し（6年分）
- ・工事契約書・注文書等の写し、発注証明書（1年1件、6年分、注1）

c-2 個人事業主の補佐経験がある場合（注2）

次の全てを提出してください。これらの資料が揃わない場合は審査を行いません。

ア 補佐していた個人事業主の所得税の確定申告書の写し（6年分、注3）

（青色申告決算書、又は収支内訳書を含む申告書一式の写し）

イ 戸籍謄本（補佐していた個人事業主との関係を証するもの）

ウ 建設業を営んでいたことを証する資料（次のいずれか）

- ・建設業許可通知書の写し（6年分）
- ・工事契約書・注文書等の写し、発注証明書（1年1件、6年分、注1）

B 常勤性を確認する資料

a 法人の役員の場合（次のいずれか）

ア 健康保険被保険者証の写し（国民健康保険を除く・有効期間満了日以降は不可）（注4）

裏面に現住所を記入し、裏面の写しも添付すること。

イ 社会保険の被保険者標準報酬決定通知書の写し（算定基礎届ではありません）

ウ 厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせの写し

エ 〔後期高齢者に限る〕直近の法人税の確定申告書（表紙及び役員報酬内訳書）の写し＋所得証明書

※個人情報保護の観点から、保険証及び被保険者標準報酬決定通知書の写しについて、以下の項目を黒塗りやマスキングテープ等によりマスキング処理を施した上で提出してください。

- ・健康保険等の保険証（写）：保険者番号、被保険者等記号・番号
- ・被保険者標準報酬決定通知書（写）：被保険者整理番号

※国民健康保険組合（中央建設国民健康保険組合等）に加入し、健康保険の適用除外承認を受けている場合は、当該国民健康保険組合被保険者証（有効期間満了日以降は不可）の写しまたは国民健康保険証組合が発行する領収証書・証明証と、社会保険の被保険者標準報酬決定通知書の写し（該当者の氏名が確認できるもの）を提出してください。

b 個人事業主の場合

ア 直近の所得税の確定申告書（第一表）の写し（注3）

注1：発注先、発注元、工事内容、発注金額、工期が確認でき、発注者の記名押印（発注者個人印、代表者又は会社印）があるものに限り。また、建設業法や他の法令に違反して請負施工した工事は、確認資料として認められません。

注2：執行役員等の経験及び補佐経験については、必ず認められるというものではありません。申請前に確認資料を揃え、県庁建設企画課建設業対策室にあらかじめ書類を送付のうえ、ご相談ください。

注3：確定申告書の写しは、個人番号（マイナンバー）が隠された控えの写しか、個人番号（マイナンバー）が判読できないようにしたものの写し

◎個人番号がマスキング処理されていない場合、確認書類として取り扱うことができないため、即時廃棄させていただきます。

注4：申請者が法人又は社会保険に加入している個人事業主の場合、必ず社会保険加入の確認資料を提出してください。社会保険に加入していない場合、常勤者と認められません。

また、健康保険の任意継続被保険者証については国民健康保険証と同様の取扱とします。

注5：他の法人の役員を兼務している場合は、申請法人において常勤し、専らその法人の営業を行っている等、申請法人において常勤であると認められる必要があります。

この場合、上記確認資料に加え、他の法人の代表者からの「非常勤証明書（任意様式）」及び他法人における役員の状況が確認できる書類などを提出いただき、当該者の常勤性について個別に審査します。

注6：決算未到来等の理由で、常勤性資料が添付できない場合は、県庁建設企画課建設業対策室へお問い合わせください。

①－２ 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（注１）

A 経験年数を確認する資料

a 施行規則第７条第１号ロ（１）に該当の場合

次の全てを提出してください。

ア 役員在任期間を証する資料（２年分以上）

登記事項証明書（履歴事項全部証明）

上記証明書で確認できる期間が不足する場合は、閉鎖登記簿謄本（就任日が確認できるもの）

イ 役員に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を確認する資料（必要年数分）

次の全てを提出してください。

- ・役員に次ぐ地位を示す資料（当時の資料に代表者が証明したもの）

例：会社組織図の写し

- ・必要年数以上役員に次ぐ地位であったことを証する資料（ 〃 ）

例：社員名簿の写し、社員配置表の写し、辞令の写し

- ・その地位の職務権限を証する資料（ 〃 ）

例：職務権限表の写し

ウ 建設業を営んでいたことを証する資料（次のいずれか・５年分）

- ・建設業許可通知書の写し

- ・工事契約書・注文書等の写し、発注証明書（１年につき１件）

b 施行規則第７条第１号ロ（２）に該当の場合

次の全てを提出してください。

ア 建設業の役員在任期間を証する資料（２年分以上）

・登記事項証明書（履歴事項全部証明）

・上記証明書で確認できる期間が不足する場合は、閉鎖登記簿謄本（就任日が確認できるもの）

イ 建設業を営んでいたことを証する資料（次のいずれか・上記アに対応した年数）

- ・建設業許可通知書の写し

- ・工事契約書・注文書等の写し、発注証明書（１年につき１件）

ウ その他の役員在任期間を証する資料（必要年数分）

登記事項証明書（履歴事項全部証明）

上記証明書で確認できる期間が不足する場合は、閉鎖登記簿謄本（就任日が確認できるもの）

c 施行規則第７条第１号ロ柱書（上記 a 又は b を直接に補佐する者）に該当の場合

ア 直接に補佐する者であることを証する資料

- ・役員に次ぐ地位を示す資料（代表者が証明したもの）

例：会社組織図の写し

- ・必要年数以上役員に次ぐ地位であったことを証する資料（ 〃 ）

例：社員名簿の写し、社員配置表の写し、辞令の写し

- ・その地位の職務権限を証する資料（ 〃 ）

例：職務権限表の写し

イ 許可申請を行う建設業者において、５年以上の財務管理、労務管理及び業務運営の業務経験を証する資料

上記アに準じた当時の資料に、代表者が証明したもの。

B 常勤性を確認する資料

①－１ 常勤役員等（経營業務の管理責任者）Bの記載資料と同様。

常勤役員等及び直接に補佐する者全員の分が必要になります。

※直接に補佐する者が役員等でない場合は住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し又は住民票（個人番号（マイナンバー）が省略されたもの）が必要です。

注１：常勤役員等及び直接に補佐する者により申請する場合は、申請前に確認資料を揃え、県庁建設企画課建設業対策室にあらかじめ書類を送付の上、ご相談ください。

②「**営業所技術者等**」 ※経營業務の管理責任者を兼ねる場合は二重提出不要

A **常勤性を確認する資料**

a **法人の場合（次のいずれか）**

- ア 健康保険被保険者証の写し（国民健康保険を除く・有効期間満了日以降は不可）（注1）
裏面に現住所を記入し、裏面の写しも添付すること。
- イ 社会保険の被保険者標準報酬決定通知書の写し（算定基礎届ではありません）
±住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し又は住民票（個人番号（マイナンバー）が省略されたもの）
- ウ 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し又は住民票（個人番号（マイナンバー）が省略されたもの）又は後期高齢者医療被保険者証（有効期間満了日以降は不可）の写し
±厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせの写し
- エ 〔後期高齢者に限る〕住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し又は住民票（個人番号（マイナンバー）が省略されたもの）又は後期高齢者医療被保険者証（有効期間満了日以降は不可）の写し±直近の源泉徴収票の写し±所得証明書

※役員の方は波線部分の資料の提出を省略できます。

※個人情報保護の観点から、保険証及び被保険者標準報酬決定通知書並びに住民税特別徴収税額通知書の写しについて、以下の項目を黒塗りやマスキングテープ等によりマスキング処理を施した上で提出してください。

- ・健康保険等の保険証（写）：保険者番号、被保険者等記号・番号
 - ・被保険者標準報酬決定通知書（写）：被保険者整理番号
 - ・住民税特別徴収税額通知書（電子による通知のみ）：個人番号（マイナンバー）
- ◎個人番号がマスキング処理されていない場合、確認書類として取り扱うことができないため、即時廃棄させていただきます。

※国民健康保険組合（中央建設国民健康保険組合等）に加入し、健康保険の適用除外承認を受けている場合は、当該国民健康保険組合被保険者証（有効期間満了日以降は不可）の写しまたは国民健康保険証組合が発行する領収証書・証明証と、社会保険の被保険者標準報酬決定通知書の写し（該当者の氏名が確認できるもの）を提出してください。

b **個人事業主の場合**

直近の所得税の確定申告書（第一表）の写し（注3）

c **個人事業主の従業員（社会保険適用除外）の場合**

- ア 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し又は住民票（個人番号（マイナンバー）が省略されたもの）又は国民健康保険被保険者証（有効期間満了日以降は不可）の写し
±直近の源泉徴収票の写し±所得証明書
- イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し±住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し又は住民票（個人番号（マイナンバー）が省略されたもの）又は国民健康保険被保険者証（有効期間満了日以降は不可）の写し
（雇用初年度に限る）

B **その営業所に配置されたことを示す資料**（その他の営業所に配置された場合のみ）

- ア 辞令の写し等

注1：申請者が法人又は社会保険に加入している個人事業主の場合、必ず社会保険加入の確認資料を提出してください。社会保険に加入していない場合、常勤者と認められません。

また、健康保険の任意継続被保険者証については国民健康保険証と同様の取扱とします。

注2：75歳以上の方は健康保険から後期高齢者医療制度に変更され、標準報酬決定通知書に記載されなくなるため。

注3：確定申告書の写しは、個人番号（マイナンバー）が隠された控えの写しか、個人番号（マイナンバー）が判読できないようにしたもの写し

◎個人番号がマスキング処理されていない場合、確認書類として取り扱うことができないため、即時廃棄させていただきます。

③健康保険等の確認資料（健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に加入している場合のみ）

A 健康保険及び厚生年金保険に加入している場合

次のいずれかを提出してください。

ア 社会保険料を納付したことを称する直近の領収証書の写し又は納入証明書

イ 社会保険の被保険者標準報酬決定通知書の写し（算定基礎届ではありません）

※個人情報保護の観点から、被保険者標準報酬決定通知書の写しについては、被保険者整理番号を黒塗りやマスキングテープ等によりマスキング処理を施した上で提出してください。

B 雇用保険に加入している場合

次のいずれかを提出してください。

ア 直近の労働保険概算・（増加概算）・確定保険料申告書の写し（受付印がない場合は、納付したことを証する受領済み通知書の写しも必要です）

イ 直近の労働保険事務組合の労働保険料等納入通知書（甲）の写し

ウ 雇用保険加入済確認願（原本）

※公共職業安定所で確認印をもらったもの

④財産要件の確認資料

A 一般建設業許可（次のいずれか）

次のいずれかを提出してください。但し、自己資本の額が500万円以上の場合には不要です。（直前の決算期における財務諸表により確認）

ア 取引金融機関の預金残高証明書で500万円以上の残高のあるもの

（金融機関が複数にわたる場合は、同一日の残高を証明したもの）

イ 取引金融機関で500万円以上の融資を受けられることを証明した証明書

注1：証明書は、申請日から1月以内の残高又は融資を証明したものを提出してください。

（預金残高証明書の場合、「〇月〇日現在」の現在日が1月以内）

注2：法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は事業主本人名義の残高証明書です。

法人代表者個人名義の残高証明書は対象外です。

B 特定建設業許可 ・直近の財務諸表により確認します。

⑤営業所写真

営業所の実態を把握するため、申請日前3か月以内に撮影した写真を提出してください。また、営業所の建物について、自己所有又は賃貸借等の別を記載してください。

営業所毎に次の3点が必要です。（状況に応じて枚数を増やしてください。）

a 建物の全景

b 事務所の入り口部分

c 事務所の内部

注1：a、bの写真では看板、表札等商号が具体的に確認できるものを提出してください。

なお、ビル等の建物に入っている場合は建物の入り口部分の写真を別途撮影し、提出してください。

注2：cの写真では、電話機、机等の什器備品及び各種事務台帳等が備えられていることが確認できるものを提出してください。なお、ブラインド、カーテン等は開けた状態で撮影してください。

注3：aとcとの整合性を確認しますので、必要に応じ全景写真に事務所位置を追記、写真を追加する等の補足をしてください。確認しにくい場合は追加の写真を提出していただく場合があります。

⑥法人番号の確認資料

次のいずれかを提出してください

ア 国税庁発送の法人番号指定通知書の写し

イ 国税庁法人番号公表サイトの法人情報の画面をプリントアウトしたもの

(2) 般特新規申請

①常勤役員等（経營業務の管理責任者）

A 経験年数を確認する資料 ・「新規申請」と同じ（変更がなければ省略可）

B 常勤性を確認する資料 ・「新規申請」と同じ（変更がなければ省略可）

②「**営業所技術者等**」

A 常勤性を確認する資料 ・「新規申請」と同じ（変更がなければ省略可）

③健康保険等の確認資料

A 健康保険及び厚生年金保険に加入している場合 ・「新規申請」と同じ

B 雇用保険に加入している場合 ・「新規申請」と同じ

④財産要件の確認資料

A 一般建設業許可

ア 新規で許可を取得後、5年を経過していない場合

・「新規申請」と同じ

イ 新規で許可を取得後、5年以上を経過している場合

・不要

B 特定建設業許可 ・直近の財務諸表で確認します。

(3) 業種追加申請

①常勤役員等（経營業務の管理責任者）

A 経験年数を確認する資料 ・「新規申請」と同じ（変更がなければ省略可）

B 常勤性を確認する資料 ・「新規申請」と同じ（変更がなければ省略可）

②「**営業所技術者等**」

A 常勤性を確認する資料 ・「新規申請」と同じ（変更がなければ省略可）

③健康保険等の確認資料

A 健康保険及び厚生年金保険に加入している場合 ・「新規申請」と同じ

B 雇用保険に加入している場合 ・「新規申請」と同じ

④財産要件の確認資料

A 一般建設業許可

ア 新規で許可を取得後、5年を経過していない場合

・「新規申請」と同じ

イ 新規で許可を取得後、5年以上を経過している場合

・不要

B 特定建設業許可 ・直近の財務諸表で確認します。

(4) 更新申請

① 常勤役員等（経營業務の管理責任者）

A 常勤性を確認する資料 ・「新規申請」と同じ

②「営業所技術者等」 A <u>常勤性を確認する資料</u> ・「新規申請」と同じ
③健康保険等の確認資料 A <u>健康保険及び厚生年金保険に加入している場合</u> ・「新規申請」と同じ B <u>雇用保険に加入している場合</u> ・「新規申請」と同じ
④財産要件の確認資料 A <u>一般建設業許可</u> ・不要 B <u>特定建設業許可</u> ・直近の財務諸表で確認します。
⑤営業所写真 ・「新規申請」と同じ

(５) 変更届（「その他の営業所」を新規で設置する場合）
①「営業所技術者等」 A <u>常勤性を確認する資料</u> ・「新規申請」と同じ B <u>その営業所に配置されたことを示す資料</u> ・「新規申請」と同じ

(６) 変更届（許可要件等に係る変更）
①常勤役員等（経營業務の管理責任者） A <u>経験年数を確認する資料</u> ・「新規申請」と同じ B <u>常勤性を確認する資料</u> ・「新規申請」と同じ
②「営業所技術者等」 A <u>常勤性を確認する資料</u> ・「新規申請」と同じ B <u>その営業所に配置されたことを示す資料</u> ・「新規申請」と同じ
③「営業所写真」 ・「新規申請」と同じ

注意事項

- 健康保険証、国民健康保険証等がカード様式でないものは、被保険者欄を含めた写しを提出してください。
- 「常勤役員等（経營業務の管理責任者）」と「営業所技術者等」を同一人物が兼務している場合は、確認資料を１部のみ提出してください。
- 上記の確認資料は、本県として想定している資料を記載しています。これらの資料が用意できない場合に、上記以外で客観的に事実を確認できる資料があれば、事前に建設企画課建設業対策室まで相談してください。

表5 国土交通大臣・都道府県コード表

国土交通大臣・都道府県コード

00	国土交通大臣	10	群馬県知事	20	長野県知事	30	和歌山県知事	40	福岡県知事
01	北海道知事	11	埼玉県知事	21	岐阜県知事	31	鳥取県知事	41	佐賀県知事
02	青森県知事	12	千葉県知事	22	静岡県知事	32	島根県知事	42	長崎県知事
03	岩手県知事	13	東京都知事	23	愛知県知事	33	岡山県知事	43	熊本県知事
04	宮城県知事	14	神奈川県知事	24	三重県知事	34	広島県知事	44	大分県知事
05	秋田県知事	15	新潟県知事	25	滋賀県知事	35	山口県知事	45	宮崎県知事
06	山形県知事	16	富山県知事	26	京都府知事	36	徳島県知事	46	鹿児島県知事
07	福島県知事	17	石川県知事	27	大阪府知事	37	香川県知事	47	沖縄県知事
08	茨城県知事	18	福井県知事	28	兵庫県知事	38	愛媛県知事		
09	栃木県知事	19	山梨県知事	29	奈良県知事	39	高知県知事		

表6 群馬県市町村コード表

群馬県市町村コード

前橋市	10201
高崎市	10202
桐生市	10203
伊勢崎市	10204
太田市	10205
沼田市	10206
館林市	10207
渋川市	10208
藤岡市	10209
富岡市	10210
安中市	10211
みどり市	10212

北群馬郡	榛東村	10344
	吉岡町	10345
多野郡	上野村	10366
	神流町	10367
甘楽郡	下仁田町	10382
	南牧村	10383
	甘楽町	10384
吾妻郡	中之条町	10421
	長野原町	10424
	嬬恋村	10425
	草津町	10426
	高山村	10428
	東吾妻町	10429

利根郡	片品村	10443
	川場村	10444
	昭和村	10448
	みなかみ町	10449
佐波郡	玉村町	10464
邑楽郡	板倉町	10521
	明和町	10522
	千代田町	10523
	大泉町	10524
	邑楽町	10525

様式第一号

記載要領

- 1 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「一般 特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者が
ある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を
有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出
さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA
建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設
業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに
記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は
「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。
- | | | |
|---|---|--|
| 土木工事業（土）
建築工事業（建）
大工工事業（大）
左官工事業（左）
とび・土工工事業（と）
石工事業（石）
屋根工事業（屋）
電気工事業（電）
管工事業（管）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ） | 鋼構造物工事業（鋼）
鉄筋工事業（筋）
舗装工事業（舗）
しゅんせつ工事業（しゅ）
板金工事業（板）
ガラス工事業（ガ）
塗装工事業（塗）
防水工事業（防）
内装仕上工事業（内）
機械器具設置工事業（機） | 熱絶縁工事業（絶）
電気通信工事業（通）
造園工事業（園）
さく井工事業（井）
建具工事業（具）
水道施設工事業（水）
消防施設工事業（消）
清掃施設工事業（清）
解体工事業（解） |
|---|---|--|
- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業
があれば6と同じ要領で記入すること。
なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」
の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッの
ように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
- (例) (株)建設 (有)建設
- | 種 類 | 略 号 | 種 類 | 略 号 |
|---------|-----|-----------|------|
| 株 式 会 社 | (株) | 企 業 組 合 | (企) |
| 特例有限会社 | (有) | 一般財団法人 | (一財) |
| 合 名 会 社 | (名) | 一般社団法人 | (一社) |
| 合 資 会 社 | (資) | 公益財団法人 | (公財) |
| 合 同 会 社 | (合) | 公益社団法人 | (公社) |
| 協 同 組 合 | (同) | 特定非営利活動法人 | (特非) |
| 協 業 組 合 | (業) | | |
- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を
表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と
名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者
の氏名を記載すること。
- 12 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コー
ド」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 11「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住
居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば図2-1-13のように記入す
ること。
- 14 12のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-
8111のように左詰めで記入すること。
- 15 13「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあ
つては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入するこ
と。
- 16 15「許可換えの区分」の欄並びに16「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁
に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。
「旧許可番号」の欄の「大臣 知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当
するコードを記入すること。
また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入
するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を
記載すること。

記入上の注意

- (1) 申請者が法人の場合は、申請者欄は「所在地」、「法人名」「代表者 職 氏名」を記入してください。
- (2) 申請年月日は、県庁建設企画課へ申請書を提出する年月日を記入してください。郵送で提出する場合は、郵送日を記入してください。
- (3) 項番07「商号または名称」欄には、法人では登記されている商号、個人では通常使用している商号、名称を記入してください。
- (4) 項番11「主たる営業所所在地」欄には、市町村名は記入しないでください。
例：前橋市大手町一丁目1番1号は「大手町1－1－1」と記入すること
- (5) 「連絡先所属等」には、申請者の申請事務を担当する者を記入してください。
申請代行者等については、欄外余白に記入してください。
- (6) 般特新規及び業種追加申請時に既存許可の更新を同時に申請する場合、許可の有効期限が2ヵ月以上残っている場合は1通の申請書で行うことができます。
この場合、「許可の有効期間の調整」欄は「1. する」を記入してください。（許可年月日の一本化）
例：業種追加申請と更新申請を同時に行う場合は、令和5年7月15日許可満了のときは令和5年5月15日より前に申請書を提出が必要です。5月15日以降の申請の場合は、別々の申請書により申請いただくこととなります。

誤記入及び不備な例

- ・ 鉛筆で記入されている。
- ・ 申請年月日が記載されていない。
- ・ 「許可の有効期間の調整」欄の記入がない。
- ・ 項番07「商号又は名称」で、例えば「株式会社」を「(株)」という略号で記入されていない。
- ・ 項番08・09「代表者又は個人の氏名」で、姓と名の間に1カラム空いていない。
- ・ 項番10「市町村コード」の記入がない。
- ・ 項番11に都道府県及び市町村が記入されている。
- ・ 損益計算書に兼業売上げがあるが、項番14「兼業の有無」で無しとなっている。
- ・ F A X 番号が記載されていない。（無い場合は不要）

令和 3 年 5 月 1 日

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

行政庁側記入欄																											
区	分	項番	3	8	1	1																					
							大臣 知事	コード																			
許可番号		項番	3	8	2			国土交通大臣 群馬県知事 許可（一般— ）第				5				10	号		許可年月日								
																			11		年	13		月	15		日

主たる営業所の 名 称	フリガナ ホンテン 本店																																																																																																																			
営 業 し ょ う と する 建 設 業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 2%;">土</td><td>建</td><td>大</td><td>と</td><td>石</td><td>屋</td><td>電</td><td>管</td><td>タ</td><td>鋼</td><td>筋</td><td>舗</td><td>し</td><td>ゆ</td><td>板</td><td>ガ</td><td>塗</td><td>防</td><td>内</td><td>機</td><td>絶</td><td>通</td><td>園</td><td>井</td><td>具</td><td>水</td><td>消</td><td>清</td><td>解</td> </tr> <tr> <td>2</td><td>I</td><td></td><td></td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>3</td><td>5</td><td></td><td></td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>25</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>30</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="28">変更前</td> </tr> </table>	土	建	大	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	2	I			I																					2				3	5			10					15					20					25							30			変更前																											
土	建	大	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解																																																																																								
2	I			I																					2																																																																																											
3	5			10					15					20					25							30																																																																																										
変更前																																																																																																																				

[illegible][illegible]

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 ☐☐☐☐で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 ☐8☐3及び☐8☐8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 ☐8☐5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 ☐8☐6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-1のように記入すること。
- 6 ☐8☐7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-1525-3111のように左詰めで記入すること。

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 所	本 店	前橋市大手町１－１－１ (〒371-0026・027-223-1111)	土・水	建・と
	高崎支店	高崎市台町４－３ (〒370-0805・027-322-4186)	水	
従 た る 営 業 所				

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

群馬県証紙 10,000円 群馬県証紙 10,000円 群馬県証紙 10,000円 群馬県証紙 10,000円 群馬県証紙 10,000円		群馬県証紙 10,000円 群馬県証紙 10,000円 群馬県証紙 10,000円 群馬県証紙 10,000円	
群馬県証紙 10,000円			
県収入証紙等はり付け欄			

営業所技術者等一覧表

令和 3年 5月 1日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	グンマ イチロウ 群馬 一郎	土-9・建-4 と-7・水-9	02・13
高崎支店	シラネ リク 白根 陸	水-8	14

記載要領

- 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が**営業所技術者等**となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「１」・・・・・・・・法第７条第２号イ該当
- 「４」・・・・・・・・法第７条第２号ロ該当
- 「７」・・・・・・・・法第７条第２号ハ該当

・特定建設業の場合

- 「２」・・・・・・・・法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当
- 「３」・・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「５」・・・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当
- 「６」・・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「８」・・・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当
- 「９」・・・・・・・・法第15条第２号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が**営業所技術者等**として該当する法第７条第２号及び法第15条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第15条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

工事経歴書

該当するものに丸を付す

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート工事 (杭込 ・ 税抜)

各工事現場に置かれた配置技術者に
ついて、該当する
箇所にし印を記載

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のあ る 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技 術者 別 (該当箇所にし印を記載) 主任技術者 監理技術者		着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
群馬県	元請		大型道路標識設置工事	群馬県前橋市	群馬一郎	し	4,500千円	令和 元年 6 月	令和 元年 8 月
前橋市	元請		市道改良側溝建設工事	群馬県前橋市	前橋次郎	し	4,000千円	令和 2 年 1 月	令和 2 年 3 月
渋川市	元請		〇〇地区地すべり防止工事	群馬県渋川市	渋川三郎	し	3,200千円	令和 元年 9 月	令和 2 年 1 月
様名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	経営事項審査を申請する場合 (図1参照) ① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところ まで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 税込500万円 (建築: 税込1,500万円) 未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要 ② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事 高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 税込500万円 (建築: 税込1,500万円) 未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要 ③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載			し	経営事項審査を申請しない場合 (図1参照) ① 主な完成工事について、請負代金の合計額の5割を超える ところまで、額の大きい順に記載 ② ①に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大き い順に記載		千円	和 元年 4 月	令和 元年 7 月
					し		870千円	令和 元年 5 月	令和 元年 7 月
					し		700千円	令和 元年 1 0 月	令和 元年 1 0 月
							千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇建設	下請		(未成工事)		未成工事は「小計」「合 計」に加算しないこと		千円	令和 年 月	令和 年 月
			市道建設 土工事	群馬県前橋市	高崎四郎	し	2,500千円	令和 2 年 1 月	令和 2 年 1 1 月
A	元請		A 邸外構工事	群馬県渋川市	群馬一郎	し	1,500千円	令和 2 年 5 月	令和 2 年 7 月
「注文者」及び「工事名」については、その内容により個人の 氏名が特定されることのないようにイニシャルで記載。 (例: 群馬太郎→G 等) ただし、経営事項審査を申請する場合には、契約書等で「発注 者」及び「工事名」が確認できるよう十分に留意すること。							千円	和 年 月	令和 年 月
小 計							18,750千円	うち 元請工事	
合 計							34,000千円	うち 元請工事	
最終ページにおいて、全て の完成工事の件数及び請 負代金の額の合計を記載							15,680千円	うち 元請工事	
「小計」・「合計」 のうち、元請工事に 係る請負代金の額の 合計を記載							千円	令和 年 月	

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
- 事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づき義務の履行状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合又は完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づき義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工率高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超え、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超え、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

- 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「J Vの別」の欄は、共同企業体（J V）として行つた工事について「J V」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事項を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工率高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)		(二)		(三)
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事	土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事		PC
		法面処理工事		法面処理
		鋼橋上部工事		鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

記入上の注意

- (1) この表は表1(2～3頁)の第1欄(建設工事の種類)に掲げる建設工事の種類で、許可を受けようとする業種に対応するもの毎に作成してください。記載する建設工事は、当該業種に適合するものでなければならないし、また他の業種の工事経歴書と二重に計上することはできません。

例1 ビルの新築工事を請け負った場合、管工事、電気工事と**建築**の工事に分割し、それぞれ管工事の工事経歴書、電気工事の工事経歴書に、**建築**の工事を建築一式工事の工事経歴書に記載することはできません。建築一式工事の工事経歴書に**一括して**記載してください。

例2 建築物の間仕切り工事のように、大工事と内装仕上工事のいずれも含む工事は、大工事か内装仕上工事のどちらか一方に記載してください。

例3 トイレ改修工事のように管工事と内装仕上工事の両方を行った場合は、どちらか規模の大きい工事の種類に記載してください。

※上記例2、3の例外として、2種類以上の工事の一方が**附帯工事**(1ページ参照)である場合には、**他方の工事を主たる工事としてその工事の工事経歴書に記載してください。**

- (2) 記載する範囲 ※次ページ「工事経歴書の記載フロー」もご確認ください。

経営規模等評価(経営事項審査)を受ける場合

- ① 元請完成工事を、7割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載する。
- ② ①に続けて、業種ごとの年間の完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金に大きい順に記載する。
- ※ 軽微な工事(建築一式工事1,500万円未満、その他工事500万円未満)については、上位10件を超えて記載する必要はありません。
- ③ ②の下に(未成工事)と記載し、主な未成工事を記載する。
- ④ 税込・税抜は税抜きで記載してください。ただし、免税業者は税込みで記載してください。免税業者の場合(税込・税抜)の後に「免税業者」と記載してください。

経営規模等評価(経営事項審査)を受けない場合は下記範囲でも可

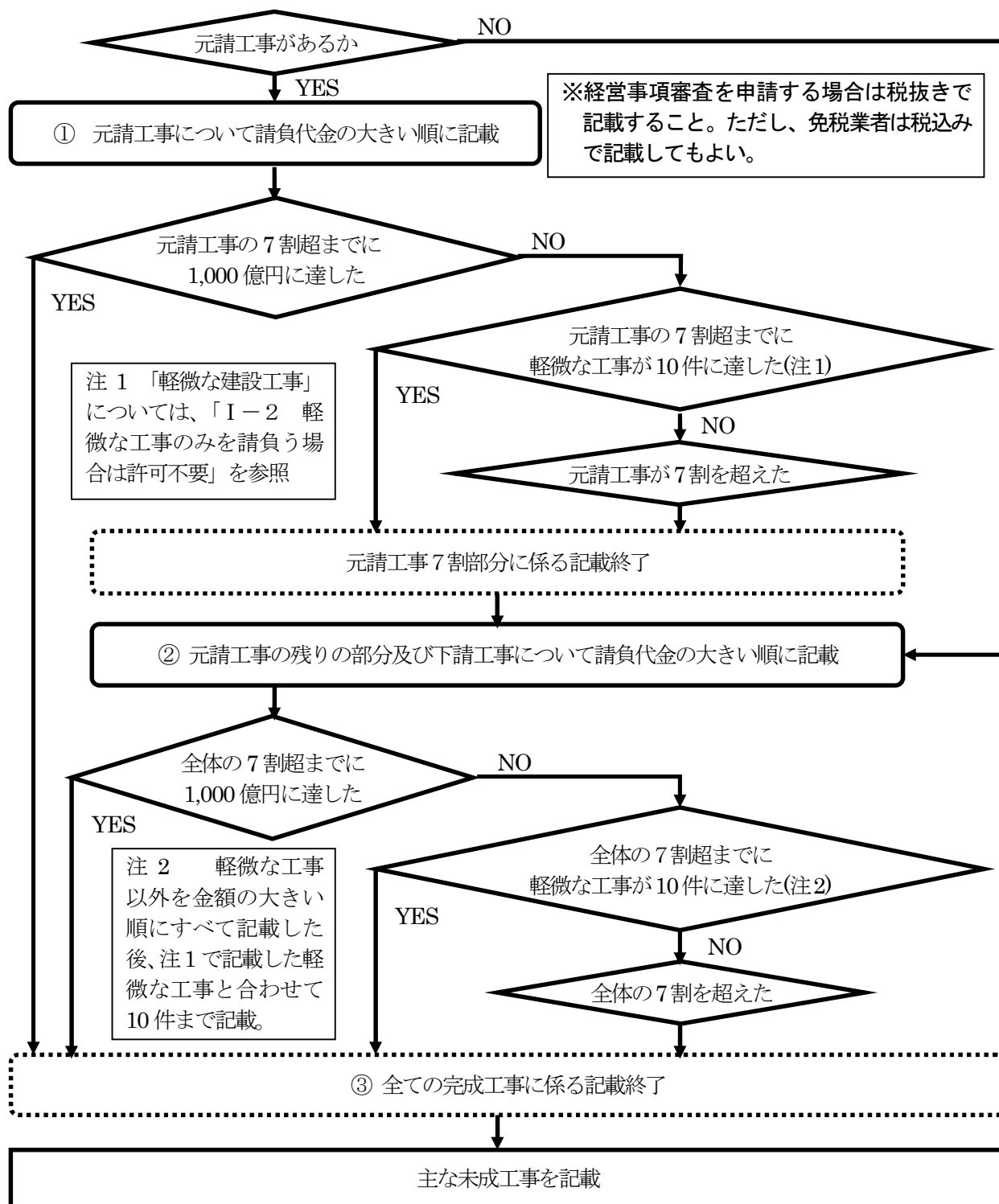
- ① 完成工事を、5割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載する。
 - ② ①の下に(未成工事)と記載し、主な未成工事を記載する。
 - ③ 税込・税抜は任意ですが、どちらかに統一して記載してください。
- (3) 「工事名」は工事の種類が判別できるように記載してください。ただし「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう記載してください。
- (4) 経営事項審査を受審する場合は**消費税抜き**で記載してください。(ただし、免税業者を除く。この場合免税業者である旨を欄外右上に記載してください。)
- (5) 経営事項審査を受審しない場合の主な工事は、年間受注高の概ね5割程度を記載してください。
- (6) 「小計」欄はその頁の計を、「合計」欄は年間の計を記載してください。「小計」「合計」は、未成工事を除いてください。
- (7) 工事実績がない場合は、「建設工事の種類」欄に業種を記載し、「実績なし」と記入してください。
- (8) 次のものは建設工事に該当しません。契約書に工事と書かれていても委託契約ですので「損益計算書」の「兼業」欄に合計額を記載してください。(6ページ参照)
- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ・ 樹木の剪定、伐採、除草、抜根 | ・ 緑地、公園の管理 |
| ・ 除雪 | ・ 建設機械のリース(オペレータが付かないもの) |
| ・ 測量、設計、地質調査 | ・ 道路維持管理業務委託 |
| ・ 電気設備保守点検、消防施設保守点検 | ・ 自社施工 |
| ・ ビル清掃等の清掃業務 | ・ 側溝清掃、道路清掃 |

記載の不備な例

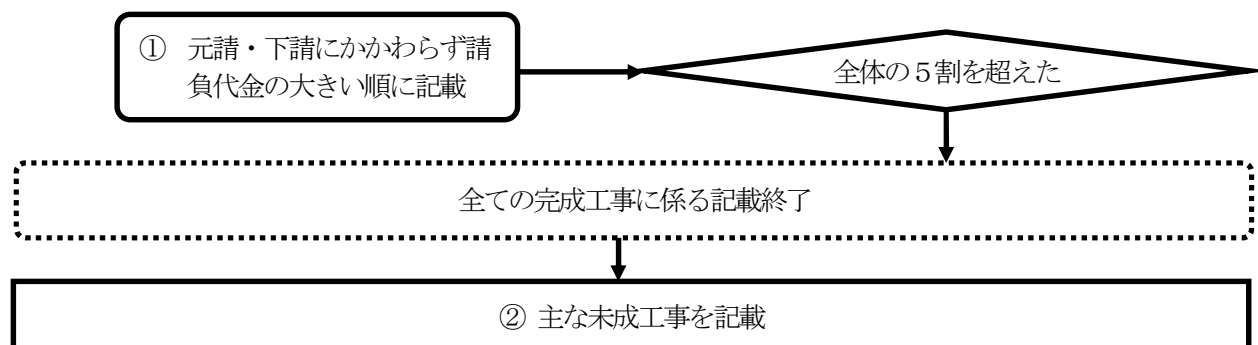
- ・ 専門工事を一式工事に含めている。
- ・ 工事名が簡略化されすぎていて、具体的な工事が判らない。

※ 記載例は、新規許可の場合の記載ではありません。許可を受ける前に500万円以上(建築一式工事では1500万円以上、または延べ面積150㎡以上)の工事を請け負うことはできません。

図1 工事経歴書の記載フロー



※経営事項審査を受けない場合は、次の方法で記載してもよい。



直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜）単位：千円

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			(土) 工事	(建) 工事	(と) 工事	(水) 工事		
第22期 平成28年 2月 1日から 平成29年 1月31日まで	元	公 共	64,225	0	1,050	29,631	0	94,906
	請	民 間	0	0	0	0	0	0
	下 請		0	0	21,321	0	1,529	22,850
	計		64,225	0	22,371	29,631	1,529	117,756
第23期 平成30年 2月 1日から 平成31年 1月31日まで	元	公 共	40,360	0	67,320	29,338	0	137,018
	請	民 間	0	0	13,300	0	3,012	16,312
	下 請		0	0	71,500	0	1,006	72,506
	計		40,360	0	152,120	29,338	4,018	225,836
第24期 平成31年 2月 1日から 令和 2年 1月31日まで	元	公 共	32,430	0	15,680	51,260	0	99,370
	請	民 間	0	0	13,820	0	1,224	15,044
	下 請		0	0	4,500	0	1,325	5,825
	計		32,430	0	34,000	51,260	2,549	120,239
第 期	元	公 共						

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位：千円)」とあるのは「(単位：百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

記入上の注意

- 「事業年度」とは、申請時直前の決算期（個人の場合1月1日から12月31日）から起算して過去3年間の事業年度をいいます。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」欄には、許可を受けようとする業種の施工金額をすべて記入して下さい。既に許可を受けている建設業のある場合には、それらについてもすべて工事の種類ごとに記入して下さい。（施工実績がない場合でも、施工金額の欄に0と記入して下さい。）
- 「その他の建設工事の施工金額」欄には、許可を受けていない建設業に係る許可不要な軽微な工事の施工金額を記入して下さい。
※ 資本金が5億円以上又は負債の合計が200億円以上の株式会社は、百万円未満を切り捨てて記入しても構いません。その際(単位：千円)とあるのは(単位：百万円)と直して記入して下さい。

誤記入及び不備な例

- 直前1年間の完成工事の請負代金の合計が、損益計算書の完成工事高と一致しない。
- 各工事施工金額の計が、工事経歴書の「合計」と一致しない。
- 各工事施工金額の元請額が、工事経歴書の「うち元請工事」欄と一致しない。

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	13人	8人	5人	26人
高崎支店	8人	3人	2人	13人
合 計	21人	11人	7人	39人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

「申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人」
、 「申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人」 の役員等及び建設業法施行令第3条に

規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 3 年 4 月 1 日

主たる営業所の所在地を記入

申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人

（所在地・住所） 前橋市大手町1-1-1
（商号・名称） （株）群馬建設
（役職名・氏名） 代表取締役 群馬一郎

地方整備局長
北海道開発局長
群馬県知事 殿

記載要領

「申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人」
、「申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人」
、「地方整備局長
北海道開発局長
知事」
については不要なものを消すこと

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和 3年 5月 1日

地方整備局長
北海道開発局長
群馬県 知事 殿

主たる営業所の所在地を記入

(所在地・住所) 太田市西本町60-27
申請者(商号・名称) 太田建設(株)
届出者(役職名・氏名) 代表取締役 太田 信郎

許可年月日

許可番号 国土交通大臣許可(般-28)第030123号 平成28年12月01日
群馬県知事

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	26人 (5人)	1	1	1	健康保険	99-イロ 01234
					厚生年金保険	99-イロ 01234
					雇用保険	10301123456 000
高崎支店	13人 (0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
様式第1号別紙 2(1)又は(2)営業 所一覧表に記載 した順に記載	役員又は個人事業主を含めて全ての 人数を記載	※記載区分 ・加入(届出)あり:「1」 ・適用除外:「2」 ・本店一括:「3」(「本店一括」の場合も 届出の義務あり)			健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	39人 (5人)					

記載要領

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１）
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、申請時の加入状況を記入すること。
 - （２）
 - ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
 - ②新たに営業所を追加した場合この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「申請者
届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「２」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「２」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「２」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「３」を記入すること。

- 1 0 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 1 1 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 1 2 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

(1) 経營業務の管理責任者としての経験が5年以上
(2) 経営者に準ずる地位（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る）としての経験が5年以上
(3) 経営者の補佐経験が6年以上

(用紙A 4)

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役

経験年数 平成26年 4月から 令和2年 9月まで 満 6年 6月

証明者と被証明者との関係 役員

備考 群馬県知事（般・特一）第 号←許可を受けている場合のみ

平成 年 月 日許可
般：水

令和 3 年 5 月 1 日

（所在地・住所）前橋市大手町1-1-1
（商号・名称）（株）群馬建設
証明者（役職名・氏名）代表取締役 群馬 一郎

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員 本 人 の支配人 } で第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に該当する者であることに相違ありません。

令和 3 年 5 月 1 日

主たる営業所の所在地を記入

地方整備局長
北海道開発局長
群馬県知事 殿

（所在地・住所）前橋市大手町1-1-1
申請者（商号・名称）（株）群馬建設
届出者（役職名・氏名）代表取締役 群馬 一郎

申請又は届出の区分 ☐ 項番 3
1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

の 年 月 日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可年月日

許可番号 ☐ 1 8 1 0 国土交通大臣 許可（般・特一）第 ☐ 号 11 年 13 月 15 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ ☐ 1 9 グ シ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

氏 名 ☐ 2 0 群 馬 一 郎

生 年 月 日 ☐ 13 ☐ 14 ☐ 16 ☐ 18
S 3 0 年 0 1 月 0 1 日

住 所 前橋市上細井町2142-1

◎【変 更 前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

氏 名 ☐ 2 1

生 年 月 日 ☐ 13 ☐ 14 ☐ 16 ☐ 18
年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

(1) 経營業務の管理責任者としての経験が5年以上
(2) 経営者に準ずる地位（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る）としての経験が5年以上
(3) 経営者の補佐経験が6年以上

(用紙A 4)

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 元事業主

経験年数 平成25年 4月から 令和元年 9月まで 満 6年 6月

証明者と被証明者との関係

備考

群馬県知事（般・特一）第
平成 年 月 日許可
般：水

号←許可を受けている場合のみ

令和 3 年 5 月 1 日

主たる営業所の所在地を記入

(所在地・住所) 渋川市金井395
(商号・名称) 榛名水道工事店
証明者 (役職名・氏名) 元事業主 榛名 士郎

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員
本 人
の 支配人 } で第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に該当する者であることに相違ありません。

令和 3 年 5 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
群馬県知事 殿

(所在地・住所) 前橋市大手町1-1-1
申請者 (商号・名称) (株) 群馬建設
届出者 (役職名・氏名) 代表取締役 群馬 一郎

申請又は届出の区分 ☐ 項番 ☐ 1 ☐ 7 ☐ 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変
の 年 月 日 令和 年 月 日

大臣
知事コード

許可番号 ☐ 1 ☐ 8 ☐ 1 ☐ 0 国土交通大臣 許可 (般・特一) 第 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 号 許可年月日 ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ ☐ 1 ☐ 9 ☐ ハ ☐ ル 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕
氏 名 ☐ 2 ☐ 0 ☐ 榛 ☐ 名 ☐ 士 ☐ 郎 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 生年月日 ☐ ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ ☐ 月 ☐ ☐ ☐ ☐ 日
住 所 渋川市金井395

◎【変 更 前】

氏 名 ☐ 2 ☐ 1 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕
生年月日 ☐ ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ ☐ 月 ☐ ☐ ☐ ☐ 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

- 1 この証明書は、被証明者 1 人について証明者別に作成すること。
- 2 (1) の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

4 ☐☐☐☐で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

「3. 常勤役員等の更新等」・・・常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

6 「変更の年月日」の欄は、5により $\boxed{1}$ $\boxed{7}$ の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

「許可番号」の欄の「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

9

2	0
---	---

及び

2	1
---	---

「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設

--

太郎

--

のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- (1) 許可申請の態様別の「証明者」欄については、表7のとおりです。
- (2) 例えば、法人設立前の個人事業の期間の証明は、法人名ではなく個人名により行ってください。
- (3) 個人事業主の場合の「共同事業主」は、経營業務の管理責任者にはなりません。

表7 態様別証明者一覧

許可申請の態様			証明者
個人営業してきた人が	個人として自分が経営者となり	新規申請をする場合	申請者
	法人を設立し自分が経営者として	新規申請をする場合	個人事業主であった申請者
	他の法人の役員となり経営者として	新規申請をする場合 (含む変更)	同上
個人事業主の経營業務の補佐をしていた人が	個人として自分が経営者となり	新規申請をする場合	前事業主 (不可能な場合は理由を記載して申請者)
	法人を設立し自分が経営者として	新規申請をする場合	同上
	他の法人の役員となり経営者として	新規申請をする場合 (含む変更)	同上
法人の役員であった人が	個人として自分が経営者となり	新規申請をする場合	役員であった者の代表者
	法人を設立し自分が経営者として	新規申請をする場合	同上
	他の法人の役員となり経営者として	新規申請をする場合 (含む変更)	同上
法人の経營業務の管理責任者に準ずる地位にあった人が	個人として自分が経営者となり	新規申請をする場合	準ずる地位にあった法人の代表者
	法人を設立し自分が経営者として	新規申請をする場合	同上
	他の法人の役員となり経営者として	新規申請をする場合 (含む変更)	同上
個人事業主の更新の場合			申請者
法人の更新で経営者に変更がない場合			申請者

常勤役員等の略歴書

現 住 所	前橋市上細井町2142-1			
氏 名	群馬 一郎	生 年 月 日	昭和 30 年 1 月 1 日生	
職 名	代表取締役			
	期 間	従 事 し た 職 務 内 容		
職 歴	自 昭和 60 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日	(株)群馬建設入社 営業部勤務		
	自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日	〃 取締役営業部長		
	自 平成 25 年 4 月 1 日 至 年 月 日	〃 代表取締役現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
			なし	
		該当がない場合は「なし」と記入		
上記のとおり相違ありません。				
令和 3年 5月 1日		氏 名 群馬 一郎		

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分についても記載すること。

- 記入上の注意
- (1) 常勤役員等（経營業務の管理責任者）について、略歴書を作成します。
 - (2) 「職歴」欄には、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴についてはすべて記入して下さい。
 - (3) 「従事した職務内容」欄には、従事した職務の内容、職名及び建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載して下さい。（役員等に関する職歴は必ず記入すること）
 - (4) 「賞罰」欄には、該当がない場合には、「なし」と記入して下さい。なお、具体的な記載がない場合で、受付後処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱い、許可の取消処分を行う。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役
経験年数 平成30年 1月から 令和2年 3月まで 満 2 年 3 月
証明者と被証明者との関係 役員
備考

(1) 建設業の役員等の経験2年以上、かつ、役員等又は役員等に次ぐ職制上地位の経験5年以上
(2) 役員等の経験5年以上、かつ、建設業の役員等の経験2年以上

令和 3 年 5 月 1 日

所在地・住所 高崎市台町4-3
(商号・名称) 上毛建設株式会社
証明者 (役職名・氏名) 代表取締役 上毛 太郎

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾₍₂₎の常勤の役員⁽¹⁾₍₂₎で第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に該当する者であることに相違ありません。

令和 3 年 5 月 1 日

主たる営業所の所在地を記入

地方整備局長
北海道開発局長
群馬県知事 殿

(所在地・住所) 高崎市台町4-3
(商号・名称) 上毛建設株式会社
申請者 (役職名・氏名) 代表取締役 上毛 太郎

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 許可年月日
知事 国土交通大臣 許可(一般) 第 5 10 号 11 年 13 月 15 日
群馬県知事

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ジ ヨ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕
氏 名 2 0 上 毛 太 郎 生年月日 13 14 16 18
S 3 5 年 0 7 月 3 1 日
住 所 高崎市台町4-3

◎【変 更 前】

氏 名 2 1 生年月日 13 14 16 18
年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に

令和 3 年 5 月 1 日

→ (所在地・住所) 高崎市台町4-3
申請者 (商号・名称) 上毛建設株式会社
届出者 (役職名・氏名) 代表取締役 上毛 太郎

備考

許可年月日

許 可 番 号

2
3

3

 国土交通大臣 許可 (一般

) 第

 号 令和

 年

 月

 日

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

住 所 高崎市綿貫町992-1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

氏 名

	2	6	3		5					10		
--	---	---	---	--	---	--	--	--	--	----	--	--

 生 年 月 日

13	14		16		18	
----	----	--	----	--	----	--

 年 月 日

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現	住	所	高崎市綿貫町992-1			
氏	名	上毛 次郎		生	年 月 日	昭和50年 10月 28日生
職	名	管理部長				
	期 間		従 事 し た 職 務 内 容			
職 歴	自	平成10年 4月 1日	上毛建設（株） 従業員			
	至	平成26年 9月30日				
	自	平成26年10月 1日	上毛建設（株） 管理部長として、財務管理、労務管理、業務運営など、代表取締役の補佐役を務め、現在に至る。			
	至	年 月 日				
	自	年 月 日				
	至	年 月 日				
	自	年 月 日				
	至	年 月 日				
	自	年 月 日				
	至	年 月 日				
	自	年 月 日				
	至	年 月 日				
	自	年 月 日				
	至	年 月 日				
	自	年 月 日				
	至	年 月 日				
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容				
		なし				
上記のとおり相違ありません。						
令和 2 年 11 月 1 日 氏 名 上毛 次郎						

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

營業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する **営業所技術者等** を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、**営業所技術者等** の交替に伴う削除の届出をします。

主たる営業所の所在地を記入

令和 3年 5月 1日

地方整備局長
北海道開発局長
群馬県知事 殿

(所在地・住所) 前橋市大手町1-1-1
申請者(商号・名称) (株)群馬建設
届出者(役職名・氏名) 代表取締役 群馬 一郎

区 分 項番 ³
 1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更
大臣知事コード

許可番号 ³
 国土交通大臣 群馬県知事 許可（一般 ）第 ⁵¹⁰
 号 ¹¹¹³¹⁵
許可年月日 年 月 日

五

		項番	フリガナ	(フリガナ) グンマ イチロウ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕
氏名		63	グン	群馬 一郎	生年月日 S 30 年 01 月 01 日
今後担当する建設工事の種類		64	94		
現在担当している建設工事の種類					
有資格区分		65	02	13	
変更、追加又は削除の年月日		令和 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)		
営業所技術者等の住所		前橋市上細井町2142-1			営業所の名称 (新所属) 本店

		項番	フリガナ	(フリガナ) シラネ リク	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕
氏名		63	シラ	白根 陸	生年月日 S 35 年 06 月 06 日
今後担当する建設工事の種類		64			
現在担当している建設工事の種類					
有資格区分		65	14		
変更、追加又は削除の年月日		令和 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)		
営業所技術者等の住所		高崎市上里見町229			営業所の名称 (新所属) 高崎支店

		項番	フリガナ	(フリガナ)	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕
氏名		63			生年月日 年 月 日
今後担当する建設工事の種類		64			
現在担当している建設工事の種類					
有資格区分		65			
変更、追加又は削除の年月日		令和 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)		
営業所技術者等の住所					営業所の名称 (新所属)

記載要領

1 この証明書は、次の（１）から（５）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- （１） ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「届出者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「１」を記入すること。

- （２） 許可を受けている建設業について現在証明されている者が**営業所技術者等**となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合

この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「２」を記入すること。

- （３） 許可を受けている建設業について現在証明されている**営業所技術者等**に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合

この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「３」を記入すること。

- （４） 許可を受けている建設業について現在証明されている**営業所技術者等**がこの証明書の提出を行う**営業所技術者等**の技術者でなくなった場合（その者がこれまで**営業所技術者等**となつていた建設業について、新たに**営業所技術者等**となる者があり、当該新たに**営業所技術者等**となる者を上記（２）又は（３）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）

この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「４」を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された**営業所技術者等**を削除する場合又は法第７条第２号若しくは法第１５条第２号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（別記様式第２２号の３）を用いて届け出ること。

- （５） 許可を受けている建設業について現在証明されている**営業所技術者等**が置かれる営業所のみに変更あつた場合

この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、**〔6〕〔1〕**「区分」の欄に「５」を記入すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（３）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（４）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

- 2 「

建設業法第7条第2号	「 <table border="0"><tr><td>地方整備局長</td><td rowspan="2">「国土交通大臣 知事」</td><td rowspan="2">及び「般 特」</td></tr><tr><td>北海道開発局長 知事」</td></tr></table>	地方整備局長	「国土交通大臣 知事」	及び「般 特」	北海道開発局長 知事」
		地方整備局長			「国土交通大臣 知事」
北海道開発局長 知事」					
建設業法第15条第2号	」、				

- 3 「申請者
届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 4

--	--	--	--

で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5 **〔6〕〔2〕**「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について表５の分類に従い、該等するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**001234**又は**01月01日**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 [6][3]「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば^フ又は^ンのように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば^{建 設} ^{太 郎} のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば⁰ ¹月⁰ ¹日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

7 [6][4]「今後担当する建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後**営業所技術者等**となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている**営業所技術者等**についてこれまで**営業所技術者等**となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

8 [6][5]「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が**営業所技術者等**として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について表3の別表－1及び2の分類に従い、該当するコードを記入すること。

9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている**営業所技術者等**である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、**営業所技術者等**として所属する営業所の名称を記載すること。

誤記及び不備な例

- ・営業所技術者等として記載された者が、他の建設業者の代表取締役又は役員若しくは従業員である。
- ・生年月日が資格証明書の写しと一致しない。

ア 一般建設業の場合

営業所技術者等の資格	建設工事の種類 欄への記入 [6] [4]	添 付 書 類
1 学科＋実務経験	1	学 校 の 卒 業 証 明 書 ＋ 大学、短期大学及び高等専門学校 卒は3年以上の実務経験証明書 (様式第9号) 高校卒は5年以上の実務経験証明 書 (")
2 実務経験	4	10年以上の実務経験証明書(様式第9号)
3 国土交通大臣の認めた 免許・資格 (表3参照)	7	合格証か免許証の写し (資格・免許に加えて実務経験が要求されるもの については、さらに実務経験証明書(様式第9号))

イ 特定建設業の場合

営業所技術者等の資格	建設工事の種類 欄への記入 [6] [4]	添 付 書 類
4 上記1の資格 ＋ 指導監督的実務経験	2	上記1の添付書類 ＋ 2年以上の指導監督的実務経験証明書(様式第10号)
5 国土交通大臣が9と同 等以上の能力を有する ものと認定した者	3	国土交通大臣の特別認定書
6 上記2の資格 ＋ 指導監督的実務経験	5	上記2の添付書類 ＋ 2年以上の指導監督的実務経験証明書(様式第10号)
7 国土交通大臣が4、6又 は8と同等以上の能力を 有するものと認定した者	6	認定を証する書類の写し
8 上記3の資格 ＋ 指導監督的実務経験	8	上記3の添付書類 ＋ 2年以上の指導監督的実務経験証明書(様式第10号)
9 国土交通大臣の認めた 免許・資格 (表3参照)	9	合格証か免許証の写し

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、建築一式 工事に、下記のとお実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3 年 5 月 1 日

主たる営業所の所在地を記入

（所在地・住所）伊勢崎市安堀町247-1

（商号・名称）（株）伊勢崎建築

証 明 者（役職名・氏名）代表取締役 伊勢崎 建太

被証明者との関係

元 従業員

記

技 術 者 の 氏 名	群馬 一郎	生年月日	S30.1.1	使用された間	平成23年4月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	（株）伊勢崎建築	工期の古いものから順に記載すること。			令和3年 3月まで
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数			
技術員	〇〇宅 新築工事	12,000千円	平成25年3月から	平成25年7月まで	
〃	〇△宅 新築工事	14,000千円	平成25年5月から	平成25年12月まで	
〃	□□□宅 増築工事	8,500千円	平成26年4月から	平成26年5月まで	
工事第1係長	△△公民館 増築工事	10,000千円	平成26年6月から	平成26年12月まで	
〃	□△宅 新築工事	14,000千円	平成27年1月から	平成27年4月まで	
〃	◎◎◎商店 新築工事	9,500千円	平成27年5月から	平成27年10月まで	
〃	〇□宅 新築工事	12,550千円	平成27年11月から	平成28年2月まで	
〃	〇〇〇事務所 増築工事	10,800千円	平成28年5月から	平成28年7月まで	
〃	〇△荘 増築工事	6,800千円	平成28年10月から	平成29年5月まで	

工事課長	☆☆宅 新築工事	14,200千円	令和2年6月から	令和2年11月まで
〃	☆☆アパート 増築工事	6,250千円	令和2年11月から	令和3年2月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
			年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計	満 10 年	2 月

実務経験年数の合計は、重複している期間を除き、月単位で計算とすること

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること（発注者はイニシャルではなく実名を記載）。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記入上の注意

- (1) 「実務の経験」とは、表1第1欄に掲げる29種類の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する技術上の経験をいいます。従って、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を修得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。又、この実務の経験は請負人の立場における経験に限られないから、建設工事の発注者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験もこれに含まれますが、工事の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。
- (2) 「工事」の欄には、表1の第1欄に掲げる建設工事の種類のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類を記載して下さい。
- (3) 「証明者」は、原則として使用者であることとします。使用者の証明を得ることができない正当な理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」欄にその理由を記載して、当該事実を証し得る他の者(例えば当時の上司)の証明とすることができます。
- (4) 「技術者の氏名」欄には、証明を得ようとする者の氏名を記載して下さい。
- (5) 「使用者の商号または名称」欄には、実務の経験を得たときに所属していた使用者の商号または名称を記載して下さい。
- (6) 「使用された期間」欄には、「使用者の商号又は名称」欄に記載された使用者に雇用されていた期間を記載して下さい。
- (7) 「職名」欄には、「実務経験の内容」欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名を記載するものとし、具体的には、〇〇係長、〇〇工事長、〇〇課長等と記載して下さい。
- (8) 「実務経験の内容」欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載するものとし、たとえば、「都市計画街路〇〇線改良工事現場主任」「〇〇駅ビル増改築工事現場監督」等のように具体的な工事件名および実務経験の種類をあげて、建設工事に関する実務経験の内容が具体的に明らかになるよう記載して下さい。なお、当該工事の請負金額も記載して下さい。
- (9) 「実務経験年数」欄には、「実務経験の内容」欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を合計して「合計」欄に記載するものとし、合計した月数が必要な実務経験年数を満たしている(例：実務経験10年の場合、合計で120ヵ月になるよう記載する)ことが必要です(この場合、経験年数が重複しているものにあつては、二重に計算しないこと)。
なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまでを記載して下さい。また、複数の業種の実務経験を証明する場合、それぞれの証明期間は重複できません。
- (10) 「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号または名称」欄に記載された使用者と「証明者」欄に記載された証明者が異なる場合をいい、「その理由」の欄には「令和 年 月会社解散のため」、「令和 年 月事業主死亡のため」等として下さい。
- (11) 「被証明者との関係」欄には、証明者の立場からみた被証明者との関係を証明者が記載して下さい。たとえば、役員、社員、従業員、使用人、元職員、元所属課員、本人等と記載して下さい。

※実務経験内容の確認のため、確認資料の提出を求める場合があります。

※自己・自社で証明する場合、工事契約書、注文書等の写し又は発注証明を、**1年に1件、最低でも証明が必要となる実務経験年数分、提出**してください。

例：平成21年から平成30年の実務経験10年で証明する場合

①平成21年1月～12月の間で「完成した工事」を最低1件

②平成22年1月～12月の間で「完成した工事」を最低1件

・

・

・

⑩平成30年1月～12月の間で「完成した工事」を最低1件

1年1件×10

→最低10件の注文書等が必要

(必要に応じて追加提出を求める場合があります)

誤記及び不備な例

- ・実務経験の内容が抽象的で判断ができない。
- ・規定年数以上記載されていない。
- ・工事の請負金額の記載がない。
- ・工事経歴書と内容が一致しない。

実務経験の振替について

(1) 振替のできる業種

① 一式工事から専門工事への実務経験の振替

土木一式	⇒	とび・土工、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式	⇒	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁、解体

注：矢印の方向のみ振替可、右側の専門工事間の振替不可

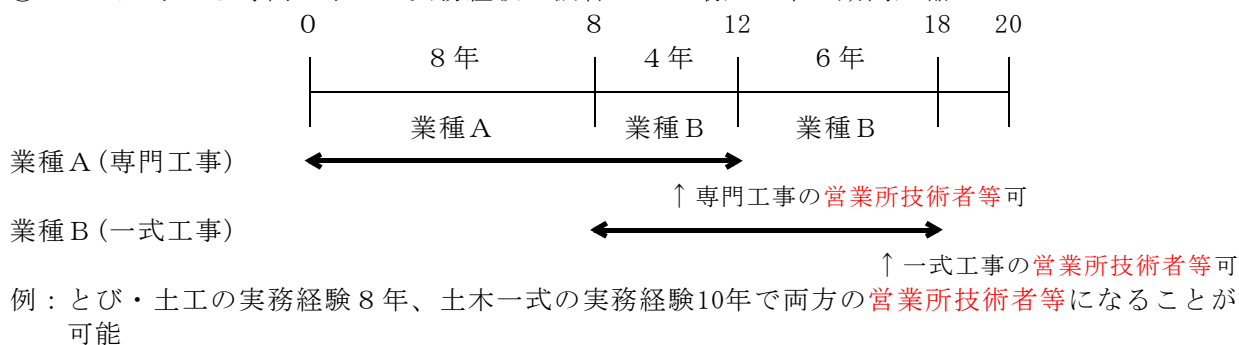
② 専門工事間での実務経験の振替

大工	⇔	内装仕上
解体	⇔	とび・土工

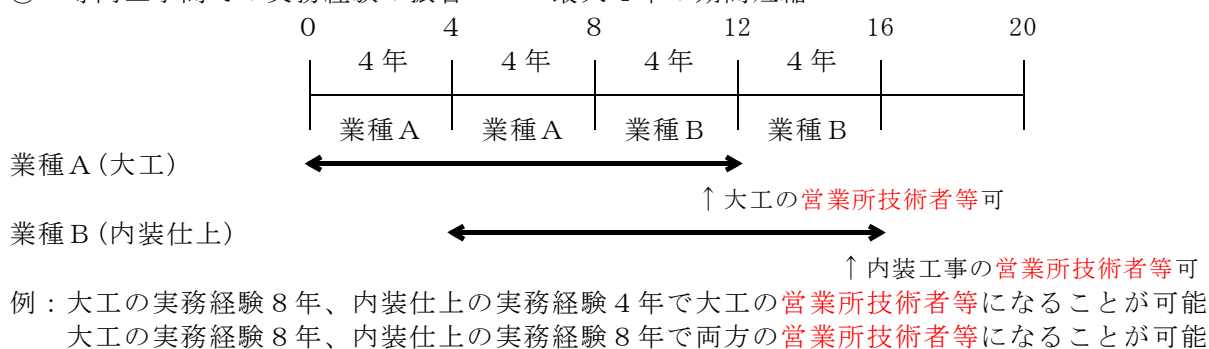
(2) 振替をした場合の実務経験年数について

営業所技術者等になろうとする業種での実務経験と振替可能な業種での実務経験を、あわせて12年以上(営業所技術者等となろうとする業種については、8年を超える実務経験が必要)を有していれば、営業所技術者等となる資格を有しているといふことができます。

① 一式工事から専門工事への実務経験の振替・・・最大2年の期間短縮



② 専門工事間での実務経験の振替・・・最大4年の期間短縮



(3) 営業所技術者等証明書の取り扱い

項番 [6] [4] 「建設工事の種類」は「7」、項番 [6] [5] 「有資格区分」は「99」になります。

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、水道施設 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3 年 5 月 1 日

主たる営業所の所在地を記入

（所在地・住所）太田市西本町60-27

（商号・名称）太田建設（株）

証 明 者（役職名・氏名）代表取締役 太田 良郎

被証明者との関係 元 従業員

記

技 術 者 の 氏 名	白根 陸	生 年 月 日	S35.6.6	使用された	H22年 4月から
使 用 者 の 名 商 号 称	太田建設（株）			期 間	R3年 2月まで
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
〇〇市長	67,000千円	主任技術者	〇〇市△△区水道敷設工事	平成27年6月から平成27年11月まで	
〇〇市長	53,000千円	主任技術者	〇〇市□□区水道敷設工事	平成27年12月から平成28年3月まで	
△△市長	76,500千円	主任技術者	☆☆下水道処理設備工事	平成28年4月から平成28年9月まで	
△△市長	63,300千円	主任技術者	◎◎浄水場施設工事	平成28年10月から平成29年6月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 2 年 2 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上の1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記入上の注意

- この証明書は特定建設業の許可申請の場合（指定7業種を除く）のみ必要で、記入方法は実務経験証明書（様式第9号）に準じます。
- 法第15号第2号のイ（国土交通大臣の認めた免許・資格）又はハ（国土交通大臣の認定）に該当し、合格証か免許証又は認定を証する書類の写しを添付すれば、この用紙を提出する必要はありません。
- 「指導監督の実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で、工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
なお、この経験は、発注者から最初の元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、注文者の側における経験又は下請人としての経験は、これに含まれません。

令和 3年 5月 1日

[illegible]

(1) 該当のない場合でも、「該当なし」と記載し、添付してください。

許可申請者 （
法 人 の 役 員 等
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等
） の住所、生年月日等に関する調書

住 所	前橋市上細井町2142-1		
氏 名	群馬 一郎	生 年 月 日	昭和 30年 5 月 5 日生
役 名 等	取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし 該当がない場合は「なし」と記入	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3年 5月 1日		氏 名 群馬 一郎	

- 記載要領
- 1 「 （
法 人 の 役 員 等
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等
） 」については、不要のものを消すこと。
 - 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
 - 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
 - 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
 - 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること
 - 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

記入上の注意

(1) 「賞罰」欄には、該当がない場合には、「なし」と記入して下さい。なお、具体的な記載がない場合で、受付後処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱う。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所	高崎市上里見町229		
氏	名	白根 陸	生 年 月 日	昭和35年6月6日生
営 業 所	名	高崎支店		
職	名	高崎支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
		該当がない場合は「なし」と記入		
上記のとおり相違ありません。				
		令和 3年 5月 1日	氏 名	白根 陸

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

診 断 書 作 成 例

氏名	男・女
住所	年 月 日生（ 歳）

上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断にあたっての根拠

所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

1. 各種検査

長谷川式認知症スケール（☐ 点（ 年 月 日実施） ☐ 実施不可）

MMS E （☐ 点（ 年 月 日実施） ☐ 実施不可）

脳の萎縮または損傷の有無

☐ あり ⇒（☐ 部分的にみられる ☐ 全体的にみられる ☐ 著しい ☐ 未実施）

☐ なし

知能検査

その他

2. 短期間内に回復する可能性

☐ 回復する可能性は高い ☐ 回復する可能性は低い ☐ 分からない

（特記事項）

3. 判断能力について

（1）見当識の障害の有無

☐ あり ⇒（☐ まれに障害がみられる ☐ 障害がみられるときが多い

☐ 障害が高度）

☐ なし

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 意思疎通ができないときもある ☐ 意思疎通ができないときが多い
☐ 意思疎通ができない)

☐ なし

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 問題はあるが程度は軽い ☐ 問題があり程度は重い
☐ 問題が顕著)

☐ なし

()

(4) 記憶力の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 問題はあるが程度は軽い ☐ 問題があり程度は重い
☐ 問題が顕著)

☐ なし

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載)

()

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

令和 年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

記載要領

この様式は、建設業許可に関する欠格要件である「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの（建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）」に該当しない旨の判断に必要とする書類で、「契約の締結及び履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨及びその根拠」の記載が必要です。

根拠として、下記の点を記載すること。

A 医師的診断

- ・ 診断名
- ・ 所見（現病歴、現在病、重症度、現在の精神状態と関連する既往症、合併症など）
- ・ 各検査結果（長谷川式認知症スケール、MMSE、脳の萎縮または損傷の有無、知能検査など）
- ・ 短期間内に回復する可能性

B 判断の能力についての意見

- ・ 見当識の障害の有無
- ・ 他人との意思疎通の障害の有無
- ・ 理解力・判断力の障害の有無

C 参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況）

※注意点

- ・ 「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」により、「成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨」を確認できる者は提出不要です。
- ・ 株主、出資者、顧問、相談役（役員、令3条使用人を兼ねる者を除く）は提出不要です。
- ・ 診断書の有効期間は発行後3ヶ月です。これを過ぎた診断書は受付できません。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
群馬 一郎 赤城 花子	前橋市大手町1-1-1 高崎市高松町6	150株 50株 「株」又は「円」単位を必ず記入

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

記入上の注意

- (1) 「所有株数又は出資の価額」欄には、株数を記載するときは「株」と、出資の価額を記載するときは「円」とその単位を必ず記入して下さい。

財 務 諸 表

様式15 貸借対照表

様式16 損益計算書

完成工事原価報告書

様式17 株主資本等変動計算書

様式17号の2 注記表

新設法人で決算期末到来の場
合は設立時点で作成

事業年度 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(会社名)

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日 現在

（会社名） _____

資 産 の 部

I 流 動 資 産 千円

現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
短期貸付金	
前払費用	
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計	 (A)

II 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

建物・構築物		
減価償却累計額	△	
機械・運搬具		
減価償却累計額	△	
工具器具・備品		
減価償却累計額	△	
土 地		
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計		 (B)

(2) 無形固定資産

特許権	
借地権	
のれん	
リース資産	
その他	
無形固定資産合計	 (C)

(3) 投資その他の資産

投資有価証券

関係会社株式・関係会社出資金

長期貸付金

破産更生債権等

長期前払費用

その他

貸倒引当金

投資その他の資産合計

固定資産合計

△

(D)

(E)=(B)+(C)+(D)

III 繰延資産

創立費

開業費

株式交付費

社債発行費

開発費

繰延資産合計

資産合計

(F)

(G)=(A)+(E)+(F)

負債の部

純資産の部 負債純資産合計(U)
と一致すること

I 流動負債

支払手形

工事未払金

短期借入金

リース債務

未払金

未払費用

未払法人税等

未成工事受入金

預り金

前受収益

引当金

その他

流動負債合計

(H)

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名) _____

I	売 上 高 完成工事高 兼業事業売上高	様式第3号直前3年 の各事業年度におけ る工事施工金額の合 計に一致すること		千円 (a)
II	売 上 原 価 完成工事原価 兼業事業売上原価	完成工事原価報告書 の完成工事原価に一 致すること		 (b)
	売上総利益 (売上総損失)			
	完成工事総利益 (完成工事総損失)			
	兼業事業総利益 (兼業事業総損失)			 (c) = (a) - (b)
III	販売費及び一般管理費			
	役員報酬			
	従業員給料手当			
	退職金			
	法定福利費			
	福利厚生費			
	修繕維持費			
	事務用品費			
	通信交通費			
	動力用水光熱費			
	調査研究費			
	広告宣伝費			
	貸倒引当金繰入額			
	貸倒損失			
	交際費			
	寄付金			
	地代家賃			
	減価償却費			
	開発費償却			
	租税公課			
	保険料			
	雑 費			
	営業利益 (営業損失)			 (d)
				 (e) = (c) - (d)

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金		
その他	_____	(f)
V 営業外費用		
支払利息		
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
その他	_____	(g)
経常利益（経常損失）		<u>(h)=(e)+(f)-(g)</u>
VI 特別利益		
前期損益修正益		
その他	_____	(i)
VII 特別損失		
前期損益修正損		
その他	_____	(j)
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		<u>(k)=(h)+(i)-(j)</u>
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額	_____	(l)
当期純利益（当期純損失）		<u><u>(m)=(k)-(l)</u></u>

様式第17号株主資本
等変動計算書の当期
純利益と一致すること

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

千円

I	材	料	費	
II	労	務	費	
			(うち労務外注費	)
III	外	注	費	
IV	経		費	
			(うち人件費	)

完成工事原価

損益計算書 II 売
上原価の完成工事
原価と一致すること

完成工事高として計上したものに対する工事原価について、次の科目に分けて記載すること。(期首・期末未成工事支出金又は期首・期末仕掛品等、他の科目は記載せず、それぞれ期首・期末との差額を当期総工事費用に占める構成比に応じて比例配分してもよい。)

- ・材料費 工事のために直接購入した材料費等
- ・労務費 工事に従事した直接雇用の作業員の給料等
- ・外注費 下請工事契約額(労務費に含めたものを除く)
- ・経費 材料費、労務費及び外注費以外の費用

※詳しくは、「表8 勘定科目分類表」参照のこと

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 至
令和 年 月 日
令和 年 月 日
(会社名)

千円

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株 予約権	純資産 合 計			
	資本金	新株式 申込証 拠金	資 本 剰 余 金		利 益 金		益 剰 余 金			自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益			土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		利益 準備 金	その他利益 剰余金	繰越 利益 剰余金									利益 剰余金 合計
					資本 準備金	その他 資本 剰余金												
当期首残高																		
当期変動額																		
新株の発行																		
剰余金の配当											△					△		
当期純利益																		
自己株式の処分																		
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)																		
当期変動額合計																		
当期末残高															△			

様式15号貸借対
照表 純資産の
部と一致すること

様式15号貸借対
照表 純資産合計と
一致すること

様式16号損益計
算書 当期純利
益と一致すること

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することによって、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することによって、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤謬^{（誤り）}の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却

- (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
- (7) 株主資本の計数の変動
- ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
- (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- 企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。
- 14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となる

その他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「株主資本」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注		記		表	
自	令和	年	月	日	
至	令和	年	月	日	

(会社名)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
 - 4－2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更

びゅう
6 誤謬の訂正

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産の内容及びその金額

② 担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高 千円

裏書手形譲渡高 千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分

(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

(5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

(3) 剰余金の配当

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

18 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な 疑義を生じさせるような事 象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4－2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{びゅう} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関 係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固 定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17－2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であ

つて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注 2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ② ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注 3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注 4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注 4－2 次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、よく事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注 5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注 6 会社計算規則第 2 条第 3 項第 64 号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{びゅう}の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注 7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せず
に両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち
工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相
殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を
記載する。

注 8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注 9

- (3) 事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第 1 項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注 10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注 11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期

間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附属明細表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

滞留状況

相手先	金額
	千円
計	

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
			株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	株式 数	金額	株式 数	金額	株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円	千円	
社 債	銘 柄	一株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
			取得価額		貸借対照 表計上額	当期増加額		当期減少額		取得価額		貸借対照 表計上額	
			千円		千円	千円		千円		千円		千円	
そ の 他 の 有 価 証 券	銘 柄	一株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
			取得価額		貸借対照 表計上額	当期増加額		当期減少額		取得価額		貸借対照 表計上額	
			千円		千円	千円		千円		千円		千円	
計	銘 柄	一株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
			取得価額		貸借対照 表計上額	当期増加額		当期減少額		取得価額		貸借対照 表計上額	
			千円		千円	千円		千円		千円		千円	

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借 入 先	金 額	返 済 期 日	摘 要
	千円	千円	千円
計			

8 長期借入金明細表

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

記載要領

第1 一般的事項

- 1 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 2 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 3 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 4 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び

借入の条件について要約して記載することができる。

(5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

(1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。

(2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。

(3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間ににおける1年ごとの返済予定額を注記すること。

(5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

(1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

(2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

(1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。

(3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

財 務 諸 表

(個 人 用)

様式18 貸借対照表

様式19 損益計算書

新規開業で決算期末到来の
場合は開業時点で作成

令和 年 月 日

(商号又は名称)

貸借対照表

令和 年 月 日 現在

商号又は名称 _____

資 産 の 部

I 流 動 資 産 千円

現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計	 (A)

II 固 定 資 産

建物・構築物	
機械・運搬具	
工具器具・備品	
土地	
建設仮勘定	
破産更生債権等	
その他	
固定資産合計	 (B)
資産合計	 (C)=(A)+(B)

負 債 の 部

I 流 動 負 債

支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
未払金	
未成工事受入金	
預り金	
..... 引当金	
その他	
流動負債合計	 (D)

純資産の部 負
債純資産合計(H)
と一致すること

II 固 定 負 債

長期借入金

その他

固定負債合計

負債合計

$$\begin{array}{r} \text{.....} \\ \hline (E) \\ \hline (F) = (D) + (E) \\ \hline \hline \end{array}$$

純 資 産 の 部

期首資本金

事業主借勘定

事業主貸勘定

事業主利益

純資産合計

負債純資産合計

△
損益計算書の事業主
利益(事業主損失)と
一致すること

$$\begin{array}{r} \text{.....} \\ \text{.....} \\ \text{.....} \\ \hline (G) \\ \hline (H) = (F) + (G) \\ \hline \hline \end{array}$$

資産の部 資産
合計(C)と一致す
ること

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
期首資本金・・・前期末の資本合計
事業主借勘定・・・事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定・・・事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益（事業主損失）・・・損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

商号又は名称

千円

I	完成工事高	様式第3号直前3年の各事業年度における工事施工金額の合計に一致すること	(a)	
II	完成工事原価			
	材料費			
	労務費			
	(うち労務外注費)			
	外注費			
	経費			(b)
	完成工事総利益 (完成工事総損失)			(c)=(a)-(b)
III	販売費及び一般管理費			
	従業員給料手当			
	退職金			
	法定福利費			
	福利厚生費			
	維持修繕費			
	事務用品費			
	通信交通費			
	動力用水光熱費			
	広告宣伝費			
	交際費			
	寄付金			
	地代家賃			
	減価償却費			
	租税公課			
	保険料			
	雑 費			(d)
	営業利益 (営業損失)			(e)=(c)-(d)
IV	営業外収益			
	受取利息及び配当金			
	その他			(f)
V	営業外費用			
	支払利息			
	その他			(g)
	事業主利益 (事業主損失)			(h)=(e)+(f)-(g)
		貸借対照表の純資産の部 事業主利益と一致すること		

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

表 8 勘定科目分類表

貸 借 対 照 表

科 目	摘 要
[資産の部]	
I 流動資産	
現金預金	現 金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等。 預 金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後 1 年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が 1 年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債権（割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。）ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後 1 年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金（消費税法第 30 条第 1 項に規定する課税標準額に対する消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額並びに同条第 2 項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額の係る地方消費税額に相当する額をこれらに係る取引の対価と区分する会計処理の方法（以下「税抜方式」という。）を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後 1 年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後 1 年以内に満期の到来する有価証券。
未成工事支出金	引渡しを完了していない工事に要した工事費並びに材料購入、外注のための前渡金、手付金等。ただし、長期の未成工事に要した工事費で工事進行基準によって完成工事原価に含めたものを除く。
材料貯蔵品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかったもの。
短期貸付金	決算期後 1 年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が 1 年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産（長期貸付金）に記載することができる。
前払費用	未経過保険料、前払賃借料等の費用の前払で決算期後 1 年以内に費用となるもの。ただし、当初 1 年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産の部（長期前払費用）に記載することができる。

科 目	摘 要
その他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によって生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後１年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によって生じたものについては、当初の履行期が１年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸倒引当金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅱ 固定資産	
(1)有形固定資産	
建物・構築物	次の建物及び構築物をいう。
〔建物〕	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの附属設備
〔構築物〕	土地に定着する土木設備又は工作物
機械・運搬具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。
〔機械装置〕	建築機械その他の各種機械及び装置
〔船舶〕	船舶及び水上運搬具
〔航空機〕	飛行機及びヘリコプター
〔車両運搬具〕	鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工具器具・備品	次の工具器具及び備品をいう。
〔工具器具〕	各種の工具又は器具で耐用年数が１年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む。）
〔備品〕	各種の備品で耐用年数が１年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの
土地	自家用の土地。
建設仮勘定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出。
その他	他の有形固定資産科目に属さないもの。
(2)無形固定資産	
特許権	有償取得又は有償創設したもの。
借地権	有償取得したもの（地上権を含む。）。
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された総額を上回る場合の超過額。
その他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの。
(3)投資その他の資産	
投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関連会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・関係会社出資金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。
〔関係会社株式〕	会社計算規則（平成１８年法務省令第１３号）第２条第３項第２３号に定める関係会社の株式
〔関係会社出資金〕	会社計算規則（平成１８年法務省令第１３号）第２条第３項第２３号に定める関係会社に対する出資金
長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金。

科 目	摘 要
破産債権、更生債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの。
長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃貸料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの。
繰延税金資産 その他	税効果会計の適用により資産として計上されるもの。 長期保証金等１年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く。）等他の投資その他の資産科目に属さないもの。
貸倒引当金	長期貸付金等投資その他の資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ 繰延資産	
創立費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開業費	土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用
開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。）
[負債の部]	
Ⅰ 流動負債	
支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務。
工事未払金	工事費の未払額（工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。）ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
短期借入金 リース債務	決算期後１年以内に返済されると認められる借入金（金融手形を含む。）。ファイナンス・リース取引におけるもので、決算期後１年以内に支払われると認められるもの
未払金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後１年以内に支払われると認められるもの。
未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額。
未払法人税等 未成工事受入金	法人税、住民税及び事業税の未払額。 引渡しを完了していない工事についての請負代金の受入高。ただし、長期の未成工事の受入金で工事進行基準によって完成工事高に含めたものを除く。
預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で履行期が決算期後１年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの。

科 目	摘 要
前受収益 ・・・・引当金 （修繕引当金 完成工事補償引当金 役員賞与引当金 その他	前受利息、前受賃貸料等。 修繕引当金、完成工事補償引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。） 完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金。 引渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金。 決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金（実質的に確定債務である場合を除く。） 営業外支払手形等決算期後 1 年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの。
II 固定負債 社債 長期借入金 繰延税金負債 ・・・・引当金 [退職給与引当金 負ののれん その他	会社法第 2 条第 23 号の規定によるもの（償還期限が 1 年以内に到来するものは、流動負債の部に記載すること。） 流動負債に記載された短期借入金以外の借入金。 税効果会計の適用により負債として計上されるもの。 退職給与引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。） 従業員からの退職給与に対する引当金] 合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額 長期未払金等 1 年を超える負債で他の固定資産科目に属さないもの。
[純資産の部] I 株主資本 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 ・・・・積立金 （準備金） 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金	会社法第 445 条第 1 項及び第 2 項、第 488 条並びに第 450 条の規定によるもの。 申込期日経過後における新株式の申込証拠金。 会社法第 445 条第 3 項及び第 4 項、第 477 条並びに第 451 条の規定によるもの。 資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによって生じる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの。 会社法第 445 条第 4 項及び第 451 条の規定によるもの。 株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの。 利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金（準備金）以外のもの。 会社が所有する自社の発行済株式。 申込期日経過後における自己株式の申込証拠金。

科 目	摘 要
II 評価・換算差額 その他有価証券評 価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金	時価のあるその他有価証券を期末日時価により評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額。 繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額。 土地の再評価に関する法律（平成 10 年法律第 34 号）に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額。
III 新株予約権	会社法第 2 条第 21 号の規定によるものから同法第 255 条第 1 項に定める自己新株予約権の額を控除した残額。

損 益 計 算 書

科 目	摘 要
I 売上高 完成工事高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高。）又は会社が顧客との契約の義務の履行状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における工事契約に係る収益。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
兼業事業売上高	建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合における当該事業の売上高。
II 売上原価 完成工事原価 兼業事業売上高 売上総利益 （売上総損失） 完成工事総利益 （完成工事総損失） 兼業事業総利益 （兼業事業総損失）	完成工事高として計上したものに対応する工事原価。 兼業事業売上高として計上したものに対応する兼業事業の売上原価。 売上高から売上原価を控除した額。 完成工事高から完成工事原価を控除した額。 兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額。
III 販売費及び一般管理費 役員報酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む。）。
従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	役員及び従業員に対する退職金（退職年金掛金を含む。）。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。
法定福利費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金。
福利厚生費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生に要する費用。
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等。
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費。
通信交通費	通信費、交通費及び旅費。
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用。
調査研究費	技術研究、開発等の費用。

科 目	摘 要
広告宣伝費 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 交際費 寄付金 地代家賃 減価償却費 開発費償却 租税公課 保険料 雑費 営業利益 (営業損失)	広告、公告又は宣伝に要する費用。 営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。 営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。 得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等。 社会福祉団体等に対する寄付。 事務所、漁、社宅等の借地借家料。 減価償却資産に対する償却額。 繰延資産に計上した開発費の償却額。 事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課。 火災保険その他の損害保険料。 社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用。 売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額。
IV 営業外収益 受取利息配当金 〔受取利息 有価証券利息 受取配当金 その他 〔有価証券売却益 雑収入〕	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。 預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息 ただし、有価証券利息に属するものを除く 公社債等の利息及びこれに準ずるもの 株式利益配当金（投資信託収益分配金、みなし配当を含む。） 受取利息配当金以外の営業外収益で次のものをいう。 売買目的の株式、公社債等の売却による差益 他の営業外収益科目に属さないもの
V 営業外費用 支払利息 〔支払利息割引料 社債利息〕 貸倒引当金繰入額 貸倒損失	次の支払利息及び社債利息をいう。 借入金利息 社債及び新株式予約権付社債の支払利息 営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。 営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。

科 目	摘 要
その他 { 創立費償却 開業費償却 株式発行費償却 社債発行費償却 有価証券売却損 有価証券評価損 雑支出 } 経常利益 (経常損失)	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。 繰延資産に計上した創立費の償却額。 繰延資産に計上した開業費の償却額。 繰延資産に計上した株式発行費の償却額。 繰延資産に計上した社債発行費の償却額。 売買目的の株式、公社債等の売却による損失。 会社計算規則第5条第3項第1項及び第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損。 他の営業外費用科目に属さないもの 営業利益（営業損失）に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額。
Ⅵ 特別利益 前期損益修正益 その他	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。 固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
Ⅶ 特別損失 前期損益修正損 その他 税引前当期純利益 (税引前当期純損失) 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 (当期純損失)	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。 固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、異常な原因によるたな卸資産評価損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。 経常利益（経常損失）に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額。 当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額。 税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額。 税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

科 目	摘 要
材料費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）
労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
（うち労務外注費）	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額。
外注費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等のもの。
（うち人件費）	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	平成 20 年 5 月 1 日	創 業
	平成 28 年 3 月 31 日	資本金を2,000万円に増資
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	平成 22 年 5 月 5 日	群馬県知事（般－22）28500号 と、舗 取得
	平成 26 年 12 月 21 日	群馬県知事（般－26）28500号 管、水 業種追加
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	平成 27 年 8 月 7 日	建設業法第28条第3項による30日間の営業停止（平成27年8月17日から同年9月15日）
	年 月 日	該当がない場合は 「なし」と記入
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
一般社団法人〇〇協会	平成 29 年 1 月 31 日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

記入上の注意

（１）該当のない場合でも、「該当なし」と記載し、添付して下さい。

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	〇〇銀行 前橋支店	△△信用金庫 県庁支店	ゆうちょ銀行(〇〇郵便局)

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行等について記す。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
- (例 ○○銀行○○支店)

建設業許可申請書類 確認書

許可番号	第 一 号 許可切れ新規・法人なり 旧番号希望	有・無・ 非該当
商号または名称	(株)群馬建設	
代表者名	群馬 一郎	
主たる営業所の所在地	前橋市大手町1-1-1	

受付日	令和 年 月 日	受付番号	
-----	----------	------	--

※ 太線の枠内には記入しないこと

申請区分	1	1 新規 2 許可換え新規 3 一般・特新規 4 業種追加 5 更新 6 一般・特新規+業種追加 7 一般・特新規+更新 8 業種追加+更新 9 一般・特新規+業種追加+更新
------	---	---

申請業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
申請業種	2	1				1																							
既許可業種																													

※ 一般=1、特定=2を記入すること

許可申請手数料	180,000 円
---------	-----------

1 許可申請書と添付書類(閲覧対象)

様式名	確認	特記事項
表紙	✓	
建設業許可申請書	✓	法人番号の確認資料 (有) 不要
別紙1 役員等の一覧表	✓	
別紙2 営業所一覧表	✓	
別紙3 県証紙貼付用紙	✓	
別紙4 営業所技術者等一覧表	✓	常勤性の確認資料(更新時) (有) 不要
工事経歴書	✓	
直前3年の工事施工金額	✓	
使用人数	✓	
誓約書	✓	
健康保険等の加入状況	✓	保険料の納入確認資料 等 (有) 不要
令第3条の使用人一覧	✓	
定款	✓	※ 原始定款+議事録又は現行定款で原本証明をしたもの
財務諸表(附属明細書)	✓	※ 株式会社の場合は、事業報告書を添付すること
営業の沿革	✓	
所属建設業団体	✓	
主要取引金融機関名	✓	

2 許可申請書と添付書類(閲覧対象外)

常勤役員等の証明書	✓	経験年数の確認資料	(有) 不要	常勤性の確認資料	(有) 不要
別紙 常勤役員等の略歴書	✓				
常勤役員等及び補佐者証明書(第1~4面)		経験年数の確認資料	有・不要	常勤性の確認資料	有・不要
別紙2 常勤役員等補佐者の略歴書					
営業所技術者等証明書(新規・追加)	✓	資格者証 等	(有) 不要	常勤性の確認資料	(有) 不要
実務経験証明書	✓	確認資料	(有) 不要		
許可申請者の調書	✓				
令第3条の使用人の調書	✓				
登記されていないことの証明書	✓	法務局発行のもの(事業主、法人役員等全員分)			
身分証明書	✓	市町村発行のもの(事業主、法人役員等全員分)			
株主(出資者)調書	✓				
登記事項証明書(履歴全部)	✓				
納税証明書	✓				

※ 申請区分により、必要書類が添付されているか確認のうえ、添付されている書類の確認欄にチェックすること。

※ 「確認資料」は、「確認資料等」でまとめること。

3 財産的要件の確認資料

預金残高証明書 等	✓	残高証明 ・融資証明・ 財務諸表
-----------	---	--

※ 一般許可 新規申請及び許可取得後5年に満たない追加申請の場合。ただし、財務諸表で確認できた場合は不要。

※ 一般許可 更新申請の場合不要

※ 特定許可の財産的要件については、財務審査票により確認

4 決算変更届【更新・追加のみ】

決算変更届の提出	有・不足()
----------	---------

5 照会対象者の一覧表 (有) 未提出

※ 個人の場合も、必ず提出すること

6 営業所の写真【新規・更新】

※ 建物の全景(入口が確認できるもの)、
事務所の入口及び内部

(有) 不要

7 許可通知書の送付先が代理人の場合 委任状 (有) 無

※「許可通知書」を代理人が受領する場合は、申請者から「許可通知書の受領」について委任された旨の記載及び押印がある委任状が必要です。

〔送付先〕(必須)

郵便番号: 371 - 0026

住 所: 前橋市大手町1-2-3456

行政書士名: 利根川 太郎

電話番号: (〇△×) 〇△△ - 〇〇××

1 施工業者(発注先) 商 号 (株) 群馬建設

代表者 群馬 一郎

2 工事内容 工場新築 用地造成工事 (具体的に)

3 工事場所 群馬 都・道・府・県 高崎 市・区・町・村

4 発注金額(変更後最終) 3, 000, 000 円(税込 税抜)

5 工 期 (着手年月) 平成 28 年 4 月
(完成年月) 平成 28 年 7 月(引き渡し)

令和 2 年 3 月 15 日

※請負工事の契約日ではないので注意

所在地 高崎市榛名湖町1234

商 号 榛名土建（株）

代表者 榛名 六郎 印（代表取締役印）

電話番号 027 (374) 0000

建設業許可 国土交通大臣・ 知事 般・特（ ） 号

証明書に関する問合せ先 部署 総務部 氏名 榛名 七郎

雇用保険加入済確認願

令和 年 月 日

公共職業安定所長 様

事業所名

住 所

代 表 者

⑩

労 働 保 険 番 号 - -

雇用保険事業所番号 - -

設 置 年 月 日 平成・令和 年 月 日

上記のとおり相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 ⑩

営 業 所 写 真

(1 /)

営業所の名称			
所 在 地			
電 話 番 号			
建物の使用権限	自己所有 ・ 賃貸借等		
1枚目:建物の全景(外部)	令和	年	月 日撮影
(作成要領) - 主たる営業所、その他の営業所のそれぞれについて、写真を作成し、この用紙に貼付して添付してください。 - 営業所の実態が確認できる写真を添付してください。 確認しにくい場合は、必要に応じて追加して写真等の資料を提出していただく場合があります。 - 写真はカラーとし、ポラロイド写真は不可としますが、デジタルは可とします。 - 写真は、3ヶ月以内に撮影したものを添付してください。 ※「建物の全景」の写真は、建物の全景及び入口部分が確認できるものとしてください。また、1枚の写真に収まらない場合は、複数枚に分けて撮影してください。<u>建物の全景と事務所の内部との整合性を確認するので、必要に応じ全景写真に事務所位置を追記、写真を追加する等の補足をしてください。</u>			
2枚目:事務所の入口部分	令和	年	月 日撮影
※「事務所の入口部分」の写真は、看板、表札等の商号が具体的に確認できるものとしてください。 なお、ビル等の建物に入っている場合は、建物の入口部分の写真を別途撮影し、提出してください。			

※ 写真の枚数制限はありません。用紙が不足する場合は、適宜必要箇所を修正して提出してください。

営 業 所 写 真

(2 /)

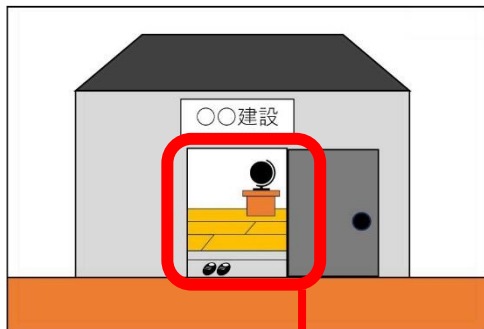
営業所の名称			
所 在 地			
電 話 番 号			
建物の使用権限	自己所有 ・ 賃貸借等		
3枚目:事務所の内部		令和	年 月 日撮影
※「事務所の内部」の写真は、<u>電話、机等の什器備品及び各種事務台帳等が備えられていることが確認できるもの</u>としてください。 ※写真はブラインド、カーテン等は開けた状態で写してください。 ※事務所の入口から事務所内部までの位置関係が確認できない場合は、そのつながりが分かるよう、複数枚の写真を添付してください。			

※ 写真の枚数制限はありません。用紙が不足する場合は、適宜必要箇所を修正して提出してください。

営業所写真の撮影方法について

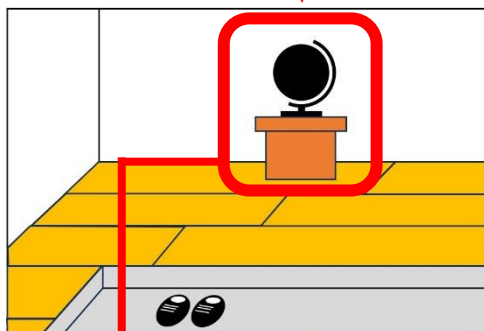
営業所の写真は、事務所の外観と内部が同一建物であることがわかるように撮影する必要があります。下記の例のように、事務所入口から事務室内部までの連続性がわかるように撮影してください。

例1 入口から事務室まで（1階）



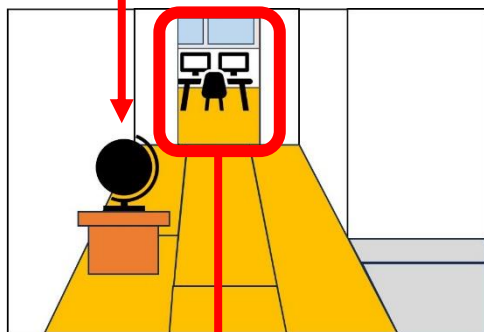
（外部からの撮影）

- ・玄関ドアを開けた状態で撮影することで外と中が連続する写真を撮影することができます。



（玄関と廊下の撮影）

- ・家具やオブジェ、室内ドア等を目印として、その目印が前後の写真両方に写るように撮影することで連続性ある写真が撮影できます。

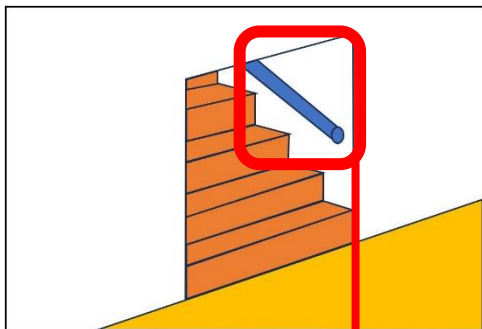


（廊下と事務室の撮影）

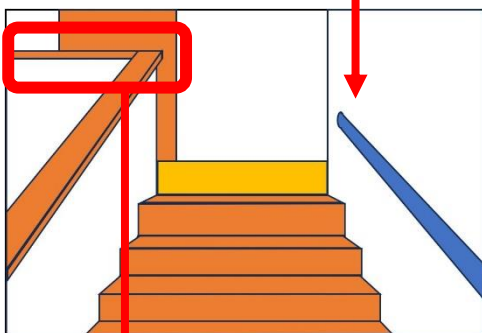
- ・室内ドアは開けた状態で撮影してください。



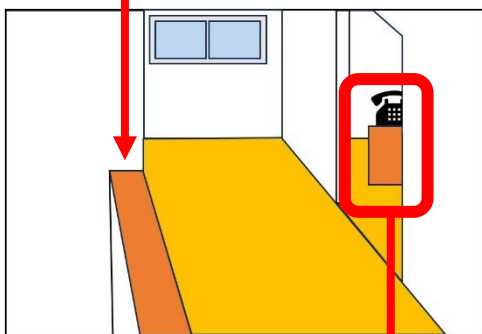
例2 1階から2階まで



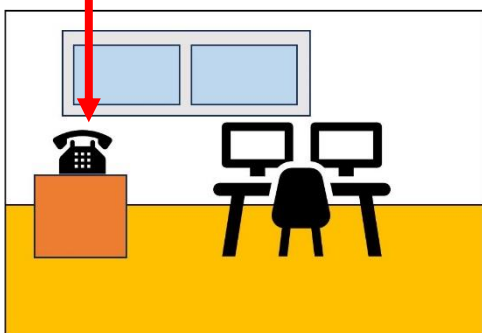
(1階の階段下の撮影)
・手摺、窓等を目印として、その目印が前後の写真両方に写るように撮影することで連続性ある写真が撮影できます。



(2階の階段上の撮影)
・腰壁、室内ドア、家具、オブジェ等を目印として、その目印が前後の写真両方に写るように撮影することで連続性が確認できます。



(2階廊下から事務室の撮影)
・室内ドアは開けた状態で撮影してください。



※例1・例2の撮影方法を参考に、写真が足りない場合はその都度追加するなど、各々の事務所の構造に合わせた撮影を心がけてください。

照会対象者の一覧表

(フリガナ)	グンマケンセツ	法人の略号は記入しない 濁点・半濁点も含めて1マスに記入											
商号又は名称	(株)群馬建設	法人の場合は略号を記入 例 株式会社:(株) 有限会社:(有) 協同組合:(同) 等											
(フリガナ)	グンマ	イチロウ											
役員等の氏名	群馬	一郎	(元号)										
			生年月日	S	3	0	年	0	1	月	0	1	日
(フリガナ)	グンマ	ハナコ	姓と名の間を1マス空ける 濁点・半濁点も含めて1マスに記入										
役員等の氏名	群馬	花子	(元号)										
			生年月日	S	3	2	年	0	2	月	0	2	日
(フリガナ)	アカギ	サブロウ											
役員等の氏名	赤城	三郎	(元号)										
			生年月日	S	3	5	年	0	3	月	0	3	日
(フリガナ)	ハルナ	シロウ											
役員等の氏名	榛名	士郎	(元号)										
			生年月日	S	4	0	年	0	4	月	0	4	日
(フリガナ)	ミヨウギ	ゴロウ											
役員等の氏名	妙義	悟郎	(元号)										
			生年月日	S	5	0	年	0	5	月	0	5	日
(フリガナ)													
役員等の氏名			(元号)										
			生年月日				年			月			日

1 枚中 1 枚

※ 事業主、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらに準ずる者と同様以上の支配力を認められる者(「株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」)、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人又は政令で定める使用人について記入してください。

「氏」と「名」の間は1カラム開け、漢字で記入してください。

生年月日の元号欄は、令和:R、平成:H、昭和:S、大正:T 等 略号で記入してください。

令和 2年 4月 10日

群馬県知事

様

住 所 太田市西本町60-27

商号または名称 太田建設(株)

代 表 者 氏 名 代表取締役 太田 信郎

(一般・特定)建設業の許可申請の取下げ願

令和2年4月1日付けで(一般・~~特定~~)建設業の許可申請をしましたが、下記の理由により取下げをいたします。

記

取り下げ理由 専任の技術者が不在となり、許可の要件を満たさないため

VII 許可後の届出事項等

建設業法の規定により、建設業の許可を受けたら、次のことに注意してください。

なお、申請書については製本テープ等で綴じないで、長辺左側をひも綴じ、変更届出書については、長辺左側をステープラー等で綴じてください。

VII-1 許可の更新手続

(1) 更新申請の受け付け時期

許可の有効期間は、許可を受けた日から5年間で満了します。したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には期間が満了する日前30日までに許可の更新手続をとらなければなりません。

群馬県知事許可の更新申請は、許可の切れる3か月前から受け付けています。

(2) 許可の有効期間の調整(許可の一本化)

同一業者が別個に2以上の許可を受けている場合は、最初の許可の更新として申請する際に有効期間の残っている他の工事業の許可を1件の許可の更新として申請する(複数の許可年月日を1つにまとめる)ことができます。この場合には、許可申請書に許可の有効期間の調整についてのカラムに「1」を記入してください。

※全ての許可について、一般・特定の区別なく許可年月日が1つに統合されます。

複数ある許可年月日の一部分だけを統合することはできません。

VII-2 他の建設業の許可を受けたいとき

(1) 現在許可を受けている建設業以外の建設業の許可を受けたいときは、「業種追加申請」又は「般・特新規申請」をする必要があります。

(2) この申請においても更新手続と同様に有効期間の調整ができます。この場合、更新手続と業種追加手続を同時に行うため、業種追加または般・特新規申請の適正な審査期間を確保するため、更新申請を行うおうとする許可の有効期間が2か月以上(大臣許可は6か月以上)残っていることが必要です。

VII-3 変更等の届出書の提出

許可を受けた後、表9の掲げる事項に該当した場合には、変更届出書を必要な書類を添付して、許可を受けた行政庁(知事許可、大臣許可の場合とも、窓口は建設企画課)に提出しなければなりません。

届出書様式

- ① 変更届出書(様式第22号の2)・・・P 150 参照
- ② 変更届出書(事業年度終了用のもの)・・・P 154 参照
- ③ 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)・・・P 155 参照
- ④ 営業所技術者等証明書(新規・変更)(様式第8号)・・・P 156 参照
- ⑤ 届出書(様式第22号の3)・・・P 159 参照

綴込分類

- ① 閲覧対象
- ② 閲覧対象外
- ③ 確認資料等

※綴じ込みの詳細についてはV-3を参照のこと。・・・P 32 参照

表9 変更等の届出事項と提出書類

No.	変更事項	提出書類	綴込 分類	提出 期限
1	商号又は名称	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要	①	事 実 の 発 生 し た と き か ら 30 日 以 内
		・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※個人の場合は添付不要	②	
2	営業所の名称・所在地 (住居表示の変更も含む) ・電話番号 ※主たる営業所の所在地 と登記上の本店・自宅所 在地が異なる場合に、主 たる営業所に変更がなけ れば、届出は不要です。	・変更届出書(様式第22号2)	①	
		・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※個人の場合は、新住所記載のある所得証明書等変更後 の住所がわかる書類 ※登記事項(登記上の本店所在地)(個人の場合は住所) に変更がない場合は提出は不要です。	②	
		・営業所写真(VI-2 許可要件の確認資料(1)新規申請 ⑤営業所写真)	③	
3	従たる営業所の新設	・変更届出書(様式第22号2)	①	
		・営業所写真(VI-2 許可要件の確認資料(1)新規申請 ⑤営業所写真)	③	
		・No. 11 令第3条に規定する使用人の提出書類 ・No. 13 営業所技術者等の提出書類	—	
4	従たる営業所の廃止	・変更届出書(様式第22号2) ・令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	①	
		・No. 13 営業所技術者等の提出書類	—	
5	営業所の業種追加 ※既存の許可業種に限る	・変更届出書(様式第22号2)	①	
		・No. 13 営業所技術者等の提出書類	—	
6	営業所の業種廃止	・変更届出書(様式第22号2)	①	
		・No. 13 営業所技術者等の提出書類	—	
7	資本金 (出資額)	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要	①	
		・株主(出資者)調書(様式第14号) ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	②	
		・No. 8 法人の役員等の提出書類 ※資本金の変更に伴い、(注1)該当となった場合に法人 の役員等の変更届出(No. 8)を提出してください。	—	

No.	変更事項		提出書類	綴込 分類	提出 期限	
8	法人 の 役 員 等 (注1)	新 任	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要 ・役員等の一覧表(様式第1号 別紙1) ・誓約書(様式第6号)	①	事 実 の 発 生 し た と き か ら 30 日 以 内	
			・ 照会対象者の一覧表 ・許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) ・株主(出資者)調書(様式第14号)※株主(出資者)の新任の場合のみ ※以下の書類は株主(出資者)の新任の場合は不要です ・登記されていないことの証明書 ・身分証明書(外国籍の方は不要です) ・医師の診断書(成年被後見人及び被補佐人に該当する場合) ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	②		
		退 任	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要 ・役員等の一覧表(様式第1号 別紙1)	①		
			・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※株主(出資者)の退任の場合は不要です	②		
		代表者	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要 ・役員等の一覧表(様式第1号 別紙1) ・誓約書(様式第6号)	①		
			・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	②		
		役員の氏名 (改姓・改名)	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要 ・役員等の一覧表(様式第1号 別紙1)	①		
			・許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	②		
		9	個人事業主又は支配人の 氏名(改姓・改名)	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要 ・役員等の一覧表(様式第1号 別紙1)		①
				・許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)		②
10	支 配 人	新 任	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要 ・誓約書(様式第6号) ・令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	①		
			・ 照会対象者の一覧表 ・令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ・登記されていないことの証明書 ・身分証明書(外国籍の方は不要です) ・医師の診断書(成年被後見人及び被補佐人に該当する場合) ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	②		

No.	変更事項		提出書類	綴込 分類	提出 期限
10	支配人	退 任	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要 ・令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	①	事実の発生したときから30日以内
			・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	②	
11	令第3条に規定する使用人		・ 照会対象者の一覧表 ・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要 ・誓約書(様式第6号) ・令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	①	
			・令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ・登記されていないことの証明書 ・身分証明書(外国籍の方は不要です) ・医師の診断書(成年被後見人及び被補佐人に該当する場合)	②	
12	常勤役員等 (経營業務の 管理責任者)	変更・追加	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要 ・役員等の一覧表(様式第1号 別紙1)	①	事実の発生したときから2週間以内
			・常勤役員等(経營業務の管理責任者)証明書(様式第7号)又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2・第一面～第四面) ・常勤役員等の略歴書(別紙) ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(別紙2・様式第7号の2による証明の場合提出) ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	②	
			・要件の確認資料(VI-2 許可要件の確認資料(1)新規申請 ①「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」又は②「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者」)	③	
		削 除	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要 ・役員等の一覧表(様式第1号 別紙1)	①	
	営業所技術者等	(有資格区分の変更のみの場合は②のみ提出)	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要 ・ 営業所技術者等 の一覧表(別紙4)	①	
			・ 営業所技術者等 証明書(新規・変更)(様式第8号) ・技術者の要件を証する書面 ・卒業証明書 ・実務経験証明書(様式第9号) ・資格証明書等の写し ・指導監督的実務経験証明書(様式第10号) ・監理技術者資格者証の写し ・登録基幹技能講習修了証の写し ※「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者であると認められる」ことの記載があるものに限る。	②	
			・要件の確認資料(VI-2 許可要件の確認資料(1)新規申請 ②「 営業所技術者等 」)	③	

			・廃業届（様式第22号の4）		
--	--	--	----------------	--	--

No.	変更事項		提出書類	繰込 分類	提出 期限
13	営業所技術者等	削 除	・変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要 ・営業所技術者等の一覧表（別紙4）	①	事実の発生したときから2週間以内
			※交替に伴う削除の場合 ・営業所技術者等証明書(新規・変更)(様式第8号) ※一部廃業等により営業所技術者等を削除した場合 ・届出書(様式第22号の3) ・廃業届（様式第22号の4）	②	
14	欠格要件に該当したとき		・届出書(様式第22号の3) 法第8条第1号又は第7号から第13号までのいずれかに該当した場合	②	
16	毎事業年度（決算期）を経過した時(決算変更届)		・変更届出書(事業年度終了用のもの) ・工事経歴書（様式第2号）・・・（注3） ・直前3年の各営業年度における工事施工金額（様式第3号） ・財務諸表等 ＜法人の場合＞ ・貸借対照表（様式第15号） ・損益計算書（様式第16号） ・完成工事原価報告書 ・株主資本等変動計算書（様式第17号） ・注記表（様式第17号の2） ・附属明細表（様式第17号の3）・・・（注4） ・事業報告書（株式会社のみ） ＜個人の場合＞ ・貸借対照表（様式第18号） ・損益計算書（様式第19号）	①	営業年度経過後4月以内
			・納税証明書（大臣許可は所得税、知事許可は事業税）	②	
			※以下は変更があった場合のみ添付 ・使用人数を記載した書面（様式第4号） ・令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） ・定款（決算期を変更した場合も含む） ・健康保険等の加入状況（様式第7号の3）	①	
			・要件の確認資料（VI-2 許可要件の確認資料（1）新規申請 ④健康保険等の確認資料）	③	

(注1) 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）について変更があった場合に提出すること。ただし、すでに記載してある株主の持分比率が100分の5を下回らない場合には提出を要さない。なお、監査役は含まれません。

(注2) 「工事経歴書」は経営事項審査（公共工事の入札に参加するために必要な審査）を受ける場合には、免税業者を除き消費税抜きで作成しなくてはなりません。

(注3) 附属明細表については資本の額が1億円超又は直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付。

(注) 「登記されていないことの証明書」「身分証明書」「医師の診断書」「法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」「納税証明書」は、申請日から3か月以内のものを添付してください。

(注) 届出事項が重複する場合、例えば、新たに法人の役員に就任する者が常勤役員等（経營業務の管理責

任者) にも就任する場合は、No. 8及びNo. 12に該当し、それぞれの書類を提出いただくことになります。

Ⅶ－４ 廃業の届出

(１) 全部廃業

許可を受けた後、次のいずれかに該当することとなった場合は、30日以内に廃業届を提出してください。

廃業理由	届出者
ア 許可を受けた個人事業主が死亡したとき	相続人
イ 法人が合併して消滅したとき	役員であった者
ウ 法人が破産手続開始の決定により解散したため	破産管財人
エ 法人が合併又は破産以外の理由により解散したため	清算人
オ 許可を受けた建設業を廃止したため	個人事業主又はその法人の代表取締役等

届出書様式

⑥ 廃業届（様式第22号の4）・・・・・・P 161 参照

(２) 一部廃業

許可要件の喪失などにより、許可を受けた建設業の一部を廃止する事となった場合、個人事業主又は法人の代表取締役等は、次のとおり廃業届を提出してください。

廃業理由	同時に行うべき届出	提出期限
ア 営業所技術者等が退職した等の理由により不在となったため	・ No. 13 営業所技術者等の提出書類	2週間以内
イ 上記以外の理由により一部の業種を廃業したため	・ 変更届出書(様式第22号2) ※第二面不要	30日以内

届出書様式

⑥ 廃業届（様式第22号の4）・・・・・・P 161 参照

Ⅶ－５ 許可換えの新規申請

許可を受けた後、次のいずれかに該当することとなった場合は、許可換えの新規申請が必要です。

ア 国土交通大臣の許可を受けた者が、他県の営業所を廃止し、群馬県内にのみ営業所を有することとなった。（大臣許可→群馬県知事許可）

イ 群馬県知事の許可を受けた者が、他県に営業所を設置した。（群馬県知事許可→大臣許可）

ウ 群馬県知事許可を受けた者が、営業所を全て他県へ移転した。（群馬県知事許可→当該県知事許可）または、その逆。（当該県知事許可→群馬県知事許可）

Ⅶ－６ 標識の掲示

許可業者であることを明示するために、公衆の見やすい場所に次の標識を必ず掲示してください。

ア 全ての営業所に掲示するものについては、様式第28号

イ 建設工事の現場に掲示するものについては、様式第29号

Ⅶ－７ 工事現場の技術者の配置

建設業の許可業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小に関係なく、必ず工事現場に「主任技術者」を置かなければなりません。

また、発注者から直接工事を請け負い、そのうち5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下

請契約して工事を施工する場合は、主任技術者に変えて「監理技術者」を現場に置かなければなりません。

また、以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができます。ただし、専任特例を活用する場合を除きます。また、(1)～(3)の併用はできません。

(1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

- ① 所属する営業所で契約締結した工事であること
- ② 兼ねる工事の現場数が1以下であること
- ③ 下記の1～7を満たしていること（監理技術者又は主任技術者の兼務特例）
 - 1 各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること
 - 2 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること
 - 3 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること
 - 4 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること ※ 1
 - 5 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること
 - 6 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること ※ 2
 - 7 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること
- ④ 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

(2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

- ① 所属する営業所で契約締結した工事であること
- ③ 所属する営業所での職務が適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること
- ③ 所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること
- ④ 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

(3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（(2)の場合以外）

- ① (1)の要件を全てみたすこと

※ 1 土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者を配置。

※ 2 電磁的記録媒体による措置も可能。当該計画書は、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。

公共工事かつ専任性を求められる工事については、発注者へ事前に確認をとってください。

変更届出書

(第一面)

経営者の変更の場合は様式七号と併せて、「(4)役員等の氏名」を選択し、この変更届出書を必ず提出

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

について変更があったので届出をします。

地方整備局長
北海道開発局長
群馬県知事

主たる営業所と本店・自宅が異なる場合は
法人：登記上の本店所在地及び主たる営業所の所在地を併記
個人：個人事業主の自宅住所及び主たる営業所の所在地を併記

所在地・住所 太田市西本町60-27
令和2年4月1日

商号・名称 太田建設(株)
届出者(役職名・氏名) 代表取締役 太田 信郎

大臣コード
知事

許可番号 3510 国土交通大臣 許可(一般) 01 第030123号 許可年月日 令和01年12月01日

法人番号 36700020100005

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
記載例				
役員等の氏名	赤城 健	—	R2.3.25	取締役・ 経營業務管理責任者離任
役員等の氏名	白根 陸	白根 陸	R2.3.25	経營業務管理責任者就任
	取締役(経営者)が退任し、これまで取締役だった者が新たに経営者に就任した場合			
役員等の氏名	前橋 伸吾	前橋 伸吾	R2.3.25	経營業務管理責任者離任
役員等の氏名	高崎 史郎	高崎 史郎	R2.3.25	経營業務管理責任者就任
	取締役(経営者)が経営者のみ離任し、これまで取締役であった者が経営者に就任した場合			
営業所の業種の廃止	土・水	土	R2.3.25	高崎支店
営業所技術者等	太田 秀郎	—	R2.3.25	高崎支店
	営業所の業種廃止に伴い営業所技術者等を削除した場合			

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 23 25 30 35 40

商号又は名称 38 23 25 30 35 40

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39 3 5 10 15 20

代表者又は個人の氏名 40 3 5 10

主たる営業所の所在地市区町村コード 41 都道府県名 市区町村名

主たる営業所の所在地 42 23 25 30 35 40

郵便番号 43 3 5 6 10 15 20 電話番号 10 15 20

資本金額又は出資総額 44 3 5 10 (千円)

連絡先

所属等 総務課

氏名 太田 康郎

電話番号 0276-32-2345

ファックス番号 0276-32-2345

(第二面)

区	分	項番	3	〔 2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変 3. 従たる営業所の の新設 4. 従たる営業所の の廃止 〕
		8 1 2		
大臣コード				
許 可 番 号	項番	3	国土交通大臣 群馬県知事	許可年月日
	8 2 1 0		許可(一般特) 0 2) 第 0 3 0 0 1 2 3 号	令和 0 2 年 1 2 月 0 1 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
(主たる営業所)

営 業 し ょ う と する 建 設 業	8 3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般 2. 特定)
変更前			

(従たる営業所)

フリガナ タカサキシテン																					
従 たる 営 業 所 の 称	8 4 高 崎 支 店																				
内 容	<table border="0"> <tr> <td>従たる営業所の所在地市区町村コード</td> <td>8 5</td> <td>都道府県名</td> <td>市区町村名</td> </tr> <tr> <td>従たる営業所の所在地</td> <td>8 6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>8 7</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営 業 し ょ う と する 建 設 業</td> <td>8 8</td> <td>土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解</td> <td>(1. 一般 2. 特定)</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	都道府県名	市区町村名	従たる営業所の所在地	8 6			郵便番号	8 7	電話番号		営 業 し ょ う と する 建 設 業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般 2. 特定)	変更前			
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	都道府県名	市区町村名																		
従たる営業所の所在地	8 6																				
郵便番号	8 7	電話番号																			
営 業 し ょ う と する 建 設 業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般 2. 特定)																		
変更前																					

(従たる営業所)

フリガナ																					
従 たる 営 業 所 の 称	8 4																				
内 容	<table border="0"> <tr> <td>従たる営業所の所在地市区町村コード</td> <td>8 5</td> <td>都道府県名</td> <td>市区町村名</td> </tr> <tr> <td>従たる営業所の所在地</td> <td>8 6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>8 7</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営 業 し ょ う と する 建 設 業</td> <td>8 8</td> <td>土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解</td> <td>(1. 一般 2. 特定)</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	都道府県名	市区町村名	従たる営業所の所在地	8 6			郵便番号	8 7	電話番号		営 業 し ょ う と する 建 設 業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般 2. 特定)	変更前			
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	都道府県名	市区町村名																		
従たる営業所の所在地	8 6																				
郵便番号	8 7	電話番号																			
営 業 し ょ う と する 建 設 業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般 2. 特定)																		
変更前																					

(従たる営業所)

フリガナ																					
従 たる 営 業 所 の 称	8 4																				
内 容	<table border="0"> <tr> <td>従たる営業所の所在地市区町村コード</td> <td>8 5</td> <td>都道府県名</td> <td>市区町村名</td> </tr> <tr> <td>従たる営業所の所在地</td> <td>8 6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>8 7</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営 業 し ょ う と する 建 設 業</td> <td>8 8</td> <td>土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解</td> <td>(1. 一般 2. 特定)</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	都道府県名	市区町村名	従たる営業所の所在地	8 6			郵便番号	8 7	電話番号		営 業 し ょ う と する 建 設 業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般 2. 特定)	変更前			
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	都道府県名	市区町村名																		
従たる営業所の所在地	8 6																				
郵便番号	8 7	電話番号																			
営 業 し ょ う と する 建 設 業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般 2. 特定)																		
変更前																					

様式第二十二号の二

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「^{地方整備局長}北海道開発局長」「^{国土交通大臣}知事」及び「^特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 35「許可番号」の欄の「^{大臣}知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 36「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 37「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 38「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例

株	有	建	設
有	限	公	司

A建設□□)
- | 種 類 | 略 号 | 種 類 | 略 号 |
|---------|-----|-----------|------|
| 株 式 会 社 | (株) | 企 業 組 合 | (企) |
| 特例有限会社 | (有) | 一般財団法人 | (一財) |
| 合 名 会 社 | (名) | 一般社団法人 | (一社) |
| 合 資 会 社 | (資) | 公益財団法人 | (公財) |
| 合 同 会 社 | (合) | 公益社団法人 | (公社) |
| 協 同 組 合 | (同) | 特定非営利活動法人 | (特非) |
| 協 業 組 合 | (業) | | |
- 14 39「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 15 40「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 17 42「主たる営業所の所在地」及び86「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば豊岡関2－1－13□□のように記入すること。
- 18 43及び87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03－5253－811□□のように左詰めで記入すること。
- 19 44「^{資本金額}又は^{出資総額}」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 81「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

様式第二十二号の二

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

- 22 ☐ ☐ ☐ 及び ☐ ☐ 「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、☐ ☐ ☐ 「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

②

変 更 届 出 書

令和 3 年 4 月 1 日

国土交通大臣

許可番号

許可（般・特-01）第 3 0 1 2 3 号

群馬県知事

法人番号

7 0 0 0 0 2 0 1 0 0 0 0 5

主たる営業所と本店・自宅が異なる場合は
法人：登記上の本店所在地及び主たる営業所の所在地を併記
個人：個人事業主の自宅住所及び主たる営業所の所在地を併記

太田市西本町 6 0 - 2 7

太田建設（株）

届 出 者 代表取締役 太田 信郎

地方整備局長
北海道開発局長
群馬県知事

殿

事業年度（第 2 6 期 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 3 1 日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

- ① 工事経歴書 ② 工事施工金額
③ 貸借対照表及び損益計算書 ④ 株主資本等変動計算書及び注記表
⑤ 事業報告書 ⑥ 附属明細表 ⑦ 法人税納付済額証明書
⑧ 所得税納付済額証明書 ⑨ 事業税納付済額証明書
⑩ 使用人数 ⑪ 令第 3 条に規定する使用人の一覧表
⑫ 定款 ⑬ 健康保険等の加入状況

記載要領

1 「 地方整備局長

北海道開発局長 及び 「国土交通大臣
知事」 については、不要のものを消すこと。

2 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状、その他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 （1）から（13）までの事項について、該当するものの番号を○で囲むこと。

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役

経験年数 平成24年10月から平成29年10月まで 満5年1月

証明者と
の関係 役員

備考 群馬県知事（般・特-01）第30123号
令和元年12月1日許可
特：土 般：と・舗

令和3年4月1日

（所在地・住所）太田市西本町60-27

（商号・名称）太田建設（株）

証明者（役職名・氏名）代表取締役 太田 信郎

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{本——人} \\ \text{の支配人} \end{array} \right\}$ で第7条第1号イ $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和3年4月1日

地方整備局長
北海道開発局長
群馬県知事 殿

（所在地・住所）太田市西本町60-27

申請者（商号・名称）太田建設（株）

届出者（役職名・氏名）代表取締役 太田 信郎

申請又は届出の区分 $\left[\begin{array}{c} \text{項番} \\ 172 \end{array} \right]$ (1. 新規 2. 変更 3. 経營業務の管理責任者の追加 4. 経營業務の管理責任者の更新等)

変更又は追加の年月日 令和2年3月25日

大臣コード
知事

許可年月日

許可番号 $\left[\begin{array}{c} 1810 \end{array} \right]$ 国土交通大臣 群馬県知事 許可（般-02）第 $\left[\begin{array}{c} 030123 \end{array} \right]$ 号 令和 $\left[\begin{array}{c} 02 \end{array} \right]$ 年 $\left[\begin{array}{c} 12 \end{array} \right]$ 月 $\left[\begin{array}{c} 01 \end{array} \right]$ 日

記

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ $\left[\begin{array}{c} 19 \end{array} \right]$ オ オ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

氏名 $\left[\begin{array}{c} 20 \end{array} \right]$ 太田 $\left[\begin{array}{c} 3 \end{array} \right]$ 信郎 $\left[\begin{array}{c} 5 \end{array} \right]$ $\left[\begin{array}{c} 10 \end{array} \right]$

生年月日 $\left[\begin{array}{c} 13 \end{array} \right]$ S $\left[\begin{array}{c} 14 \end{array} \right]$ 3 $\left[\begin{array}{c} 16 \end{array} \right]$ 9 $\left[\begin{array}{c} 18 \end{array} \right]$ 年 $\left[\begin{array}{c} 16 \end{array} \right]$ 1 $\left[\begin{array}{c} 18 \end{array} \right]$ 2 $\left[\begin{array}{c} 18 \end{array} \right]$ 月 $\left[\begin{array}{c} 18 \end{array} \right]$ 3 $\left[\begin{array}{c} 18 \end{array} \right]$ 日

住所 太田市西本町60-27

◎【変 更 前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

氏名 $\left[\begin{array}{c} 21 \end{array} \right]$ 白根 $\left[\begin{array}{c} 3 \end{array} \right]$ $\left[\begin{array}{c} 5 \end{array} \right]$ 陸 $\left[\begin{array}{c} 10 \end{array} \right]$

生年月日 $\left[\begin{array}{c} 13 \end{array} \right]$ S $\left[\begin{array}{c} 14 \end{array} \right]$ 3 $\left[\begin{array}{c} 16 \end{array} \right]$ 5 $\left[\begin{array}{c} 18 \end{array} \right]$ 年 $\left[\begin{array}{c} 16 \end{array} \right]$ 0 $\left[\begin{array}{c} 18 \end{array} \right]$ 6 $\left[\begin{array}{c} 18 \end{array} \right]$ 月 $\left[\begin{array}{c} 18 \end{array} \right]$ 0 $\left[\begin{array}{c} 18 \end{array} \right]$ 日

備考

経營業務の管理責任者の略歴については、別紙による。

④

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)

00003

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和 2年 4月 1日

地方整備局長
北海道開発局長
群馬県知事 殿

(所在地・住所) 太田市西本町60-27
申請者(商号・名称) 太田建設(株)
届出者(役職名・氏名) 代表取締役 太田 信郎

区分 項番 614 (1. 新規許可 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

大臣コード

許可年月日

許可番号 6210 国土交通大臣 群馬県知事 許可(一般-01) 第030123号 令和01年12月01日

記

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

63 オオタ ヒデオ 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

土建大左と右屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類 64

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 65 14

変更、追加又は削除の年月日 令和 2年 3月 25日

営業所の名称 (旧所属) 本店

営業所の名称 (新所属)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

63 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

土建大左と右屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類 64

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 65

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

63 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

土建大左と右屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類 64

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 65

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

記載要領

1 この証明書は、次の場合ごとく〔6〕〔1〕「区分」ごとにそれぞれ別々に作成すること。

(1) 区分2「営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更」の場合

許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となっている建設業の種類又はその有資格区分に変更があった場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、〔6〕〔1〕「区分」の欄の□に「2」を記入すること。

(2) 区分3「営業所技術者等の追加」の場合

① 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合

② 婚姻等により氏名の変更があった場合に、変更後の氏名について届け出る場合

なお、変更前の氏名については、区分「4」により、この届出と同時に届け出る必要があります。

注意

1 この区分は、すでに許可を受けている許可行政庁に対して、すでに受けた許可業種の範囲内で営業所技術者等を追加することを届け出るものです。

2 現在証明されている営業所技術者等に加えて新たな者を証明する場合には、現在証明されている営業所技術者等について、同時に本証明書の区分4「営業所技術者等の交替に伴う削除」の届出を同時に行わなければなりません。

(3) 区分4「営業所技術者等の交替に伴う削除」の場合

① 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなった場合（その者がこれまで営業所技術者等となっていた建設業について、新たに営業所技術者となる者があり、当該新たに営業所技術者となるものについて上記（1）又は（2）に該当するものとして同時に届け出る場合に限る。）

② 婚姻等により氏名の変更があった場合に、変更後の氏名について届け出る場合

なお、変更後の氏名については、上記（2）②によること。

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、〔6〕〔1〕「区分」の欄の□に「4」を記入すること。

注意

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第7条第2号（営業所技術者の資格要件）若しくは法第15条第2号（特定営業所技術者の資格要件）に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（様式第二十二号の三 P159）を用いて届け出ることにあります。

2 「建設業法第7条第2号」「地方整備局長
建設業法第15条第2号」北海道開発局長「国土交通大臣
知事」及び「般特」については、不要のものを消すこと。

3 〔6〕〔2〕「許可番号」の欄における「大臣コード
知事」の欄には、現在許可を受けている行政庁について該当するコードを記入すること。（群馬県知事許可は「10」。）

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば〔0〕〔0〕〔1〕〔2〕〔3〕〔4〕又は〔0〕〔1〕月〔0〕〔1〕日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在複数の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

4 〔6〕〔3〕「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁点又は半濁点は、1文字として扱うこと。

「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設太郎のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば〔0〕〔1〕月〔0〕〔1〕日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

5 〔6〕〔4〕「今後担当する建設工事の種類」の欄は、〔6〕〔1〕「区分」の欄に「4」（営業所技術者等の交替に伴う削除）を記入した場合を除き、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべ

てについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

例

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 [6] [4] [9] [] [] [] [] [] [] [7] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [2] [] [] [] [] [] [] []
 ↑ ↑ ↑
 特定建設業に従事する者で1級相当の国家資格を有する者
 一般建設業に従事する者で国家資格を有する者
 学卒+経験さらに指導監督の実務経験で資格を有する者

特定営業所技術者になることができる資格を有する者の場合でも、現在専任となっている業種が一般建設業の場合は「9」ではなく「7」とすること。

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「1」（新規許可等）、「2」（営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更）、「4」（営業所技術者等の交替に伴う削除）又は「5」（営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更）を記入した場合に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてについて、同様の要領により記入すること。

注意

既に証明されている建設工事の種類についても、提出（届出）後も引き続いて担当するものは、必ず記入すること。

なお、[6][1]の「区分」の欄に「3」（営業所技術者等の追加）を記入した場合は、これまで営業所技術者等として証明されていない者を、新たに証明するものであるため、本欄について記入する必要はない。

6 [6][5]「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当又は法第15条第2号イ該当については、当該技術者の有する資格等の区分）について、該当するコードをカラムに記入すること。

注意

[6][4]「建設工事の種類」と[6][5]「有資格区分」のコードについては、表3の別表－1及び2を参照。

7 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「2」（営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更）、「3」（営業所技術者等の追加）、「4」（営業所技術者等の交替に伴う削除）又は「5」（営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更）を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

⑤

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(用紙A 4)

00008

届 出 書

下記のとおり、

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる 基準を満たさなくなった (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号 に掲げる基準を満たさなくなった (3) 営業所技術者等を削除した (4) 欠格要件に該当するに至った	}	ので届出をします。
--	---	-----------

令和 3 年 4 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
群馬県知事 殿

(所在地・住所) 太田市西本町60-27
(商号・名称) 太田建設(株)
届 出 者 (役職名・氏名) 代表取締役 太田 信郎

項 番 大臣 コード
知事

許 可 番 号

5	1	1	0
---	---	---	---

国土交通大臣
群馬県知事

許可 (一般) 特 (07) 第 030123 号

許可年月日

令和 01 年 12 月 01 日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

氏 名

5	2										
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

生年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなった場合
(3) 営業所技術者等を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

氏 名

5	3	太	田								
---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

生年月日

S	2	2									
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

営業所の名称 高崎支店 建設工事の種類 水

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

氏 名

5	3										
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

生年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

営業所の名称 建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T〕

氏 名

5	3										
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

生年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

営業所の名称 建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなつた場合
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、**営業所技術者等**を削除した場合
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「**地方整備局長**
北海道開発局長
知事」、「**国土交通大臣**
知事」及び「**般特**」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **5** **1**「許可番号」の欄の「**大臣**
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5** **2**及び**5** **3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設** **太郎** のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が**営業所技術者等**となつていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

0	0	0	0	9
---	---	---	---	---

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 3 年 4 月 1 日

(所在地・住所) 太田市西本町60-27

(商号・名称) 太田建設(株)

地方整備局長
北海道開発局長
群馬県知事 殿

届出者 (役職名・氏名) 代表取締役 太田 信郎

届出の区分

	項	番	3
	5	4	2

(1. 全部の業種の廃業)
(2. 一部の業種の廃業)

許 可 番 号 5510 大臣
知事コード 国土交通大臣
群馬県知事許可（一般） 01 第 030123 号 許可年月日 令和 01 年 12 月 01 日

記

廃止した建設業 ☐

5	6
---	---

 土 3 大 5 と 石 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 届出時に許可を受けている建設業 ☐

5	7
---	---

 2

--

--

1

--

--

1

--

--

--

--

--

--

--

--

2

--

--

(1. 一般)
 (2. 特定)

行政庁側記入欄
整理区分

決裁年月日

【備考】

廃業等の年月日 令和 3 年 3 月 20 日

廃業等の理由

- (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
- (2) 法人が合併により消滅したため
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
- (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

記載要領

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 [5][4]「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合は「2」をカラムに記入すること。
- 5 [5][5]「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について表5の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 [5][6]「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 [5][7]「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称	太田建設株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 太田 信郎		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
特定建設業	土木工事業	国土交通大臣 群馬県知事 許可（特-01）第30123号	令和元年12月 1日
一般建設業	とび・土工工事業 舗装工事業	国土交通大臣 群馬県知事 許可（般-30）第30123号	平成30年10月 1日
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
この店舗で営業 している建設業	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業		

35cm以上

40cm以上

記載要領

「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。

様式第29号(第25条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称		太田建設株式会社	
	代表者の氏名		代表取締役 太田 信郎	
	主任技術者の氏名	専任の有無	太田 光郎	有
	資格名	資格者証交付番号	1級土木施工管理技士	第999999号
	一般建設業又は特定建設業の別		一般建設業、特定建設業	
	許可を受けた建設業		土木工事業、とび・土工工事業、 舗装工事業	
	許可番号		国土交通大臣 群馬県知事 許可（般・特-01）第30123号	
許可年月日		令和 元年 12月 1日		
35cm以上				

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄は、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。

VIII 建設業許可証明書の交付申請

発注機関等から証明書の提出を求められた場合に、現在有効な建設業許可について、次のとおり証明書を発行します。

(1) 申請方法

建設業許可証明書交付申請書（別記様式）を下記窓口に提出してください。

＜証明書交付窓口＞

県庁建設企画課建設業対策室（県庁２１階 南フロア）

電話：０２７－２２６－３５２０

※なお、代理人の方が請求される場合は、ご本人（法人の場合は代表者）からの委任状が必要です。委任状の様式は特に定めていませんが、以下の内容を必ず記載してください。

- ・委任者の署名捺印
- ・受任者（代理人）の署名
- ・委任年月日
- ・委任事項

(2) 証明手数料

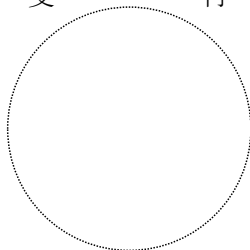
請求枚数１枚につき４００円分の群馬県証紙が必要です。

(3) 証明交付時間

月曜日から金曜日の開庁日

午前９：００から１２：００まで及び午後１：００から４：３０まで

受 付



建設業許可証明書交付申請書

申請日 令和 4 年 4 月 1 日

群馬県知事 様

必ず建設業許可を取得している
主たる営業所の所在地を記載し
てください。

許 可 番 号 群馬県知事許可 第 9 9 9 9 9 号

主たる営業所の所在地 前橋市大手町 1 - 1 - 1

商 号 又 は 名 称 (株) 群馬建設

代 表 者 名 代表取締役 群馬 太郎

電 話 番 号 0 2 7 - 2 2 6 - 3 5 2 0

建設業法第 3 条第 1 項に基づく許可を受けていることを証明してください。

請 求 枚 数	2 枚
証 紙 貼 付 欄	御希望の証明書の枚数に応じた群馬県収入証紙を 貼り付けてください。 記載例では 2 枚のため 4 0 0 円 × 2 枚 = 8 0 0 円分の証紙が必要です。

IX 建設業許可申請書の閲覧

現在有効な群馬県知事許可を受けている建設業者の許可申請書の閲覧ができます。閲覧申請書に必要な事項を記載し提出してください。

(1) 閲覧場所

県庁建設企画課 建設業対策室（県庁21階 南フロア）

電話：027-226-3520

(2) 閲覧時間

月曜日から金曜日の開庁日

午前9：30～12：00まで及び午後1：00～4：30

(3) 閲覧手数料

無料

(4) 閲覧対象書類

建設業法第13条に掲げられた書類（建設業許可申請書のうち個人情報を含まない書類等）

(5) 以下の者は閲覧を禁止する場合があります。

- ・係員の指示に従わない者。
- ・申請書類を汚損、若しくは毀損した者又はそのおそれがある者。
- ・他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者。

（注）大臣許可業者の申請書は閲覧できません。

閱 覧 申 請 書

課長の 認印	閱覧年月日	閱覧申請者			閲覧したい建設業者の許可番号
		住 所	氏 名	電話番号	

チェック欄	閲覧					
		返却				